``

令和 8 年度

自　己　点　検　評　価　書

（評価対象年度 令和 7 年度）

令和 7(2026)年 6 月

愛知産業大学

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
基準 3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
基準 4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
基準 A. 地域社会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

Ⅴ. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

Ⅶ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

エビデンス集（デ-タ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1）建学の精神

豊かな知性と誠実な心を持ち 社会に貢献できる人材を育成する

私たち学校法人愛知産業大学は「社会に貢献できる人材」の育成を教育の基本理念としています。「社会に貢献できる人材を育成する」という教育の基本理念を遂行するために、「豊かな知性を持つ人材の育成」及び「誠実な心を持つ人材の育成」を教育方針とした教育活動を行います。

「豊かな知性」とは、広い知識と深い教養を備え最良の判断のできる能力であり、そのためには、何事にも積極的に取り組み、努力を惜しまない姿勢が大切であります。

「誠実な心」とは、真心と愛情にあふれた真面目な心であり、そのためには、何事にも心からの誠意を以って接し、心から感謝し、礼儀正しくあることであります。

社会に貢献できる人は、この「豊かな知性」と「誠実な心」を兼ね備えた人であります。

建学の精神に掲げる「豊かな知性」と「誠実な心」を持つ人材を育成することにより、私たち学校法人愛知産業大学も社会に貢献できるものと考えます。

（『学校法人愛知産業大学学園 60 年のあゆみ』より）

2）時代に対応する建学の精神

昭和 36(1961)年 4 月、学校法人常懐学園（現学校法人愛知産業大学）の理事長が竹内勇から水野恒治に代わるのを機に、建学の精神を以下の通り定め、併せて設置する愛知女子工芸高等学校の入学生を女子から男子へと移行し、校名を愛知工芸高等学校（現愛知産業大学工業高等学校）へ変更した。

・建学の精神（昭和 36 年度～平成 23 年度）

社会から喜ばれる知識と技術をもち 歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し
英知と勤勉な国民性を高め 科学技術、文化の発展に貢献する

平成 23(2011)年度、学校法人愛知産業大学（以下「学園」という） が学校法人設立 60 周年を機に、建学の精神を、その精神を継承しつつも時代に即応した判り易い表現に再構築することとし、現在の建学の精神が定められ、平成 24(2012)年度から施行された。学園は、平成 23(2011)年 11 月 11 日に刊行した『学校法人愛知産業大学学園 60 年のあゆみ』の中で、「社会から喜ばれる知識と技術をもち 歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成する」とした前の建学の精神を継承し、「社会に貢献できる人材の育成」を教育の基本理念とすることを改めて明確に位置付けている。

この「社会に貢献できる人材を育成する」という教育の基本理念を遂行するために、「豊かな知性を持つ人材」及び「誠実な心を持つ人材」を育成するという教育方針により教育活動を行うこととしている。

より具体的には、「豊かな知性」とは、広い知識と深い教養を備え、論理的に思考し最

良の判断のできる能力であり、そのためには、何事にも積極的に取り組み、努力を惜しまない姿勢が大切である。また、「誠実な心」とは、真心と愛情に溢れた真面目な精神であり、そのためには、何事にも心から誠意をもって接し、心から感謝し、礼儀正しくあることが必要である。そして、「社会に貢献」とは、人々から信頼され、それに応えようとするひたむきな姿勢であり、時代を超え、社会から評価されることである。

このように、学園及び愛知産業大学（以下「本学」という）は、この建学の精神を掲げることによって「豊かな知性」と「誠実な心」を持ち、「社会に貢献できる人材」を育成することを通して、学園及び本学自身も真に社会に貢献できる、と確信する次第である。

3）大学の使命・目的

本学は、建学の精神に従い、平成4(1992)年4月に産業デザイン学科と建築学科を擁する造形学部の単科大学として開学した。その設置認可申請書には「個性豊かな創造力を持ち、社会及び産業界において、その創造力を発揮できる人材を育成する」ことを設置の目的として明記している。また、平成8(1996)年4月に、広く社会人を始めとした学習者に教育を行う通信教育部を、平成12(2000)年4月に、「実践経営学」を教育理念とした経営学部を、更には平成17(2005)年4月に、高度な「実践的職業人」の育成を目的に大学院造形学研究科（以下「大学院研究科」という）を開設し、現在に至っている。

以上の通り、本学は一貫して建学の精神の趣旨に則りその教育研究活動を展開しており、大学の使命・目的は、愛知産業大学学則（以下「大学学則」という）第１条及び愛知産業大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第１条において、以下の通り明確に定めている。

愛知産業大学学則　第１条

本学は教育基本法と学校教育法に基づき、各種産業に関する知識と学術を授けるとともに、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り英知と勤勉な国民性を高め、産業及び文化の発展に貢献することを目的とする。

愛知産業大学大学院学則　第１条

愛知産業大学大学院は、教育基本法と学校教育法に基づき、各種産業に関する高度な知識と学術を授けるとともに、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、英知と勤勉な国民性を高め、産業及び文化の発展に貢献することを目的とする。

この大学の使命・目的に基づき、本学の教育目標を定めており、言い換えれば、建学の精神は、大学の使命・目的、教育目標を通じて本学の日々の教育活動に反映していると言える。

4）大学の個性・特色

本学の第１の個性・特色は、大学名に「産業」を冠し、産業界との連携を通して、地

域社会に貢献していることである。その本質は、日本のものづくりの中心地で産業首都と呼ばれる愛知県において、産業という地域性（ローカル）を重視し、地域社会に貢献すると同時に、学術の普遍性（グローバル）を求める点にある。具体的には、大学学則第 1 条の大学の使命・目的に明記する、各種産業に関する知識と学術を授けることは、地域社会や産業界、ひいては日本や世界の発展に貢献する大学を目指すことにある。この意味で、大学名に「産業」を冠していることは、本学の個性であり特色になっている。

第 2 に、学園が設置する高等学校や専門学校が長年培ってきた「実学志向」を源流とする「実践的授業」も本学の個性・特色である。本学の教育研究活動では、学園の実学志向の DNA を継承し、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条の大学の使命・目的に明記する、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究する教育システムを通して人格の完成を図り、実践的な人材の育成を目指している。地域や産業界との連携による実践的な授業はこれまでも、「地域実習」「三河ものつくり学」を全学共通専門科目として開講してきた。平成 31(2019)年 4 月からスタートした新カリキュラムでは「三河のまちづくりと観光」「三河のものづくり」等の全学共通専門科目を開講し、地域の学術の拠点であるばかりでなく、地域社会と地域産業への貢献を自覚した教育活動を行っている。

第 3 に、産業界との連携や実践的授業による「就業力」を身に付けた人材育成を通して社会へ貢献することも本学の個性・特色である。就業力とは職業に就いて長く仕事を続け、職能を高め続けていく力を意味する。その実現のために、少人数での授業や実践的授業を多く取り入れた教育活動を展開している。

このように、本学は「産業」を冠して産業界との連携を図り、多くの「実践的授業」を取り入れ、多様な学生一人ひとりに寄り添い、地域社会や産業界に対応できる「就業力」を育成する教育システムを本学の個性・特色として人材の育成を行っている。

Ⅱ．沿革

1．本学の沿革

本学は、1905 年に設立された私立愛知高等裁縫女学院を源流とし、地域社会の教育需要に応える形で発展してきた。主要な沿革は以下のとおりである。

昭和 61(1986)年	4 月	東海産業短期大学を開学
平成 4(1992)年	4 月	愛知産業大学を開学し、造形学部 産業デザイン学科と建築学科を置く
平成 6(1994)年	4 月	東海産業短期大学通信教育部を開学し、経営学科と英語科を置く
平成 8(1996)年	4 月	東海産業短期大学の校名を愛知産業大学短期大学に改称
平成 11(1999)年	12 月	愛知産業大学経営学部経営学科を開設
平成 12(2000)年	4 月	愛知産業大学に留学生別科を開設
平成 14(2002)年	4 月	法人名を学校法人愛知水野学園から学校法人愛知産業大学に改称
平成 15(2003)年	4 月	愛知産業大学経営学部経営環境学科を開設 愛知産業大学造形学部産業デザイン学科及び通信教育部産業デザイン学科の名称をデザイン学科に改称

平成 16(2004)年　4 月　愛知産業大学に大学院造形学研究科建築学専攻の設置が認可され、校舎を岡崎市岡町字原山 12 番 5 に置く
11 月　愛知産業大学に大学院造形学研究科建築学専攻を開設
平成 17(2005)年　4 月　愛知産業大学経営学部経営学科の名称をビジネスマネジメント学科に改称
愛知産業大学短期大学経営学科と英語科を廃止
愛知産業大学短期大学通信教育部に国際コミュニケーション学科を開設
愛知産業大学通信教育部に建築学科を開設
平成 18(2006)年　4 月　愛知産業大学に大学院造形学研究科デザイン学専攻を開設

平成 19(2007)年　4 月　愛知産業大学経営学部ビジネスマネジメント学科と経営環境学科を統合し、総合経営学科を開設
平成 21(2009)年　4 月　愛知産業大学留学生別科を廃止
平成 26(2014)年　3 月　愛知産業大学通信教育部デザイン学科を募集停止
4 月　愛知産業大学造形学部デザイン学科を募集停止
愛知産業大学造形学部スマートデザイン学科を開設
平成 31(2019)年　4 月　愛知産業大学造形学部デザイン学科を廃止
愛知産業大学通信教育部デザイン学科を廃止
令和 7(2025)年　3 月

2. 本学の現況

・大学名

愛知産業大学

・所在地

〒444-0005　愛知県岡崎市岡町原山 12 番 5

・学部、研究科の構成

大学	造形学部	建築学科、スマートデザイン学科、デザイン学科（廃止届出）
	経営学部	総合経営学科
	通信教育部 造形学部	建築学科、デザイン学科（廃止届出）
大学院	造形学研究科 （修士課程）	建築学専攻、デザイン学専攻

・学生数、教員数、職員数

1）学部等学生数（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数	備考
造形学部	デザイン学科	－	－	－	－	令和7年3月廃止届出
	建築学科	70	5	290	225	
	スマートデザイン学科	70	5	290	121	
経営学部	総合経営学科	120	5	490	316	
通信教育部造形学部	デザイン学科	－	－	－	－	令和7年3月廃止届出
	建築学科	100	200	800	1,098	
合　計		360	215	1,870	1,760	

2）大学院学生数（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数	備考
造形学研究科（修士課程）	建築学専攻	10	20	30	
	デザイン学専攻	10	20	52	
合　計		20	40	82	

3）教員数（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

学部・学科		教授	准教授	講師	助教	計
造形学部	デザイン学科	－	－	－	－	－
	建築学科	8	3	1	0	12
	スマートデザイン学科	7	7	0	0	14
経営学部	総合経営学科	8	5	3	0	16
造形学研究科	建築学専攻	0	0	0	0	0
	デザイン学専攻	1	0	0	0	1
通信教育部造形学部	デザイン学科	－	－	－	－	－
	建築学科	4	3	0	0	7
合　計		28	18	4	0	50

注）学部・大学院の兼担教員の重複を除く

4）職員数（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

正職員	嘱託	パート	派遣	合計
40	1	29	8	78

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的

1-1．使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシ-への反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

（1）1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

（2）1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■使命・目的の設定

本学は、「豊かな知性と誠実な心を持ち、社会に貢献できる人材を育成する」という建学の精神を基盤として、大学学則第 1 条において使命・目的を明確に定めている。使命・目的は、各種産業に関する知識と学術を授け、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、産業および文化の発展に寄与する人材を育成することを旨とするものであり、建学の精神を具体化した教育活動の基本方針として位置付けられている。

■使命・目的の妥当性を検証する体制

本学は、建学の精神に基づき使命・目的および教育研究上の目的を設定している。これらの妥当性を検証するため、自己点検・評価委員会を設置し、「自己点検・評価委員会規程」【資料 1-1-11】に基づき運営している。委員会は年 1 回以上開催し、社会的状況や地域ニーズの変化を踏まえて使命・目的の妥当性を検証し、必要に応じて見直し案を作成している。見直し結果は学長決定を経て、中期計画や三つのポリシーに反映される仕組みを整備している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-11】自己点検・評価委員会規程（令和 6 年 4 月 1 日施行）

①学内外への周知

本学の建学の精神「豊かな知性と誠実な心を持ち、社会に貢献できる人材を育成する」は、大学の教育理念の根幹として位置付けられており、使命・目的とともに学内外へ広く周知している。

大学ホームページの「理念・使命」ページ【資料1-1-01】において、建学の精神、使命・目的、教育目標を公開し、社会に対して本学の教育理念を明確に示している。また、受験生や保護者向けの『大学案内』【資料1-1-02】、『入学試験要項』【資料1-1-03】、『大学院案内・学生募集要項』【資料1-1-04】、『通信教育部入学案内／学生募集要項』【資料1-1-05】においても、建学の精神および使命・目的を掲載し、入学前の段階から本学の教育理念を理解できる

よう配慮している。

入学式では、学長が式辞の中で建学の精神および使命・目的に言及し、新入生に対して本学の教育理念を直接伝えている。式後に開催する保護者説明会資料【資料1-1-06】にも建学の精神と使命・目的を明記し、保護者にも本学の教育理念を共有している。

在学生に対しては、毎年度初めに配付する『キャンパスガイド』【資料1-1-07】、『大学院学生便覧』【資料1-1-08】、『学習のしおり』【資料1-1-09】に建学の精神および使命・目的を掲載し、学生が日常的に参照できるようにしている。

専任教員および非常勤講師には『教務マニュアル』【資料1-1-10】を配付し、教育活動を担う教職員が建学の精神と使命・目的を理解し、授業運営や学生指導に反映できるよう周知している。さらに、令和5年度以降は、FD研修において使命・目的の共有を行い、教職員の理解度を把握する仕組みを導入するなど、周知の「実効性」を高める取組を進めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-01】愛知産業大学ホームページ（理念・使命）
https://www.asu.ac.jp/univ/mission/
【資料 1-1-02】愛知産業大学大学案内 2026
【資料 1-1-03】愛知産業大学入学試験要項 2026
【資料 1-1-04】令和 7 年度愛知産業大学大学院案内・学生募集要項
【資料 1-1-05】愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026
【資料 1-1-06】令和 7(2025)年度新入生保護者の皆様へ
【資料 1-1-07】愛知産業大学キャンパスガイド 2025
【資料 1-1-08】愛知産業大学大学院学生便覧 2025
【資料 1-1-09】愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）
【資料 1-1-10】教務マニュアル 2025 年度版

②中期的な計画への反映

第一次学園中長期計画（平成23～28年度）【資料1-1-a】では、「社会に貢献できる人材の育成」という教育目的の実現に向けて、建学の精神および使命・目的を起点とした将来ビジョンを策定し、「時代に即応し社会から必要とされるカリキュラム」の創設を重点課題として位置付けた。この方針のもと、造形学部・経営学部の再生、新学科の創設、通信教育部の再編など、教育課程・組織の抜本的な見直しを進めた。

第二次学園中長期計画（平成30～令和3年度）【資料1-1-b】では、第一次計画で示された方向性を継承しつつ、教育目的と社会的要請の変化を踏まえた「学部・学科の新たな教育目的」の再定義を進めるため、大学改組専門部会およびカリキュラム部会を設置した。これらの部会では、教育課程の体系化、専門性の深化、学修成果の可視化などを中心に審議を行い、将来計画委員会の議事録【資料1-1-c】に記録されているように、「教育課程の再編」を継続的に検討した。

その成果として、平成31（2019）年には造形学部デザイン学科を再構築し、新学科ス

マートデザイン学科を設置した。同学科ではAI（Artificial Intelligence）、IoT（Internet of Things）などの情報テクノロジーを活用した新たなデザイン教育を展開し、建築学科・総合経営学科でも教育内容の深化を図った。さらに、全学共通専門科目の設置により、「時代に即応し社会から必要とされるカリキュラム」の構築を全学的に推進し、使命・目的である「社会に貢献できる人材の育成」の実現に向けた教育体系を整備した。

令和4（2022）年度には、第三次学園中期計画（令和5～9年度）【資料1-1-d】を策定し、使命・目的を基盤とした教育改革をさらに発展させるため、第三次中期計画実行委員会を設置した。第三次計画では、社会的要請の変化（DX、地域協創、学修者本位の教育、持続可能性など）を踏まえ、以下の5つの重点事業を設定した。

・学生ファーストの実現
・DXを活用した教育・研究の質的向上
・ステークホルダーとの「共進化」の実現
・「学びの森」をコンセプトにした持続可能なキャンパスの実現
・「魅力的な労働環境」と「強靭な財政基盤」の実現

令和5（2023）年度・令和6（2024）年度には、これらの重点事業を中心に取り組みを進め、教育環境整備、教員組織強化、地域連携の深化、DX活用の推進など、教育研究体制の質的向上を図った。

令和7（2025）年度には、第三次中期計画の重点施策として、令和9（2027）年度開設予定の情報学部設置に向けた準備を本格化させた。教育課程、教員組織、施設設備の整備を進めるとともに、令和8（2026）年3月には文部科学省に対し情報学部設置認可申請を行った。また、DXハイスクール採択校との高大連携を推進し、DXHシンポジウムの開催等を通じて高校における探究活動支援およびデジタル人材育成に取り組んだ。

さらに、令和8（2026）年4月設置予定の産学官連携・地域協創推進機構の準備を進め、地域社会および産業界との連携強化に向けた体制整備を行った。建築分野における教育研究体制の充実を図るため、造形学部建築学科の建築学部建築学科への名称変更について検討を進めたが、制度上の手続きに関する確認の結果、認可申請を要することが判明したため、実施時期を見直し、令和9（2027）年度以降の実施に向けて準備を継続することとした。

これらの中期計画の策定・実施・改善のプロセスは、毎年度の自己点検・評価委員会において検証され、使命・目的との整合性、社会的要請との適合性、教育研究体制の妥当性を確認しながら改善が行われている。

このように、中期計画は単なる計画文書ではなく、使命・目的を基盤とした内部質保証の循環（PDCA）の中核として機能しており、教育研究活動の継続的改善を支える仕組みとして確立している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-a】第一次学園中長期計画（平成 23 年度～28 年度）
【資料 1-1-b】第二次学園中長期計画（平成 30 年度～令和 3 年度）
【資料 1-1-c】将来計画委員会議事録（平成 29 年度第 4 回、平成 31 年度第 1 回）
【資料 1-1-d】第三次学園中期計画（令和 5 年度～9 年度）

③三つのポリシーへの反映

建学の精神、大学の使命・目的、学部・学科等の教育目的の関連性は、これまで述べてきた通りであるが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシー【資料 1-1-e】も、建学の精神、大学の使命・目的、学部・学科等の教育目的を適切に反映し制定している。

ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を達成するため、学生が卒業時（大学院研究科は修了時）に身に付けている能力等（教育目標／学修成果）を学位授与の方針として明確に定めている。カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を達成するための教育課程編成・実施の方針として明確に定めている。アドミッション・ポリシーについては、本学の学部・学科及び大学院研究科が求める学生像、高等学校での望ましい履修状況等を入学者の受入れ方針として明確に定めている。

令和 5 年度には、DX・地域協創・学修者本位の教育など社会的要請の変化を踏まえ、三つのポリシーを改定した。改定は自己点検・評価委員会およびカリキュラム部会で審議され、使命・目的との整合性を確認したうえで実施しており、内部質保証の仕組みとして有効に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-e】三つのポリシー

④教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織【資料1-1-f】は、使命・目的に沿って構成されている。

造形学部・経営学部、大学院研究科、通信教育部を中心に、初年次教育と教養教育を担う教養教育センター【資料1-1-g】、地域貢献の中核となる地域共同教育研究センター【資料1-1-h】、研究成果発信と共同研究を担う経営研究所【資料1-1-i】・造形学研究所【資料1-1-j】、学習支援を担う図書館【資料1-1-k】などを設置している。

また、教育環境の変化に応じて学科改組を進め、令和9年度開設予定の情報学部ではAI・データサイエンス・DX等の分野を強化し、使命・目的である「産業及び文化の発展に貢献する人材育成」を実現する体制を整備している。

これらの組織改編は、将来計画委員会および自己点検・評価委員会で使命・目的との整合性を確認しながら進められており、教育研究組織が目的達成に向けて一貫して機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-f】学校法人愛知産業大学組織規程
【資料 1-1-g】教養教育センター規程
【資料 1-1-h】地域共同教育研究センター規程
【資料 1-1-i】経営研究所規程
【資料 1-1-j】造形学研究所規程
【資料 1-1-k】愛知産業大学・短期大学図書館規程

⑤変化への対応

現在の建学の精神【資料1-1-l,m】は、昭和36年度の精神を継承しつつ、現代社会に即した表現へ再構築したものである。使命・目的については、従来の精神が内包していた具体的目標（高度な知識・技能・理論・応用の教授研究）を学則に残し、趣旨を継承している。

教育環境の変化（DX、地域課題、学修者本位の教育）に対応するため、自己点検・評価委員会で毎年度検証し、必要に応じて中期計画・三つのポリシー・教育課程へ反映している。

特に令和5年度以降は、社会的要請の変化を踏まえたポリシー改定、情報学部設置準備、地域協創推進機構の整備など、使命・目的を基盤とした改革を継続的に実施しており、変化への対応力が内部質保証の中核として機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-l】理事会便り Vol.2（新「建学の精神」公募について）

【資料 1-1-m】理事会便り Vol.4（新しい「建学の精神」の誕生）

［基準１の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の使命・目的及び教育目的は、教学組織や各種方針に適切に反映され、有効に機能している。大学の使命・目的は明確かつ具体的な意味内容を示し、その達成のために、本学が設置する学部・学科、大学院研究科及び通信教育部ごとに人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を大学学則及び大学院学則に明確かつ簡潔に定めている。また、教育基本法や学校教育法の遵守を掲げており、教育研究活動は関係法令等を遵守して実施されている。

平成24（2012）年の新しい建学の精神制定の過程を通じて、役員・教職員は大学の使命・目的、教育目的等を改めて確認し、十分な理解と支持が深まった。この大学の使命・目的、教育目的は、変化する現代社会において適切かつ明確なものである。

建学の精神、大学の使命・目的、教育目的は大学ホームページや『大学案内』『キャンパスガイド』等で学内外に広く周知している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、大学の使命・目的、学部・学科等の教育目的を適切に反映して制定している。

学園中長期計画では、第一次計画に引き続き、第二次計画においても大学の使命・目的及び教育目的に沿った計画が策定され、将来計画委員会ではその計画の実現に向け審議を行った。その結果、造形学部デザイン学科は計画に示された個性的なコア部分を選定し特化したカリキュラムを創設し、平成31（2019）年4月に新学科スマートデザイン学科を設置した。造形学部建築学科では、計画に示されたカリキュラムの刷新により余剰科目削減と教育専任教員の導入・新規教員採用による教員強化を行った。経営学部総合経営学科では、計画に示された留学生とスポーツ学生に頼らない学生募集と教育の質向上を目指し、造形学部と連動して平成31（2019）年4月から新たなカリキュラムを実施した。

令和4（2022）年度には、令和5（2023）年度からスタートする第三次計画を策定し、第三次計画においても建学の精神をふまえた教育改革を行った。

令和5（2023）年度には、優先的に取り組む事業を5つ（学生ファーストの実現、DXを活用した教育・研究の質的向上の実現、ステークホルダーとの「共進化」の実現、「学びの森」をコンセプトにした持続可能なキャンパスの実現、「魅力的な労働環境」と「強靭な財政基盤」の実現）定め、それらを中心に取り組みを行った。

さらに、令和5年度には三つのポリシーを改定し、社会的要請（DX、地域協創、学修者本位の教育）を反映した内容へと更新した。改定は自己点検・評価委員会およびカリキュラム部会で審議され、使命・目的との整合性を確認したうえで実施しており、内部質保証の仕組みとして有効に機能している。

また、第三次中期計画の重点施策として、令和9年度開設予定の情報学部設置準備を進め、令和8年には文部科学省へ認可申請を行った。これにより、AI・データサイエンス・DX等の分野を強化し、使命・目的である「産業及び文化の発展に貢献する人材育成」を実現する教育研究体制の整備を進めている。

これらの取組は、使命・目的を基盤とした中期計画の策定・実施・改善の循環（PDCA）が確立していることを示しており、内部質保証が実質的に機能している点で特色がある。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、自己点検・評価および外部評価を通じて、教育活動・学生支援・組織運営に関する複数の課題が明らかとなった。

●キャリア支援に関する課題

令和6（2023）年度には12のキャリアラボ講座を開設したが、学生の関心の低さ、周知方法の不十分さ、講座内容の魅力向上などが課題として判明した。

また、キャリアラボの内容や運営に関する学生の意見聴取が実施されておらず、学生ニーズの把握や講座改善に活かすためのフィードバック体制の整備が必要である。

●基礎学力支援に関する課題

基礎学力に課題を抱える学生に対して面談を実施し個別状況の把握に努めてきたが、全学的な基礎学力の底上げには至っていない。

基礎的な学習内容の定着を目的とした「ASUドリル」等の利用促進により、学習習慣の定着と主体的な学修姿勢の育成を図る体系的支援の強化が求められる。

●情報学部設置に向けた課題

情報学部の開設に向けては、継続的な学生確保、実践的教育を担う教員組織の充実、産業界との連携強化が重要な課題である。

また、通信教育課程を含む総合情報学科の全国展開を推進するため、高等学校・専門学校との連携強化が必要である。

●総合情報学科の入学者確保に関する課題

総合情報学科では、通信制との併修が可能な専門学校（併修校）の新規開拓が重要であるが、現状では既存の併修校との関係構築にとどまっている。

今後は全国展開を視野に入れ、新たな情報系専門学校との連携強化が求められる。

●校友会との連携強化に関する課題

校友会との連携強化を図るため、通学部校友会と通信教育部校友会の一体的運用を含めた組織再編を検討している。

特に令和9年度の学部学科再編に合わせ、卒業生ネットワークの有効活用、大学との関係強化、在学生支援、広報活動への協力体制の整備が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、自己点検・評価および外部評価で明らかとなった課題に対し、使命・目的に基づく内部質保証の仕組みを活用しながら改善を進めている。

●使命・目的の周知と理解の深化

大学の使命・目的について、学生・教職員への周知を継続し理解を深めるとともに、自己点検評価において周知状況と理解度の不断の確認・点検を実施する。

●教育目的の周知と組織的実践

教育目的が日頃の教育研究活動において不断に目指すべきものであることを周知・徹底し、

・学生には入学式や各種ガイダンスで周知
・教職員にはUD（University Development）委員会等で共有

し、教育目的の実現に向けた組織的教育・研究の実践を推進する。

●使命・目的の妥当性検証体制の強化

大学の使命・目的および教育目的が、変化する時代の要請に沿った適切かつ具体的なものとなっているかについて、

・令和3年度までは将来計画委員会
・令和4年度以降は総合戦略会議

において検証している。

包括協定先との定期的な意見交換や学生からの意見聴取を踏まえ、使命・目的の妥当性を継続的に検証し、改善・向上を図る。

●社会的変化への迅速・柔軟な対応

急速に変化する大学教育環境や学生の学習履歴・資質の変容に対して、

・令和3年度までは将来計画委員会
・令和4年度以降は総合戦略会議

を中心に迅速かつ柔軟に対応している。

特に、デジタル化の進展や地域社会におけるDX人材育成の要請を踏まえ、教育研究組織および教育課程の継続的な見直しを行い、社会ニーズに対応した教育の充実を図る。

●学長のリーダーシップによる組織的改善

学長のリーダーシップの下、各種委員会等の審議を通じて、教職員がそれぞれの役割を担いつつ協力して改善に取り組んでいる。

これにより、大学全体として使命・目的の達成に向けた組織的な内部質保証体制が強化されている。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学長のガバナンスの下、教育研究活動の質保証を継続的に推進するため、内部質保証に係る組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。内部質保証は、大学の使命・目的の達成に向けた教育研究活動の改善を支える基盤であり、自己点検・評価委員会、総合戦略会議、評議会などの会議体が連携しながら運用されている。また、企画・評価室および IR 室が事務的・分析的支援を担い、内部質保証の実効性を高めている。

内部質保証の組織体制に関する自己評価は、以下の観点から行う。

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、内部質保証を大学運営の根幹として位置付け、学長のガバナンスの下で全学的な体制を整備している。大学学則【資料 2-1-a】第 1 条の 2 において、教育研究活動の点検・評価を行い、その結果を公表することを大学の責務として規定しており、内部質保証の基本的枠組みが明確に示されている。

内部質保証を担う中心的組織として、平成 9（1997）年度に「自己点検・評価委員会規程【資料 2-1-b】」を制定し、自己点検・評価委員会を設置した。同委員会は、学部長、学科長、研究科長、専攻長、通信教育部長、通信教育部学科主任、事務局長、教務・学生部長、総務部長及び学長指名者で構成され、大学の主要な役職者が参画する全学的な内部質保証組織として機能している。

委員会は、教育研究活動、管理運営、施設設備等の状況について点検・評価を行い、その結果を「自己点検評価書」として取りまとめる役割を担っている。各基準項目の点検・評価は、年度当初に定める担当責任者【資料 2-1-c】が中心となって実施し、委員会において検証される。委員会での検証結果は学長が最終的に判断し、翌年度の改善方針や事業計画へ反映される仕組みを整備しており、内部質保証の PDCA サイクルが確実に運用されている。

内部質保証の全体構造は、「愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）【資料 2-1-02】」に示しており、学長のガバナンスを中心に、自己点検・評価委員会、総合戦略会議、評議会【資料 2-1-03】などの会議体が連携しながら内部質保証を推進する体制が確立している。特に評議会は、教育研究活動の改善方針を審議する役割を担い、内部質保証の中核として機能している。

さらに、内部質保証を支える事務組織として、大学事務局総務部内に企画・評価室、教務・学生部内に IR 室を設置している。企画・評価室は自己点検・評価委員会の事務局機能を担い、学長のガバナンスを補佐しながら教学改革や中期計画策定を支援している。IR 室は教学データの収集・管理・分析を担い、委員会へ客観的データを提供す

ることで、内部質保証の実効性を高めている。

これらの組織体制と責任体制は、大学学則、自己点検・評価委員会規程、IR 委員会規程、アセスメント・ポリシー、評議会規程などの規程群【資料 2-1-a～g】に基づき体系的に整備されており、内部質保証が全学的に機能する仕組みとして確立している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-02】愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）
【資料 2-1-03】評議会規程
【資料 2-1-a】愛知産業大学学則
【資料 2-1-b】自己点検・評価委員会規程
【資料 2-1-c】自己点検評価書本編担当者
【資料 2-1-d】愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果）
https://www.asu.ac.jp/univ/jihee/
【資料 2-1-e】学校法人愛知産業大学組織規程
【資料 2-1-f】IR 委員会規程
【資料 2-1-g】愛知産業大学アセスメント・ポリシー

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学長のガバナンスの下、教育研究活動の質保証を継続的に推進するため、自己点検・評価を内部質保証の中心的活動として位置付けている。大学学則【資料 2-2-01】において、教育研究活動の点検・評価を大学の責務として規定しており、自己点検・評価は教育研究活動の改善に向けた基盤であり、全学的な PDCA サイクルの中核として機能している。また、IR（Institutional Research）によるデータ収集・分析体制を整備し、客観的データに基づく自己点検・評価を推進している。

内部質保証のための自己点検・評価に関する自己評価は、以下の二つの観点から行う。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-01】愛知産業大学学則

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 9（1997）年度に自己点検・評価体制を整備するため、「自己点検・評価委員会規程【資料 2-2-02】」を制定し、自己点検・評価委員会を設置した。同委員会を中心として、教育及び研究組織、管理運営並びに施設・設備等の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を毎年度「自己点検評価書【資料 2-2-03】」として公表する体制を整備し

ている。

この規程に基づき、本学では、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に実施している。その結果として、表 2-2-1 に示すとおり、平成 9（1997）年度から令和 7（2025）年度までに、本報告書を含め計 22 冊の「自己点検評価書【資料 2-2-03】」を刊行又は刊行予定である。

また、過去 5 年間の「自己点検評価書【資料 2-2-03】」については、大学ホームページ等を通じて公表し、学内外の関係者との情報共有を図っている【資料 2-2-05、資料 2-2-a】。

表 2-2-1　愛知産業大学の自己点検評価書　刊行の歴史（平成 9(1997)年度から）

集	対象年度	タイトル	刊行月日	備考
1 集	平成 8･9 年度	自己点検･評価報告書 (現状と課題)	平成 10 年 6 月	本学独自の自己点検評価
2 集	平成 10･11 年度	自己点検･評価報告書 (教育活動の現状と課題)	平成 12 年 12 月	本学独自の自己点検評価
3 集	平成 12･13 年度	自己点検･評価報告書 (教育活動の現状と課題)	平成 14 年 12 月	本学独自の自己点検評価
4 集	平成 14･15 年度	自己点検･評価報告書 (教育･研究活動の現状と課題)	平成 16 年 12 月	本学独自の自己点検評価
5 集	平成 16･17 年度	自己点検･評価報告書 (教育･研究活動の現状と課題)	平成 18 年 12 月	本学独自の自己点検評価
6 集	平成 18･19 年度	自己評価報告書	平成 21 年 3 月	本学独自の自己点検評価
7 集	平成 20 年度	自己評価報告書 本編･データ編	平成 21 年 6 月	日本高等教育評価機構による認証評価
8 集	平成 21･22 年度	自己点検･評価報告書	平成 24 年 3 月	本学独自の自己点検評価
9 集	平成 23･24 年度	自己点検･評価報告書	平成 26 年 3 月	本学独自の自己点検評価
10 集	平成 25 年度	自己点検評価書	平成 27 年 3 月	本学独自の自己点検評価
11 集	平成 26 年度	自己点検評価書 本編･データ編	平成 27 年 6 月	日本高等教育評価機構による認証評価
12 集	平成 27 年度	自己点検評価書 本編･データ編	平成 29 年 3 月	本学独自の自己点検評価
13 集	平成 28 年度	自己点検評価書	平成 29 年 12 月	本学独自の自己点検評価
14 集	平成 29 年度	自己点検評価書	平成 30 年 12 月	本学独自の自己点検評価
15 集	平成 30 年度	自己点検評価書	令和元年 10 月	本学独自の自己点検評価
16 集	令和元年度	自己点検評価書 本編･データ編	令和 2 年 7 月	日本高等教育評価機構による認証評価
17 集	令和 2 年度	自己点検評価書	令和 3 年 12 月	本学独自の自己点検評価
18 集	令和 3 年度	自己点検評価書	令和 4 年 12 月	本学独自の自己点検評価
19 集	令和 4 年度	自己点検評価書	令和 5 年 12 月	本学独自の自己点検評価
20 集	令和 5 年度	自己点検評価書	令和 6 年 6 月	本学独自の自己点検評価
21 集	令和 6 年度	自己点検評価書	令和 7 年 8 月	本学独自の自己点検評価
22 集	令和 7 年度	自己点検評価書	令和 8 年予定	本学独自の自己点検評価

本学の自己点検評価書の第1集は、平成8（1996）年度及び平成9（1997）年度を対象として平成10（1998）年に刊行した。当時は、自己点検・評価に関する基準意識が十分に醸成されておらず、現状報告を中心とした内容であった。

平成21（2009）年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価受審を契機として、自己点検・評価の本質である「評価基準に基づく点検・評価」への理解が教職員全体で共有されるようになった。

平成27（2015）年の2回目の認証評価受審に向けては、

①基準責任者の役割明確化、

②基準相互の関連性理解、

③教員と職員の協働によるエビデンス作成体制、

が確立し、自己点検・評価活動は大学全体の取組として定着した。

その後、自己点検評価書を毎年度作成する方針を決定し、全委員会・事務部署が年度当初から自己点検・評価を意識した業務運営を行う体制が形成された。

令和2（2020）年の3回目の認証評価受審では、新たな「大学機関別認証評価実施大綱」を共有し、「内部質保証のため」という視点を強く意識した自己点検・評価を実施した。その結果、三つのポリシーを基盤として全ての基準を相互に関連する内部質保証システムとして捉え、学長のガバナンスの下で一貫した内部質保証体制が機能しているかという観点から自己点検・評価を行う体制へと発展した。

現在では、建学の精神、学園中長期計画、学園事業計画及び三つのポリシーとの整合性を踏まえながら、全学的な自己点検・評価活動を継続的に実施し、自己点検評価書の作成に取り組んでいる【資料2-2-04】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-2-02】自己点検・評価委員会規程

【資料2-2-03】令和7年度自己点検評価書

【資料2-2-04】自己点検・評価委員会議事録（令和7年度）

【資料2-2-05】令和7年度自己点検評価書の学内周知文書

【資料2-2-a】愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果）

https://www.asu.ac.jp/univ/jihee_application

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に当たり、信頼性の高いエビデンスの収集・整理・分析を行うため、本学では平成23（2011）年に「IR委員会規程【資料2-2-06】」を制定し、IR委員会を常設委員会として設置した。IR委員会は、学長のリーダーシップの下、学部長、学科長、研究科長、専攻長、通信教育部長、通信教育部学科主任、総務部長及び学長指名者で構成され、大学の主要な役職者が参画する全学的な組織として機能している。

さらに、IR活動の充実を図るため、平成29（2017）年に大学事務局総務部内に「IR推進室」を設置し、その後「IR室」として運営し、IR業務の高度化及び機能強化を推進している。IR室は、学修・生活アンケート、授業評価アンケート、卒業時アンケート、

新入生アンケート、入学試験結果、GPA、休退学状況及び就職状況等のデータを継続的に収集し、集約・分析を行っている。

これらの分析結果は、IR 委員会及び関係委員会へ提供され、学生支援の改善、教育課程の見直し、入学者選抜の改善及び学修成果の検証等に活用されている。特に入学者選抜に関する分析では、志願者動向、入学試験成績、新入生アンケート及び入学後の学業成績等を総合的に分析し、学生募集施策及び入学者選抜方法の改善に反映している。

また、主要な調査結果や分析内容については、大学ホームページの「大学の情報公開」ページ【資料 2-2-07】を通じて公表し、社会への情報発信を行っている。これにより、内部質保証活動の透明性を確保するとともに、学外関係者との情報共有を図っている。

令和 5（2023）年度には、本学初の理系学部設置計画を策定し、「大学・高専機能強化支援事業」へ申請する際に、地域ニーズ調査、志願者動向分析及び産業界の人材需要分析等の IR データを活用した。その結果、令和 6（2024）年に事業計画が選定され、学長のリーダーシップの下、情報学部設置に向けた全学的な推進体制を整備した。令和 8（2026）年 3 月には文部科学省へ設置認可申請を行い、現在も認可に向けた対応を継続している。

このように、本学では、IR を活用した客観的データに基づく自己点検・評価活動を推進し、その分析結果を教育改善、学生支援、入学者選抜の改善及び大学改革へ反映することで、内部質保証の継続的な向上に取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-02】自己点検・評価委員会規程

【資料 2-2-06】IR 委員会規程

【資料 2-2-07】愛知産業大学ホームページ（情報公開）
https://www.asu.ac.jp/univ/information/

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学長のガバナンスの下、教育研究活動の質保証を継続的に推進するため、学生・学外関係者の意見を適切に把握し、教学改善へ反映する体制を整備している。また、学部・学科・研究科と大学全体が連携して PDCA サイクルを運用することで、内部質保証の機能性を高めている。

内部質保証の機能性に関する自己評価は、以下の三つの観点から行う。

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

●学習支援について

学生の学修状況及び授業外学修時間の把握を目的として、「学修・生活アンケート【資料2-3-a】」を実施している。同アンケートでは、授業や研究、図書館及びインターネットの利用状況、学修態度や知識の修得状況、授業時間外に利用可能な学習スペース、パソコン、プリンタ、教員による支援体制等について調査を行い、学修支援体制の改善に活用している。

また、各学期終了時には、全ての開講科目において「授業評価アンケート【資料2-3-b、資料2-3-c】」を実施し、授業内容や到達目標の達成度等について調査している。アンケート結果については、UD部会において分析・検討を行った上で科目担当教員へフィードバックし、各教員は改善事項をティーチング・ポートフォリオへ記載することで、授業改善に活用している。

さらに、「担任規程【資料2-3-d】」に基づき、担任教員が学生の意見や要望を把握する体制を整備している。担任教員は、学生に対する学修支援、学生生活支援、進路・就職指導等を担当するとともに、必要に応じて学科内で情報共有を行っている。また、対応が必要な事項については、関係委員会や事務部門と連携し、学修支援方策の改善に努めている。

毎学期開始前に実施するガイダンスでは、履修指導及び単位修得状況の確認を行い、学生に対して適切な助言を実施している。ガイダンス欠席者に対しては、メールや電話等により連絡を行い、状況把握に努めている。大学院においては、指導教員が担任教員と同様の役割を担い、学生指導及び支援を行っている。

加えて、学務システム「愛産UNIPA」のQ&A機能を活用し、学生からの質問や要望を受け付けている。寄せられた質問等については、担当部署が愛産UNIPA上で回答し、学生支援に活用している。

●学生生活について

メンタル面で不安を抱える学生への支援体制として、学生相談室を設置している【資料2-3-f】。学生相談室では、相談員が学生へのカウンセリングを主な業務として担当し、必要に応じて担任教員、学科長及び事務部門と連携しながら支援を行っている。また、教職員に対するコンサルテーションや、保護者を含む関係者への支援も実施しており、学生生活における不安や課題の解消に向けた支援体制を整備している。

さらに、修学上の支援として、本人の責に帰さない心身の健康上の不調を有する学生が、授業の欠席（遅刻・早退を含む）により不利益を受けることがないよう、「修学上の特別な配慮に関する申合せ【資料2-3-g】」に基づき、担任教員が学科長及び教務課職員と連携して支援を行い、継続的な学修が可能となるよう配慮している。

学生生活に関する質問や要望については、匿名で意見を提出できる意見ボックス「学生の声【資料2-3-h】」を2号館1階総務課前に設置し、学生の意見把握に努めている。寄せられた意見や要望については、事務局長が内容を確認した上で、必要に応じて関係部署へ対応を指示している。

また、学生からの意見に対して大学側が回答を行う仕組みとして、「ひとことカード【資料2-3-i】」制度を設けている。校舎内の各エレベーターホールに回収ボックスを設置し、

学生からの意見や要望を収集している。回答については担当部署が作成し、2号館前に掲示することで学生へフィードバックを行っている。

さらに、学生生活支援体制の整備に当たり、「学生委員会規程【資料2-3-02】」に基づき、学生委員会が学生生活に関する課題や意見を把握し、必要に応じて改善方針を審議している。学生委員会は、学生相談室、教務課、学生課等と連携し、学生生活支援の充実に寄与している。

学生食堂については、メニューや運営方法等に関して、学生会運営委員を務める学生と食堂運営会社との間で意見交換を実施し、学生の要望を踏まえた改善に努めている。

さらに、毎年9月に開催する「保護者会【資料2-3-j】」において、担任教員との個別面談を実施し、学生の学修状況を共有するとともに、保護者からの意見・要望の把握に努めている。

また、学修意欲を有しながらも、家計急変等による経済的困窮により学費納入が困難となった学生に対しては、当該年度学納金の50%を免除する経済支援奨学金制度を設け、修学継続を支援している【表2-7】。

●学修環境について

施設・設備の改善に関して学生の意見を把握する方策として、学生生活の改善を検討する学生会学生運営委員会の活動を支援しており、学生からの意見や要望の把握に努めている。また、学長が学生会役員と懇談する機会を設け、学生からの意見・要望を直接聴取し、施設・設備を含む学生生活環境の改善に活用している。

さらに、4年生を対象として卒業直前に「卒業時アンケート【資料2-3-k、資料2-3-l】」を実施し、4年間にわたる学修環境、施設・設備及び学生生活全般に関する意見・要望を把握している。アンケート結果については、教務委員会において分析・検討を行い、学修環境等の改善に活用している【資料2-3-m】。なお、令和6（2024）年度卒業生に対しては、後期第11週から第14週にかけて実施した。

また、前述の「学生の声」及び「ひとことカード」制度を活用し、学生から寄せられる学修環境に関する質問や要望について、迅速な対応に努めている。寄せられた内容については、事務局長が確認した上で、必要に応じて関係部署へ検討及び改善を指示している。

加えて、卒業生で組織する校友会については、総務部長等が校友会役員会へ出席し、卒業生からの意見・要望を聴取するとともに、大学運営や施設・設備等の改善に活用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-02】学生委員会規程
【資料 2-3-a】令和 7 年度学修・生活アンケート
【資料 2-3-b】令和 7 年度前期 授業評価アンケート
【資料 2-3-c】令和 7 年度後期 授業評価アンケート
【資料 2-3-d】担任規程
【資料 2-3-e】文部科学省認可　通信教育補助教材　愛産 PAL
【資料 2-3-f】愛知産業大学ホームページ（学生相談室のご案内）

https://www.asu.ac.jp/students/counselling
【資料 2-3-g】修学上の特別な配慮に関する申合せ
【資料 2-3-h】学生の声
【資料 2-3-i】 ひとことカード
【資料 2-3-j】 令和 7 年度保護者会実施要項
【資料 2-3-k】卒業時アンケート
【資料 2-3-l】 令和 7 年度卒業時アンケートについて
【資料 2-3-m】卒業時アンケート（経年比較）

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、教育研究活動及び大学運営の改善を図るため、学外関係者からの意見・要望を継続的に把握し、その結果を内部質保証活動に活用している【資料2-3-n】。

学外有識者で構成する諮問会議【資料2-3-3】【資料2-3-o】においては、本学の教育研究活動、地域連携活動、社会貢献活動等について説明を行い、地域社会、産業界、高等学校関係者等の立場から意見・提言を受けている。

また、卒業生で構成される校友会との意見交換、高等学校訪問における進路指導担当者との懇談、企業との産学連携活動等を通じて、大学に対する要望や社会的ニーズの把握に努めている。

これらの意見・提言については、自己点検・評価委員会、IR委員会及び関係委員会において共有するとともに、教育課程の改善、学生支援の充実、地域連携活動の推進等に活用している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 2-2-n】愛知産業大学の教育と卒業生についてのアンケート調査結果
【資料 2-3-03】諮問会議に関する指針
【資料 2-3-o】 令和 7(2024)年度第 1 回諮問会議開催案内

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学部・学科・研究科と大学全体が連携して PDCA サイクルを運用するため、自己点検・評価委員会、IR 委員会、総合戦略会議、評議会等の会議体を整備し、学長のガバナンスの下で内部質保証体制を体系的に構築している。これらの会議体の役割や連携の仕組みについては、図 2-3-1「愛知産業大学の内部質保証の全体システム」【資料 2-3-01】に示しており、本学の内部質保証体制がどのように機能しているかを視覚的に整理している。

図 2-3-1 では、学長を中心としたガバナンスの下で、自己点検・評価委員会、IR 委員会、総合戦略会議及び評議会が相互に連携し、学部・学科・研究科の PDCA サイクルと大学全体の PDCA サイクルが一体的に運用されていることを示している。

学部・学科・研究科においては、年度当初に教育研究活動の計画（Plan）を策定し、授業運営、学生支援、研究活動等の取組（Do）を実施している。年度末には、各基準責

任者が中心となって自己点検・評価（Check）を行い、改善方針（Action）を策定する。この結果は自己点検・評価委員会に報告され、大学全体の改善方針へ反映される仕組みを整備している。

自己点検・評価委員会では、学部・学科・研究科から提出された点検・評価結果を基に、全学的な改善方針を審議している。また、学外有識者の意見を反映するため、諮問会議に関する指針【資料 2-3-03】に基づき、地域社会、産業界、高等学校関係者等からの提言を受け、内部質保証活動に反映している。

教育課程の改善に関しては、令和 7 年度カリキュラム部会議事録【資料 2-3-04】に示されているとおり、IR 室が提供するデータ分析結果を基に、教育課程の見直しや授業改善を行っている。カリキュラム部会では、授業評価アンケート、学修・生活アンケート、卒業時アンケート等の分析結果を踏まえ、教育課程の改善方針を審議している。

総合戦略会議では、学園中長期計画及び事業計画との整合性を踏まえながら、教育研究活動の改善方針を審議し、学長のガバナンスの下で全学的な PDCA サイクルを推進している。総合戦略会議の審議内容は、大学ホームページに掲載されている大学機関別認証評価結果【資料 2-3-05】においても確認でき、内部質保証体制が外部評価においても適切に機能していることが示されている。

このように、本学では、図 2-3-1 に示す内部質保証システムの下、学部・学科・研究科と大学全体が連携して PDCA サイクルを体系的に運用し、自己点検・評価委員会、IR 委員会、総合戦略会議及び評議会が相互に連携することで、内部質保証の機能性を継続的に向上させている。

前述のとおり、本学における自己点検・評価は、単に自己点検評価書を作成するために各基準について点検・評価を実施するものではない。学長のガバナンスの下、建学の精神、学園中長期計画、学園事業計画及び三つのポリシーに基づき、大学全体の内部質保証が適切に機能しているかを継続的に検証し、全学的に PDCA サイクルを運用することを目的として実施している。

また、自己点検・評価委員会において自己点検評価書を作成し、大学ホームページ等を通じて広く社会へ公表するとともに、その内容を学内で共有し、次年度以降の改善活動へ反映する体制を構築している。

このような本学の内部質保証及び自己点検・評価の実施体制を図式化したものが、図 2-3-1 である。

図 2-3-1　愛知産業大学の内部質保証の全体システム

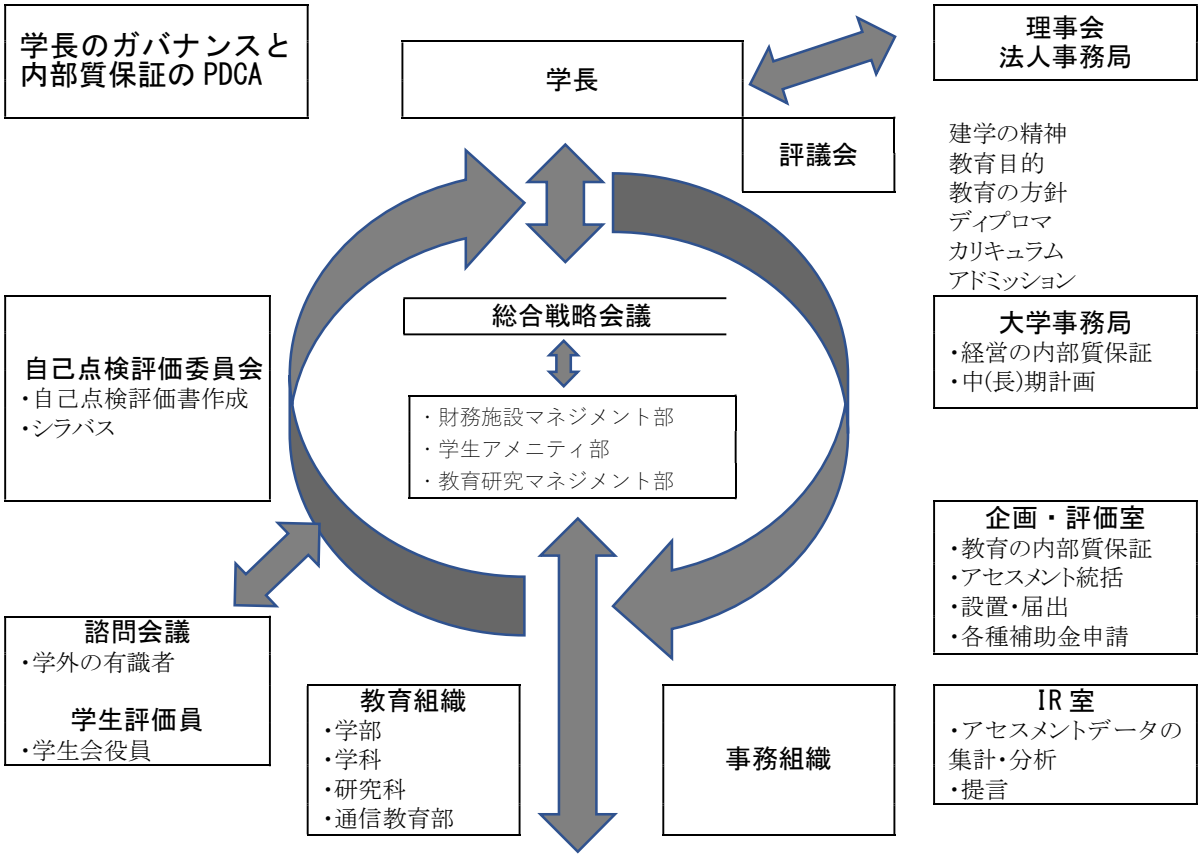

教務委員会	学修成果の可視化、学修支援、授業工夫 ・学修・生活アンケート ・教室利用状況	・GPA 分析 ・単位修得率
学生委員会	学生生活支援、奨学金、休退学予防 ・学生・生活アンケート ・学生相談状況 ・退学率	・課外活動状況 ・休学率
UD 部会 （FD／SD）	授業評価、教員評価 ・授業評価アンケート ・学修行動調査	・学修到達度
キャリア委員会	学生の就職率、満足度調査、企業調査 ・卒業時満足度調査 ・就職先企業アンケート	・卒業後アンケート ・資格取得状況
教養教育部会	高大接続、教養教育の実施体制 ・入学前の学修成果 ・留学生の日本語能力	・自学自習システムの利用状況 （ASU ドリル）
入試広報委員会	入試方法の検証 ・志願者分析 ・入学試験の成績 ・入学後の成績動向	・合格者分析 ・新入生面談
その他の委員会／事務組織		

具体的には、本学では平成 30（2018）年 4 月に制定した「愛知産業大学アセスメント・ポリシー【資料 2-3-p】」に基づき、大学全体の各種委員会及び事務組織に対し、三つのポリシーを基軸とした自己点検・評価を恒常的な業務として実施し、その結果に基づく PDCA サイクルを運用することを求めている。

本学においては、内部質保証に関する取組について、大学学則及び自己点検・評価委員会規程【資料 2-3-q】等に基づき運用している。特に、平成 30（2018）年 4 月に制定した「愛知産業大学アセスメント・ポリシー【資料 2-3-p】」を、三つのポリシーに基づく学修成果の検証及び教育改善を推進するための基本的な指針として位置付けている。

また、現在、これらの取組をより体系的かつ明確に整理するため、「内部質保証方針」の策定を進めている。同方針においては、本学における内部質保証の目的、推進体制、責任体制及び PDCA サイクルの運用方法を明確化し、自己点検・評価活動との一層の連携を図る予定である。

アドミッション・ポリシーに基づく自己点検・評価については、学部・学科、入試広報委員会及び IR 委員会を中心として、志願者分析、合格者分析、新入生アンケート、新入生面談、入学試験成績及び入学後の成績動向等の分析を実施し、その結果を踏まえた募集計画の立案・実施を行っている。

第 2 に、カリキュラム・ポリシーに基づく自己点検・評価については、カリキュラム改革を、将来計画委員会を中心として進めた。

第 3 に、ディプロマ・ポリシーに基づく自己点検・評価については、教務委員会、UD 部会及びキャリア委員会等を中心に継続的な検証を行っている。基準 4-3 で述べるとおり、ディプロマ・ルーブリックによる振り返り、卒業時アンケート及び卒業後アンケート等を活用し、学修者の視点に立った教学改革を推進しており、一定の成果を挙げている。

第 4 に、三つのポリシーに基づく学修成果の可視化については、基準 3-3 で述べたとおり、教務委員会、UD 部会、学生委員会、キャリア委員会及び IR 委員会を中心として自己点検・評価を実施している。その結果、GPA の活用や成績評価のレーダーチャート化等を通じて、学修者の視点に立った教学改革を推進している。

第 5 に、年度ごとの事業計画策定に当たっては、自己点検・評価の結果に加え、高等教育政策の動向等を踏まえながら、法人事務局との調整を行い、学長のリーダーシップの下、総合戦略会議等において教学改革に関する PDCA サイクルを実質的に運用している。

このように、本学では、三つのポリシーに基づく自己点検・評価を通じて、入学者選抜、教育課程、学修成果及び学生支援等について継続的な検証と改善を行っている。

また、これらの取組は、それぞれを独立して実施するのではなく、三つのポリシーを相互に関連付けながら教育活動全体の改善につなげる内部質保証活動として位置付けている。

さらに、学修者の視点、教育課程の視点及び大学全体の視点から PDCA サイクルを運用し、その結果を事業計画及び教学改革へ反映することで、本学の内部質保証システムの機能性を確保している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）

【資料 2-3-2】学生委員会規程

【資料 2-3-4】令和 7 年度カリキュラム部会議事録

【資料 2-3-5】愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果）

https://www.asu.ac.jp/univ/jihee/

【資料 2-3-p】愛知産業大学アセスメント・ポリシー

【資料 2-3-q】自己点検・評価委員会規程

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証体制を整備するとともに、企画・評価室及び IR 室が連携してエビデンスの収集・分析を行うことにより、客観的データに基づく自己点検・評価を実施している。

また、平成 30（2018）年 4 月に制定した「愛知産業大学アセスメント・ポリシー」に基づき、三つのポリシーを基軸とした PDCA サイクルを全学的に運用している。

自己点検・評価の結果は、教育課程の改善、学生支援の充実、入学者選抜の改善及び大学改革へ反映されており、内部質保証の実質化が図られている。

さらに、IR 室が提供するデータ分析結果を基に、授業評価アンケート、学修・生活アンケート、卒業時アンケート等を活用した教学改善が進展しており、学修者の視点に立った教育改善が着実に進んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、自己点検・評価委員会、IR 委員会及び各種委員会が連携して内部質保証活動を推進しているが、内部質保証に関する基本方針及び責任体制をより明確に示すため、「内部質保証方針」の策定を進める必要がある。

また、認証評価基準及びアセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を実施しているものの、本学の建学の精神、使命・目的及び三つのポリシーの達成状況をより適切に検証し、内部質保証を一層推進するためには、本学の特色や教育目標を踏まえた独自の評価指標及び評価基準を整備することが課題である。

さらに、IR 活動については、データ収集・分析体制を整備しているものの、分析手法の高度化及び分析結果の活用範囲の拡大が課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証方針を策定し、学則、各種規程及びアセスメント・ポリシーとの関係を整理することで、本学における内部質保証システムをより体系的なものとする。

また、本学独自の評価指標及び評価基準の整備に向けて、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を継続するとともに、建学の精神、使命・目的及び三つのポリシーとの整合性を踏まえた評価項目及び評価方法の検討を進める。

さらに、IR 担当職員の研修機会の充実や外部研修への参加を通じて分析能力の向上を図るとともに、教学データ及び経営データの分析結果を教育改善及び大学運営へ一層活用することで、内部質保証機能の強化を推進する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

② アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

（2）3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の精神および教育研究上の目的に基づき、各学部・学科が求める学生像を明確に示すアドミッション・ポリシー【資料 3-1-a】を策定し、それに沿った入学者選抜を適正に実施している。入学者選抜は、学力の 3 要素を踏まえた評価方法を採用し、公正性・妥当性を確保した体制のもとで行われている。また、入学定員の充足状況については、入試結果の分析と改善策の実施を通じて、継続的な改善に取り組んでいる。

これらの取組を通じて、本学は教育目的に適合した学生を受け入れ、入学後の学修・成長につながる基盤を整備している。

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

〈学部・大学院研究科共通〉

本学は三つのポリシーの一つとしてアドミッション・ポリシー【資料 3-1-a】を策定し、『大学案内 2026』【資料 3-1-b】、『入学試験要項 2026』【資料 3-1-c】、『大学院案内 2026』【資料 3-1-d】に明記するとともに、大学公式ホームページ【資料 3-1-01】で広く公開している。

学部では、建築学科・デザイン学科・総合経営学科それぞれが教育目的に基づき、求める学生像（例：基礎学力、主体性、協働性、専門分野への関心）を具体的に示している。大学院研究科では、より高度な職業人・技術者・研究者を目指す学生を受け入れるため、論理的思考力・倫理観・社会人としての自覚を求めるアドミッション・ポリシーを策定し、大学院案内【資料 3-1-d】等で周知している。

周知方法として、オープンキャンパス・進学相談会・高等学校訪問・模擬授業などを通じて、教員が直接説明する機会を設けている。また、受験生・保護者向けの説明資料を整備し、学科ごとの教育内容と求める学生像を丁寧に伝えている。

さらに、オープンキャンパス参加者アンケートや進学相談会での質問内容を分析し、アドミッション・ポリシーの理解度を定期的に確認することで、周知の実効性を検証している。

〈通信教育部〉

通信教育部では、社会人学生が大半を占める特性を踏まえ、「自立的学習者」を求めるアドミッション・ポリシーを策定し、『通信教育部入学案内 2026』【資料 3-1-e】および大学ホームページで周知している。

通信教育部では、学修の継続性・自己管理能力・学修計画の立案能力など、通信教育に特有の学修要件を明確に示し、入学希望者が自身の学修スタイルと照らし合わせて判断できるよう配慮している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-01】愛知産業大学公式ホームページ（大学案内＞教育方針）
https://www.asu.ac.jp/univ/educational_policy

【資料 3-1-02】評議会規程

【資料 3-1-03】カリキュラム部会規程

【資料 3-1-a】三つのポリシー

【資料 3-1-b】愛知産業大学大学案内 2026

【資料 3-1-c】愛知産業大学入学試験要項 2026

【資料 3-1-d】愛知産業大学大学院案内 2026

【資料 3-1-e】愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーの遵守

本学はアドミッション・ポリシーに基づき、各入試区分における評価ポイントを踏まえた適切な学生の受入れを実施している。具体的には、表3-1-1に示される入学試験を通じて適切な入試方法を採用している【資料3-1-a】。

「学力の3要素」明示と配慮

文部科学省の定める「学力の3要素」を入試区分別にどのように重視し、合否判定にどの程度配慮しているかを明確にしており、これを広く受験生に公表している。

表3-1-1　各入試における評価（令和8年(2026)年度入学試験）

評価の観点と項目 ＼ 入試区分		知識・技能	思考力・判断力・表現力	行動性・協調性
		各学科・科目の学習記録	資格取得状況	特別活動の記録
		全体の評定平均値	面接試験の得点	指導上参考となる諸事項
		学科試験の得点	小論文の得点	課外活動
		共通テストの得点	特別活動の記録	ボランティア活動
		資格取得状況	指導上参考となる諸事項	生徒会活動
			課外活動	
学校推薦型選抜	指定校	◎	◎	◎
	一般	○	○	◎
	専門・総合学科	○	◎	○
総合型選抜		○	◎	◎
一般選抜		◎	○	○

大学入学共通テスト	◎	○	○

〈学部・大学院研究科共通〉

本学は「入試広報委員会規程」【資料3-1-04】に基づき、作問部会【資料3-1-f】、入試実施部会【資料3-1-g】、判定部会【資料3-1-h】、アドミッション・オフィス部会【資料3-1-i】を設置し、適正な体制で入学者選抜を実施している。

作問部会は、学長が指名する教員により構成され、入試問題の作成・相互チェック・採点を担当する独立性の高い組織である。入試実施部会は「入学者選抜規程」【資料3-1-j】に基づき、試験運営・採点管理・不正防止措置などを適切に実施している。判定部会は合否案を作成し、教授会の承認を経て学長が最終判定を行う。

また、総合型選抜ではアドミッション・オフィス部会が面談・課題評価・ガイダンスを担当し、学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性）を総合的に評価している。

さらに、入試区分別の合否傾向、学力の3要素の評価結果、入学後の成績との関連を分析し、翌年度の入試改善に反映するPDCAを実施している。

〈通信教育部〉

通信教育部では、「通信教育部 入学に関する規程」【資料3-1-k】に基づき、出願書類（志望理由書、学修計画書、職務経歴書等）をもとにアドミッション・ポリシーに沿った選抜を行っている。

社会人学生の学修継続可能性を重視し、学修計画の妥当性、学修目的の明確性、通信教育に必要な自己管理能力などを総合的に評価している。また、入学後の学修状況（履修率、スクーリング参加状況、科目修得率）を分析し、選抜方法の改善に活かしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-04】入試広報委員会規程
【資料 3-1-f】作問部会細則
【資料 3-1-g】入試実施部会細則
【資料 3-1-h】判定部会細則
【資料 3-1-i】アドミッション・オフィス部会細則
【資料 3-1-j】入学者選抜規程
【資料 3-1-k】通信教育部 入学に関する規程

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

〈学部〉

過去 5 年間における入学定員に対する入学者数の比率（以下「入学定員充足率」という）は、図 3-1-1 及び図 3-1-2 に示す通り。

入学定員の充足率の推移

令和 8(2026)年度入試は、造形学部で 0.60 から 0.46 へ、経営学部で 0.63 から 0.62 へ、全学部で 0.62 から 0.53 と大きく減少し、定員充足は出来なかった。18 歳人口、留学生およ

び総合型選抜の受験者が減少したことが主な要因である。

入試広報委員会の評価

令和 8(2026)年度入試では、一般入学試験入学者は 40%増加したものの、総合型選抜入学者が昨年から 33%落ち込み、入学定員の充足率低下に繋がった。総合型選抜を含めた年内入試からの入学者増がますます重要となる。

図 3-1-1　入学者数推移

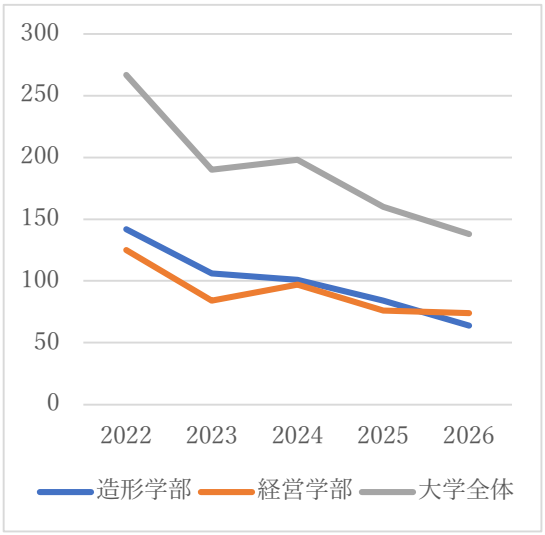

図　3-1-2　　入学定員充足率推移

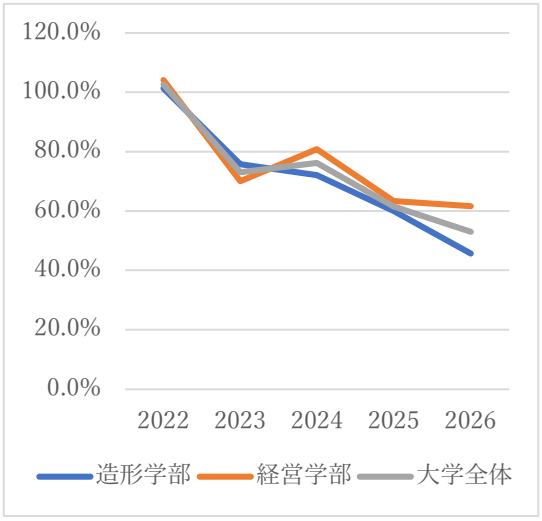

〈大学院研究科〉

大学院研究科は令和5(2023)年度入試より留学生の入学者が増加傾向にあり、またコロナの影響もなくなり、留学生の入学者が増加し建築学専攻入学者は16名、デザイン学専攻が31名となり入学定員を上回ることが出来た。

〈通信教育部〉

通信教育部においては、1年次入学は定員に達していないが、3年次編入学は定員を充足している。

【エビデンス集（データ編）】

【共通基礎】認証評価共通基礎データ　様式【大学用】様式 2

【表 2-1】学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学長方針のもと、教員と職員が協働して学修支援を行う体制を整備し、学生が主体的に学修を進められる環境を構築している。ASU E-Program【資料3-2-01】を学修支援の基本方針として位置づけ、教務委員会【資料3-2-02】を中心に学修支援計画を策定し、学科長・担任・教務課職員が連携して支援を実施している。また、TA・SA制度【資料3-2-03】【資料3-2-04】やオフィスアワー制度【資料3-2-05】【資料3-2-06】を通じて学修支援を充実させ、障がい学生への合理的配慮【資料3-2-07】【資料3-2-08】や中途退学・休学・留年への対応【資料3-2-09】を組織的に行っている。

これらの取組を通じて、学修支援の質向上と学生の学修継続を組織的に支えている。

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

〈学部・大学院研究科共通〉

本学では、学長方針のもと、教員と職員が協働して学修支援を行う体制を整備している。平成30（2018）年度に策定したASU E-Program【資料3-2-01】を学修支援の基本方針として位置づけ、授業内外で学生の学修を支える仕組みを体系化している。

学修支援の中心となる教務委員会【資料3-2-02】は、各学科の教員と教務課職員で構成され、授業運営、履修指導、成績評価、単位認定、教職課程など教育課程全般を審議する中核組織である。教務委員会は学期ごとに学修支援の実施状況を確認し、課題を抽出したうえで翌年度の改善に反映するPDCAを確立している。

学科レベルでは、学科長・担任・教務課職員が連携し、学生一人ひとりの学修状況を把握しながら支援を行っている。1年次は学科長指名の担任が入学直後の学修定着を支援し、2・3年次は学生の希望により担任を選択できる仕組みを設け、学修の個別性に応じた支援を行っている。4年次は卒業研究担当教員が担任となり、研究指導と学修支援を一体的に行う。建築学科では、1～3年次に各学年2名の教員を学年担当として配置し、学年全体の学修状況を把握しながら支援を行う体制を整備している。

学期開始前には学科別・学年別ガイダンス【資料3-2-d】【資料3-2-e】を実施し、履修指導、単位取得状況の確認、学修相談を行っている。ガイダンスでは、教務課職員が履修登録方法や注意事項を説明し、教員が科目選択の助言を行うことで、教職協働による支援を実現している。

学籍異動（退学・休学・復学・転部・転科等）については、学科長・担任・教務課・学生課が情報共有し、学生の状況に応じて迅速に対応している。就学不良の兆候が見られた場合には、担任が面談を行い、必要に応じて学生委員会【資料3-2-09】に報告し、組織的に支援を行っている。学生委員会では、退学・休学の要因分析を行い、学修支援の改善策を検討している。

大学院研究科では、研究指導体制の強化を目的として、主指導教員・副指導教員の配置を明確化する規程改正【資料3-2-n】【資料3-2-o】を行い、研究指導の質を担保している。研究科委員会では、研究指導の進捗状況や学修支援の課題を共有し、必要に応じて改善策を講じている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度には遠隔授業を中心とした授業運営を行い、令和3（2021）年度以降は対面授業と遠隔授業を適切に組み合わ

せることで学修機会を確保した。これらの対応は教員と職員が協働して実施され、学修支援体制の強化につながった。

令和6（2024）年度からは、留年者数の抑制を目的として、再履修科目に限り4単位までCAP外登録を認める措置や、成果評価だけでなく過程評価も含めた再試験の実施【資料3-2-j】【資料3-2-k】を導入し、学修継続を支援している。また、履修者数が集中する科目については、クラス分けを行い、1クラスの履修者数を適正化することで学修支援の質を確保している【資料3-2-l】【資料3-2-m】。

以上のように、本学は教員と職員が協働して学修支援体制を整備し、学修支援の実効性を高めるための改善を継続的に行っている。

〈通信教育部〉

通信教育部では、通信教育委員会【資料3-2-f】が学修支援の方針・計画を策定し、教員と事務職員が協働して学修支援を行っている。学生ポータル「通教オンライン」【資料3-2-g】では、質問受付、履修状況確認、学修進捗管理を行い、補助教材「愛産PAL」【資料3-2-h】ではスクーリング・試験日程・学修上の注意事項を周知している。

名古屋・東京のスクーリング会場では月1回「オープン教室」を開催し、履修計画、学修方法、学修上の悩みなどについて個別相談を行っている。入学時には「学習のしおり」【資料3-2-i】を用いて学修方法を丁寧に説明し、学修継続を支援している。

通信教育部では、社会人学生の学修継続を支援するため、スクーリングの柔軟な運営、遠隔授業の活用、学修相談の充実など、教員と職員が協働して学修支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料3-2-01】Aichi Sangyo University Education Program
【資料3-2-02】教務委員会規程
【資料3-2-a】担任規程
【資料3-2-b】愛知産業大学キャンパスガイド2025
【資料3-2-c】愛知産業大学ホームページ（学生生活サポート）
https://www.asu.ac.jp/life/support2/
【資料3-2-d】令和7(2025)年度前期・春学期ガイダンス実施要項
【資料3-2-e】令和7(2025)年度後期・秋学期ガイダンス実施要項
【資料3-2-f】通信教育委員会規程
【資料3-2-g】通教オンライン（トップページ）
https://online.asu.ac.jp/uprx/
【資料3-2-h】文部科学省認可　通信教育補助教材　愛産PAL
【資料3-2-i】愛知産業大学学習のしおり2025（通信教育部）
【資料3-2-j】R7前期ガイダンス等日程案内＜履修登録の注意事項＞
【資料3-2-k】R7後期ガイダンス日程と履修登録のご案内 ■履修登録（教務課）
【資料3-2-l】R7前期ガイダンス教養科目の履修における注意事項
【資料3-2-m】R7後期教養・共通科目の履修における注意事項

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

〈学部・大学院研究科共通〉

本学は、授業内外で学生の学修を支援するため、TA・SA制度、オフィスアワー制度、障がい学生への合理的配慮、中途退学・休学・留年への対応を組み合わせた総合的な学修支援体制を整備している。

まず、TA・SA制度は「ティーチング・アシスタント規程」【資料3-2-03】および「スチューデント・アシスタント規程」【資料3-2-04】に基づき運用している。授業担当教員が必要性を申請し、学部長・研究科長が選考を行う。採用後は授業担当教員が業務内容の説明・研修を行い、授業補助・演習支援・実習補助など教育補助業務を適切に実施できるよう支援している。活動内容は授業担当教員が評価し、教務委員会に報告する仕組みを整備しており【資料3-2-p】【資料3-2-q】【資料3-2-r】【資料3-2-s】【資料3-2-t】【資料3-2-u】、翌年度の採用数・配置方法・研修内容の改善に反映している。

オフィスアワー制度では、専任教員が前期・後期にオフィスアワーを設定し、学生ポータルで周知している【資料3-2-05】【資料3-2-06】。学生は授業内容の質問、レポート相談、進路相談などを行うことができ、教員と学生のコミュニケーションを促進する機能を果たしている。教務委員会では利用状況を把握し、周知方法の改善や時間帯の調整など、学生のニーズに応じた柔軟な運用を行っている。大学院研究科では研究科委員会でオフィスアワーを審議し【資料3-2-v】【資料3-2-w】、研究指導の充実を図っている。

障がい学生への合理的配慮は、「修学上の特別な配慮に関する申合せ」【資料3-2-07】に基づき実施している。具体的には、試験時間延長、別室受験、教材の拡大印刷、オンライン対応、座席配置の調整など、学生の状況に応じた個別支援を行っている。学生課・教務課・担任・授業担当教員が連携し、支援内容を共有することで、授業・試験・学修相談の場面で一貫した支援を実現している。

中途退学・休学・留年への対応では、学生委員会【資料3-2-08】が中心となり、退学・休学・留年の要因分析を行っている。分析結果に基づき、担任面談の強化、履修指導の改善、再試験制度の拡充、CAP外登録特別措置【資料3-2-j】【資料3-2-k】などの改善策を実施している。教務委員会では退学率・留年率を毎年度確認し、改善策の効果を検証している。また、履修者数が集中する科目については、クラス分けを行い、学修支援の質を確保している【資料3-2-l】【資料3-2-m】。

これらの学修支援は、教員と職員が協働して実施されており、教務委員会・学生委員会を中心としたPDCAにより継続的に改善されている。TA・SA制度、オフィスアワー制度、合理的配慮、退学・休学・留年対応が相互に補完し合うことで、学生の学修継続を強力に支援する体制が構築されている。

〈通信教育部〉

通信教育部では、スクーリング科目においてSAを配置し、出席確認、教材配付、学修相談補助などを行っている。SAの活動状況は通信教育委員会【資料3-2-f】で確認し、翌年度の改善に反映している。

オフィスアワーはスクーリング時に設定し、愛産PAL【資料3-2-h】で周知している。通教オンライン【資料3-2-g】では質問受付・履修状況確認・学修進捗管理を行い、名古屋・東京

のスクーリング会場では月1回「オープン教室」を開催し、履修計画・学修方法・学修上の悩みなどについて個別相談を行っている。

障がい学生への合理的配慮は、通信教育部でも同様に実施しており、教材の拡大印刷、スクーリング時の座席調整、試験時の配慮などを行っている。退学・休学の要因分析を行い、教材改善、スクーリング運営改善、学修相談体制の強化を進めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料3-2-03】ティーチング・アシスタント規程
【資料3-2-04】スチューデント・アシスタント（SA）に関する規程
【資料3-2-05】2025年度前期オフィスアワー一覧表・
2025年度春学期オフィスアワー一覧表
【資料3-2-06】2025年度後期オフィスアワー一覧表・
2025年度秋学期オフィスアワー一覧表
【資料3-2-07】修学上の特別な配慮に関する申合せ
【資料 3-2-08】学生委員会規程
【資料 3-2-n】令和 7(2025)年度第 12 回教務委員会議事録
【資料 3-2-o】令和 7 年度第 15 回研究科委員会議事録
【資料 3-2-p】令和 7(2025)年度第 1 回教務委員会議事録
【資料 3-2-q】令和 7(2025)年度第 1 回造形学部教授会議事録
【資料 3-2-r】令和 7 年度第 1 回経営学部教授会議事録
【資料 3-2-s】令和 7(2025)年度第 7 回教務委員会議事録
【資料 3-2-t】令和 7 年度第 16 回造形学部教授会議事録
【資料 3-2-u】令和 7 年度第 10 回経営学部教授会議事録
【資料 3-2-v】令和 6(2024)年度第 11 回教務委員会議事録
【資料 3-2-w】令和 7(2025)年度第 4 回教務委員会議事録

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

（1）3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の精神および教育研究上の目的に基づき、学生が社会的・職業的自立を達成できるよう、教育課程内外で体系的なキャリア教育・キャリア支援を実施している。学部・大学院研究科では、キャリアデザイン科目やインターンシップ科目を体系的に配置し、自己理解・職業理解・キャリア形成を段階的に学べる教育課程を整備している。通信教育部においても、社会人学生の特性に応じたキャリア形成支援を行い、学修と職業生活の両立を支援している。

また、キャリア委員会【資料 3-3-01】とキャリア支援室が連携し、企業説明会、業界研究会、

就職ガイダンス、個別相談など教育課程外の支援を計画的に実施している。学生の相談内容や進路決定状況を分析し、支援内容の改善に反映する PDCA を確立することで、学生の多様な進路希望に対応できる支援体制を整備している。

これらの取組により、本学は学生が主体的にキャリアを形成し、卒業後の職業的自立を実現できるよう、組織的かつ継続的なキャリア支援を行っている。

①教育課程におけるキャリア教育の実施

〈学部〉

本学は、建学の精神、教育研究の目的において、「社会に貢献できる人材の育成」を掲げ、多様化する産業社会に貢献できる人材育成を重要課題と認識し、教育課程においてもキャリア教育を実施している。

R7（2025）年度施行開始の現行のカリキュラムでは、2 年次後期から 3 年次前期まで自己分析に基づくキャリアデザインを集中的に学ぶ「キャリアデザイン A」、「キャリアデザイン B」を必修科目として開講し、学生自身の適性の気づきや進路選択を支援する。3 年次後期には、より長期的な視点で卒業後のキャリアプランを考える「キャリアデザイン C」を選択科目として開講し、また社会への気づきを更に推し進めるため、共通科目「インターンシップ」を開講する。

〈大学院研究科〉

大学院においては、より高度な職業的自立を支援するために「インターンシップ」（選択科目）を開講し、関連業務の実務を通じた見識を広め、進路選択に役立てるとともに、修士研究の社会的意義を確認する一助としている。

②キャリア支援体制の整備

〈学部〉

本学は、建学の精神、教育研究の目的において、「社会に貢献できる人材の育成」を掲げ、多様化する産業社会に貢献できる人材育成を重要課題と認識し、キャリア支援体制を整備している。

教育課程外においても、「インターンシップ企業研究会」「学内合同企業説明会」「就活リスタート講座」「選考対策」「自己分析・自己理解講座」など主に就職希望者に対しての実践的内容の講座を開催し就職活動の支援を行っている[資料 3-3-02] [資料 3-3-03]。また就職活動中の学生に向けて、学内に企業の採用担当者を招き、「個別企業説明会」も学生の要望を踏まえて開催している。1～2 年次についても、社会への気づきや更なる学びへの興味を引くために、「PLASU セミナー」を活用している。内定者の就活における体験談の他、企業の採用担当者を招聘しての講演等、業界研究ができる場を設けている。「就活訓練場」等を計画・実施している。

キャリア委員会は、教員とキャリア支援室職員で構成され、教職協働の下、担任教員との連携を密にして、学生のキャリア形成・就職活動を支援している[資料 3-3-01]。担任教員は、学生の就職状況の把握のため、「学内電子掲示板サイボウズ」を用いて適宜学生の活動状況を更新し、キャリア委員会・キャリア支援室との情報共有を行っている。共有

した情報を基に、企業説明会・募集状況等、就職活動に関する情報を逐次学生に連絡する等、組織的な相談・助言体制を敷いている。

本学では独自に就職内定率・進路決定率の目標を設定し、その達成に向けて教職協働の取組みを行い、全ての学生の進路選択・決定状況を個人名で把握し、一人ひとりにあったサポートを実施することで高い成果を上げている。

〈大学院研究科〉

学部同様にキャリア委員会・キャリア支援室の連携により、大学院研究科生の状況を把握し、企業説明会・募集状況等の就職活動に関する情報を逐次学生に連絡する等、組織的な相談・助言体制を敷いている。

【エビデンス集（データ編)】

【表 3-3-1】キャリア支援室等の状況

【表 3-3-2】就職の状況（過去 3 年間）

【エビデンス集（資料編)】

【資料3-3-01】キャリア委員会規程

【資料3-3-02】2025年度インターンシップ企業研究会実施要項

【資料3-3-03】2025年度セミナー一覧

3-4. 学生サービス

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学生が安心して学修に取り組めるよう、学生生活の安定と経済的支援を総合的に行う学生サービス体制を整備している。学生委員会【資料 3-4-02】が学生生活支援の方針・計画【資料 3-4-01】を策定し、学生課・担任・教員が連携して心身の健康相談、生活相談、課外活動支援、奨学金支援などを組織的に実施している。また、留学生支援や交通支援、施設整備、学生会活動支援など、学生生活全般にわたる支援を展開している。通信教育部においても、社会人学生の特性に応じた奨学金制度や相談体制を整備し、学修継続を支援している。

これらの取組により、本学は学生の多様なニーズに応じた学生サービスを提供し、学修環境の安定と教育の質保証に寄与している。

①学生生活の安定のための支援

〈学部〉

学生生活の支援は、学生委員会【資料3-4-02】が策定した学生生活支援方針・計画【資料3-4-01】に基づき、主として担任が学生課と連携しながら行っている。科目担当教員やクラブ顧問等も日常的に学生とコミュニケーションを図り、学生に寄り添った支援を実施してい

る。

心身の状態、対人関係、ハラスメント等の問題を抱える学生に対しては、学生相談室を常設し、公認心理師等の資格を持つ2名の専門スタッフが相談に対応している。必要に応じて学科長や担任、保護者と連携し、学生生活支援に活かしている。また、保護者からの電話相談や教員からの学生対応相談も増加しており、多様化する相談形態にも対応している【資料3-4-c】。

留学生への支援は学生課が中心となり、学科や担任と協力して行っている。在留資格更新手続きのサポート、アパート契約の大学保証、学内外の奨学金制度の紹介などを積極的に行い、留学生特有の悩みにも対応している。

学生の体力増進や健康維持を支援するため、体育館（恒誠館）、トレーニングルーム、クラブハウス棟、硬式野球場、アーチェリー場、室内練習場を設けている。体育館・トレーニングルームは授業利用時間を除いて開放し、必要に応じて機器の更新を行っている【資料3-4-d】。

学生の利便性向上のため、「コミュニティ・ホール」には学生食堂、コンビニエンスストア、ブックセンターを設置している。保健室【資料3-4-c】では健康・衛生面の支援を行っている。

通学支援として、名鉄名古屋本線藤川駅に大学専用スクールバス停を設け、藤川駅前とキャンパスを結ぶスクールバスを無料運行している。

経済的支援として、本学独自の奨学金制度を多数設けている。入学時には「学業奨学金」「スポーツ奨学金」「留学生奨学金」「学園奨学金」、在学時には「活動奨励奨学金」「経済支援奨学金」「学内ワークスタディ奨学金」「資格取得奨励奨学金」を設けている【資料3-4-05】【資料3-4-06】【資料3-4-07】【資料3-4-11】【資料3-4-12】【資料3-4-a】。

また、「私費外国人留学生授業料減免制度」【資料3-4-08】【資料3-4-13】【資料3-4-a】を設け、留学生の経済的支援を行っている。校友会が運営する「校友会奨学金」【資料3-4-10】【資料3-4-a】では、3・4年生を対象に年間2名へ月額5万円を貸与している。

「日本学生支援機構奨学金」については、予約採用・在学採用の申込手続き、継続手続き、返還手続きの支援を行っている。本学は「高等教育の修学支援新制度」【資料3-4-09】の対象機関として認定されており、対象学生に対して入学金・授業料の減免を行っている。

学生会は学生運営委員会と課外活動委員会の2委員会を置き、担当教員が企画・運営に助言し、活発な課外活動を支援している。学生運営委員会は大学祭や卒業記念事業を企画・運営し、課外活動委員会は活動条件の改善や課外活動援助費の予算化などを行っている。成果を挙げた団体には優勝祝賀費や全国大会出場経費を支給する制度を設けている【資料3-4-03】【資料3-4-04】【資料3-4-b】。

〈大学院研究科〉

本学独自の奨学金として「留学生奨学金」「留学生支援奨学金」「資格取得奨励奨学金」を設け、学修成果や経済的理由に応じて、奨学金を給付している［資料3-4-08］。

〈通信教育部〉

本学独自の奨学金として、学業優秀者に給付する「学修奨励奨学金」、満60歳以上の学生を対象とする「シニア奨学金」、科目等履修生が正科生として入学する際の「科目等履

修生奨学金」、更に、経済的理由等で困窮している学生を対象として給付する「校友会奨学金」がある[資料3-4-10]。

【エビデンス集（データ編）】
【表 3-7】大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
【表 3-8】学生の課外活動への支援状況（前年度実績）
【表 3-9】学生相談室、保健室等の状況

【エビデンス集（資料編）】
【資料3-4-01】学生生活支援に関する方針・計画
【資料3-4-02】学生委員会規程
【資料3-4-03】スポーツ強化指定団体に関する規程
【資料3-4-04】スポーツ団体強化費細則
【資料3-4-05】課外活動団体援助費細則
【資料3-4-09】高等教育の修学支援制度に関する規程
【資料3-4-10】愛知産業大学校友会　奨学金規程
【資料3-4-11】大学の奨学金規程取扱細則
【資料3-4-12】学園設置校出身者の入学者に対する奨学金規程取扱細則
【資料3-4-13】私費外国人留学生授業料減免に関する規程の取扱細則
【資料3-4-a】 奨学金実績（前年度実績）
【資料3-4-b】 学生委員会議事録＜第4回、第9回＞
【資料3-4-c】 R7学生相談室の利用状況
【資料3-4-d】 機器の更新

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
②図書館の有効活用
③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、教育目的の達成と学修の質保証のため、校地・校舎・図書館・ICT 環境・安全管理体制など、学修環境全般の整備と適切な管理運営を継続的に行っている。大学設置基準を大きく上回る規模の校地・校舎を確保し、教室・実習室・図書館・体育館・情報環境などの施設・設備を計画的に更新し、学生が快適かつ安全に学修できる環境を整備している。また、施設利用規程や安全管理規程に基づき、教職員・学生が安心して施設を利用できるよう、管理体制を整えている。

これらの取組により、本学は教育研究活動を支える学修環境を継続的に改善し、教育

の質保証に資する体制を構築している。

〈学部・大学院研究科共通〉

本学は、教育目的の達成のため、校地・校舎・運動場について大学設置基準を大きく上回る面積・規模を確保し、体育館・図書館等の付属設備を含め適切に整備している。校舎・教室・情報システム等は「教育研究活動に係る大学施設使用規程」【資料3-5-01】に基づき維持・管理を行っている。

体育館（恒誠館）は「恒誠館使用規程」【資料3-5-02】、「恒誠館使用の心得」【資料3-5-b】、「恒誠館トレーニングルーム使用上の注意」【資料3-5-c】に基づき運営している。図書館は「愛知産業大学・短期大学図書館利用規程」【資料3-5-04】に基づき適切に管理している。

施設整備は計画的に進めており、以下のとおり更新を実施している

・平成29（2017）年度：1号館教室の黒板をホワイトボードへ変更、一部教室に大型ホワイトボードを追加設置、床面のタイルカーペット化
・平成30（2018）年度：老朽化した大規模教室（1101教室）の机・イスを更新
・令和元（2019）年度：4号館教室の黒板をホワイトボードへ変更、1号館1404教室にプロジェクター設置
・令和4（2022）年度：1号館1101教室、2号館PC実習室（2405・2414・2601）、4号館4401・4501教室にプロジェクター設置／2号館4階にメディアラウンジ整備

その後も、毎年度の施設設備事業実績・計画案【資料3-5-a】に基づき、プロジェクター機器更新等の教室整備を継続している。

令和8(2026)年度からは、学生自身が所有するノートパソコンを持参して学ぶ BYOD を実施する予定である【資料3-5-03】。

学生生活環境の整備として、「スチューデント・スクエア」には学生ホールや作品展示ギャラリーを設置し、自由に活用できる場を提供している。「コミュニティ・ホール」にはコンビニエンスストア、ブックセンター、学生食堂を設置し、学習に必要な教科書・参考書の購入や食事の利便性を高めている。

キャンパス中央の 「言語・情報共育センター（PLASU）」 には、「情報ラボ」「言語ラボ」「プレゼンテーションルーム」等を設置し、教員と学生が互いに学び合う場を提供している。授業時間外にはミニコンサートや展示会にも利用されている。

〈大学院研究科〉

ゼミナール指導や学生同士のミーティングやプレゼンテーション等に自由に利用できる施設として大学院自習室や共同研究室等を設けている。また、学部生とも交流して学修の拡張ができる場として「言語･情報共育センター」(PLASU)を活用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-5-a】施設設備事業実績・計画案
【資料 3-5-01】教育研究活動に係る大学施設使用規程
【資料 3-5-02】恒誠館使用規程
【資料 3-5-03】BYOD の実施について

【資料 3-5-b】恒誠館使用の心得
【資料 3-5-c】恒誠館トレーニングルーム使用上の注意

②図書館の有効活用

本学の図書館は、学修・研究活動を支える中核的施設として整備されており、「愛知産業大学・短期大学図書館利用規程」【資料 3-5-04】に基づき適切に管理運営されている。

図書館では、専門書・雑誌・視聴覚資料等を体系的に収集し、学生の学修ニーズに応じて蔵書を拡充している。また、図書館の利用方法やサービス内容については「愛知産業大学キャンパスガイド 2025 図書館」【資料 3-5-05】により学生へ周知している。

レファレンスサービス、図書検索システム、学外図書館との連携サービスなどを提供し、授業・研究・課題学修において図書館を積極的に活用できるよう支援している。図書館内には閲覧スペースや学修スペースを整備し、静かな環境で学修できるよう配慮している。。

【エビデンス集（データ編)】
【表 3-12】情報センター等の状況

【エビデンス集（資料編）】
【資料3-5-04】愛知産業大学・短期大学図書館利用規程
【資料3-5-05】愛知産業大学キャンパスガイド2025 pp.61-62 図書館

③施設・設備の安全性・利便性

各号館及びコミュニティ・ホールは、エレベーター、スロープ及び手すり等を適切に設置し、バリアフリー等の利便性を高めている。また、多目的トイレを「1号館」「4号館」「コミュニティ・ホール」及び「言語・情報共育センター」に設置している。

令和2(2020)年度は、車椅子利用者用に1号館出入口に新たにスロープと引き戸扉を設置し、2号館4階にはパソコン実習室への階段に段差解消機を取り付けた。

令和4(2022)年度は、車椅子利用者用に3号館出入口に新たにスロープと引き戸扉を設置した。

すべての施設は新耐震設計基準に適合し、耐震性を確保している【資料 3-5-06】。施設利用は安全確保のための諸規程に基づき運用され、各学科では必要に応じてマニュアルやガイドラインを用いた指導を行っている。

防災対策として、例年 4 月に防災訓練を実施し、学生・教職員の防災意識向上を図っている（令和 3 年度はコロナ禍により防災講習会のみ実施)【資料 3-5-d】。

省エネルギー化のため、エネルギー委員会を設置し、省エネルギーを推進しているほか、空調管理・照明操作について学生にも協力を促している 【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】。

【エビデンス集（資料編）】
【資料3-5-06】愛知産業大学　建物の耐震化率
【資料 3-5-d】令和 4 年度 愛知産業大学防災訓練実施要項

【資料 3-5-e】学校法人愛知産業大学エネルギー使用の合理化に関する規程
【資料 3-5-f】エネルギー部会細則

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、入学者確保と地域における大学の認知度向上を目的として、高等学校との連携強化を戦略的に進めている。令和 5（2023）年度からは、姉妹校と同様の科目履修生制度の導入や出前授業の実施を含む高大連携協定の締結に向けた働きかけを開始した。従来は工科高校を中心に協定校を拡大してきたが、令和 6 年度以降は商業科や普通科を有する高校へも連携を広げ、対象校の多様化を図っている。

特に、地元商業高校との連携では、協定締結に向けた取り組みとして令和 6 年度にキャリアデザインプログラムを 2 回開催し、20 名の高校生が参加した。これにより、本学の教育内容や学生生活を体験する機会を提供し、進学意欲の醸成に寄与した。

また、高校との連携強化において顕著な成果を上げた取組みとして、令和 7 年 8 月に開催した第 1 回 DXH シンポジウムが挙げられる。本シンポジウムは、文部科学省が推進する「DX ハイスクール」構想を踏まえ、高校における DX 教育の実践事例を共有し、今後の高大連携の在り方を検討する場として企画したものである。口頭発表では 6 校、ポスターセッションでは 8 校が研究成果を発表し、高校側との協働関係の深化に繋がった。

令和 8（2026）年度も新たな連携協定締結を目指すとともに、第 2 回 DXH シンポジウムを開催する予定である。さらに、大学ホームページにおける情報発信の即応性向上を図るため、トップページに「愛産大ニュース」を新設し、教員ページの整備や SNS の活用により、高校教員・高校生・保護者等との接点強化を進めている。

学生受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーを明確に定め、これに沿った入試形態を実施している。また、担任制度の質向上や教職協働による支援体制の構築により、学修面・生活面で課題を抱える学生へのきめ細かな支援を強化している。学修環境整備については、ICT 技術の進展に合わせ、Wi-Fi 環境の整備を施設設備事業実績・計画案に基づき進めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学者数については、造形学部・経営学部ともに入学定員を下回り、収容定員充足率が2学部全体で0.7倍未満となっている。18歳人口の減少、留学生の減少、総合型選抜での入学者減少が主な要因である。特に、学園姉妹校からの総合型選抜志願者の大幅減少は、姉妹校の進学実績向上に伴い他大学への進学が増加したことが背景にある。

これに対し、本学では学科再編による情報学部の設置準備を進め、志願者確保を図っている。一方、大学院では収容定員を超過する課題が生じており、留学生の事前相談者増加に伴う入学者増が要因である。これに対しては、教員による指導体制の充実や学部授業への参加を含む日本語学習支援の強化により、教育の質の維持に努めている。

学生支援面では、退学者数の推移から学修面・生活面の支援強化が必要であることが明らかとなった。「修学上の特別な配慮に関する申合せ」では申請期間が定められてい

ないため、定期試験直前や履修期間終了直前に申請が行われ、過去の履修期間を含めた支援対応が求められる事例が発生している。合理的配慮を適切に実施するためには、支援実施期間を明確に定める必要がある。

また、在学生アンケートの結果から、教室のLED化および教室外のWi-Fi整備が十分でないことが課題として示された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、アドミッション・ポリシーを明確に定め、入試形態別に求める資質・志向・学力等を公表しているが、今後はさらに周知を強化する。入学者選抜においては、文部科学省が発出する入学者選抜実施要項等の通知や法令を遵守し、適正な改革を継続する。

学生支援については、教職協働による学修支援制度・体制を維持しつつ、学生の視点を踏まえたアセスメントを行い、学修支援の方針・方策を見直す。多様な学生に対応できる制度となるよう、規程等の整備を進める。オフィスアワー制度を継続するとともに、オフィスアワー以外でも学生が教員に相談できる体制を整備し、教職員が伴走者としてよりきめ細かな支援を行えるよう体制を強化する。

学修環境整備については、施設・設備の整備計画に基づき、学生の多様なニーズに応えるための環境整備を継続する。特に、教室の LED 化や Wi-Fi 環境の整備を優先的に進め、ICT 技術の進展に対応した学修環境の充実を図る。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

（2）4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学が定めるディプロマ・ポリシー（DP）を基盤として、単位認定、進級、卒業および修了の認定基準を適切に策定し、周知し、厳正に運用しているかが問われる。本学は、建学の精神および大学の使命・目的に基づき、学部・学科・研究科・通信教育部ごとに教育研究上の目的を明確に定め、三つのポリシー（AP・CP・DP）を整備している。これらのポリシーに基づき、教育課程の編成、科目の学習到達目標、成績評価方法、単位認定基準、卒業・修了認定基準を体系的に構築し、学生が必要な知識・技能・態度を確実に修得できるよう運用している。

また、単位授与や卒業・修了認定は、大学の教育の質保証に直結する重要なプロセスであるため、学則・規程に基づき厳正に実施している。成績評価の透明性確保、履修管理、GPA 制度の運用、成績異議申立制度などを通じて、公平性・客観性を担保し、教育課程の実質化を図っている。さらに、これらの基準や運用方法は学生に対して適切に周知され、学修計画の立案や学修成果の把握に活用されている。

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の学部・学科、大学院研究科および通信教育部のディプロマ・ポリシー（DP）は、評議会【資料4-1-02】およびカリキュラム部会【資料4-1-03】【資料4-1-04】において、建学の精神、本学の使命・目的、大学学則および大学院学則に明記された教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシー（AP）およびカリキュラム・ポリシー（CP）との整合性を確保しつつ、教養・専門性・社会性の3観点から一貫性をもって策定している。

平成31（2019）年度より学部・学科（通信教育部を除く）において新カリキュラムを運用し、該当入学者に対して新DPを適用している。また、スマートデザイン学科では令和7（2025）年度より新カリキュラムを運用し、該当入学者（編入学者を除く）に対して新DPを策定している。

DPの周知については、愛知産業大学キャンパスガイド【資料4-1-05】、大学ホームページ【資料4-1-01】、愛知産業大学学習のしおり2025（通信教育部）【資料4-1-06】に掲載し、学内外に広く公開している。さらに、新入生オリエンテーションにおいてDPの内容と教育課程との関係を説明し、学生がDPを理解したうえで学修計画を立てられるよう周知している。
また、各科目のシラバスにおいてDPとの関連を明記し、DPが教育課程および科目の学習到達目標に反映されていることを学生が確認できるようにしている。

これらにより、DPは学生・教職員・利害関係者に対して適切に周知されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-01】愛知産業大学ホームページ（情報公開）
https://www.asu.ac.jp/univ/information/detail/6

【資料 4-1-02】評議会規程

【資料 4-1-03】カリキュラム部会細則

【資料 4-1-04】通信教育部カリキュラム部会細則

【資料 4-1-05】愛知産業大学キャンパスガイド 2025

【資料 4-1-06】愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では、大学学則・大学院学則、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）の三つのポリシーを基盤として、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準および修了認定基準を体系的に整備している。これらを包括する枠組みとして「ASU E-Program」【資料4-1-i】を位置付けており、令和元（2019）年度以降の入学者を対象として図4-1-1に示すように、建学の精神から卒業・修了判定、アセスメントまで一貫した教育体系を構築している。

図4-1-1は、本学の教育体系が

建学の精神 → 大学の使命・目的 → 三つのポリシー → カリキュラム → 科目の学習到達目標 → 成績評価 → 卒業・修了判定 → アセスメント

という流れで構成されていることを示しており、DPを起点として教育課程・成績評価・卒業判定が連動していることを明確にしている。

学部・学科、大学院研究科、教養教育では、三つのポリシーを基に学修到達目標（ディプロマ）を設定し、科目ナンバリングやカリキュラム・マップを整備している。担当教員は、各科目の学習到達目標に基づき授業内容・教授方法を計画し、シラバス【資料4-1-c】に評価方法・到達目標を明記し、第1週目の授業で学生に説明することで周知を徹底している。

スマートデザイン学科では令和7（2025）年度より新カリキュラムを運用し、新たなDPおよびカリキュラム・マップを策定している。大学院研究科でも令和7（2025）年度より一部科目を改訂し、新DPおよび科目ナンバリングを整備している。

学修到達目標は、表4-1-1に示すようにルーブリック形式で具体化しており、レベル1からレベル3まで段階的に到達度を示している。これにより、DPの内容が科目レベルで具体的な評価基準として明文化され、成績評価の公平性・透明性が確保されている。

卒業または修了に必要な最低単位数は、『キャンパスガイド2025』【資料4-1-05】および『大学院学生便覧2025』【資料4-1-06】に明示し、学生が学修計画を立てられるよう周知している。通信教育部では『学習のしおり2025』【資料4-1-07】に明示している。

図4-1-1　ASU E-Programの位置付け（令和元年(2019)度以降の入学者が対象）

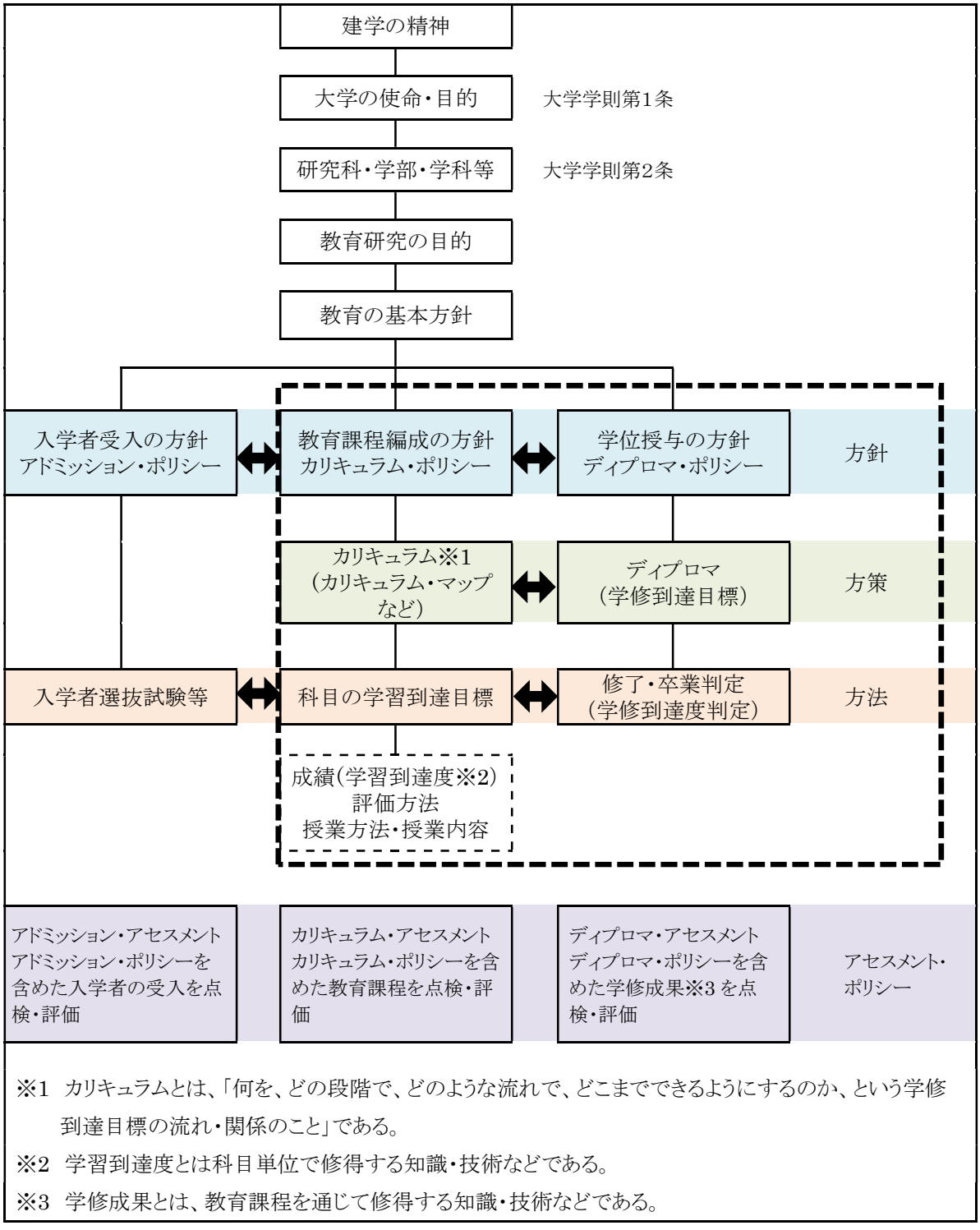

※1　カリキュラムとは、「何を、どの段階で、どのような流れで、どこまでできるようにするのか、という学修到達目標の流れ・関係のこと」である。

※2　学習到達度とは科目単位で修得する知識・技術などである。

※3　学修成果とは、教育課程を通じて修得する知識・技術などである。

表4-1-1　スマートデザイン学科専門科目の例（令和7(2025)年度以降の入学者が対象）

領域	Keyword	レベル 1	レベル 2	レベル 3
情報処理技術の活用	能動的学習	能動的学習を行うために必要な知識・技術を知っており、その知識・技術を使ったことがある。	能動的学習を行うために必要な知識・技術を理解し、その知識・技術を使うことができる。	能動的学習を行うために必要な知識・技術を習得し、必要な知識・技術を関連付けて活用することができる。
	論理的思考	物事の因果関係を整理し、その因子を順序だてて考える手法を知っている。	物事の因果関係を整理し、その因子を順序だてて考える手法を理解し、使うことができる。	物事の因果関係を整理し、その因子を順序だてて考える、他者に伝えることができる。
	広い視点・専門性の融合	学科を超えてより広い視野から、かつ専門性の融合による知識と技能について知っている。	学科を超えてより広い視野から、かつ専門性の融合による知識と技能について理解している。	学科を超えてより広い視野から、かつ専門性の融合による知識と技能を活用できる。
デザイン知識と解決方法の立案	デザイン基礎	デザインを理解するための基本的な知識を持っている。	デザインに必要な知識を習得するために行動を起こすことができる。	習得した知識を活用し、具体的なデザインのアイデアや方法を提案できる。
	解決方法の立案	情報テクノロジーを含めたデザインの概念を理解している。	情報テクノロジーを活用し、産業・地域・生活の具体的な課題に対して解決策を考えることができる。	開発した解決策を発表し、それに基づいて他者と協力してプロジェクトを進めることができる。
	デザイン実践	デザインのプロセスを理解し、どのように実践するかの基本を知っている。	実践的なデザイン手法を実際のプロジェクトで応用しようと試みることができる。	完成したデザインを効果的に発表し、フィードバックを活用できる。
産業・地域・生活に存在する課題の発見と理解	社会理解	社会や産業、地域、生活の課題に対する基本的な知識を持っている。	業・地域・生活における問題を見つけ出し、それらを他者と共有する能力がある。	発見した課題に対し、他者に理解させる形で説明することができる。
	価値の創設	課題に対する解決策を提案する重要性を理解している。	見つけた課題に対して、自身で価値ある提案を行おうとする行動をとる。	提案した価値ある解決策を実現するために必要なステークホルダーとの協力を実際に行える。

〈学部・大学院研究科共通〉

卒業判定および修了判定は、「学位規程」【資料4-1-08】【資料4-1-09】、「卒業に関する規程」【資料4-1-10】、「学位審査体制等の確立に関する規程」【資料4-1-11】に基づき、教授会および学位審査会において厳正に実施している。教育課程の実質化のため、1授業時間を90分とし、定期試験を除き15週の授業を実施している。授業運営は「教務マニュアル」【資料4-1-a】に基づき、非常勤講師を含む全教員に周知している。

単位認定は、「試験及び成績評価に関する細則」【資料4-1-b】に基づき、学習過程評価（授業内評価・授業外評価）と学習成果評価（定期試験）を総合して100点満点で評価し、60点以上を合格とする基準を厳格に適用している。授業内評価が不足する場合は補完課題を課し、授業外評価が不足する場合は再提出を求めるなど、評価の実質化を確保している。再試験では欠席が授業回数の1/3を超える者には受験資格を与えないなど、厳正な運用を徹底している。

成績評価に疑義がある場合は「成績異議申立に関する内規」【資料4-1-d】により異議申立が可能であり、成績評価の透明性・公平性を確保している。GPA制度は「GPAに関する細則」【資料4-1-f】に基づき運用し、成績不振者には「授業科目の履修に関する規程」【資料4-1-g】に基づき退学勧告基準を適用している。

単位互換は「単位互換に関する包括協定」に基づき、「他大学等において修得した単位の認定に関する規程」【資料4-1-12】に従って認定している。編入学者の単位認定は「編入学の単位認定に関する申合せ」【資料4-1-13】に基づき、教務委員会【資料4-1-15】および教授会【資料4-1-16】の議を経て学長が決定している。

大学院研究科では、「学位規程」【資料4-1-09】に修士論文等の審査基準を明記し、大学ホームページで公表している。

〈通信教育部〉

通信教育部では、「通信教育部 試験及び成績評価に関する規程」【資料4-1-14】に基づき、レポート課題・課題作品・科目終末試験の配点をシラバス【資料4-1-c】に明示し、DPに基づいた厳格な成績評価を実施している。GPA制度は「通信教育部 授業科目の履修に関する規程」【資料4-1-h】に基づき運用し、退学勧告基準を設けている。

卒業要件と成績評価基準は『学習のしおり2025』【資料4-1-06】に掲載し、入学オリエンテーションで説明している。スクーリング科目では授業開始時に評価方法を告知し、通教オンラインの「シラバス照会」からいつでも確認できる。

卒業判定および修了判定は、「学位規程」【資料4-1-08】【資料4-1-09】、「卒業に関する規程」【資料4-1-10】、「学位審査体制等の確立に関する規程」【資料4-1-11】に基づき、教授会および学位審査会において厳正に実施している。教育課程の実質化のため、1授業時間を90分とし、定期試験を除き15週の授業を実施している。授業運営は「教務マニュアル」【資料4-1-a】に基づき、非常勤講師を含む全教員に周知している。

単位認定は、「試験及び成績評価に関する細則」【資料4-1-b】に基づき、学習過程評価（授業内評価・授業外評価）と学習成果評価（定期試験）を総合して100点満点で評価し、60点以上を合格とする基準を厳格に適用している。授業内評価が不足する場合は補完課題を課し、授業外評価が不足する場合は再提出を求めるなど、評価の実質化を確保している。再試験では欠席が授業回数の1/3を超える者には受験資格を与えないなど、厳正な運用を徹底している。

成績評価に疑義がある場合は「成績異議申立に関する内規」【資料4-1-d】により異議申立が可能であり、成績評価の透明性・公平性を確保している。GPA制度は「GPAに関する

細則」【資料4-1-f】に基づき運用し、成績不振者には「授業科目の履修に関する規程」【資料4-1-g】に基づき退学勧告基準を適用している。

単位互換は「単位互換に関する包括協定」に基づき、「他大学等において修得した単位の認定に関する規程」【資料4-1-12】に従って認定している。編入学者の単位認定は「編入学の単位認定に関する申合せ」【資料4-1-13】に基づき、通信教育委員会の議【資料4-1-17】を経て学長が決定している。

大学院研究科では、「学位規程」【資料4-1-09】に修士論文等の審査基準を明記し、大学ホームページで公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-05】愛知産業大学キャンパスガイド 2025
【資料 4-1-06】愛知産業大学大学院学生便覧 2025
【資料 4-1-07】愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）
【資料 4-1-08】学位規程
【資料 4-1-09】学位規程（大学院）
【資料 4-1-10】卒業に関する規程
【資料 4-1-11】学位審査体制等の確立に関する規程
【資料 4-1-10】卒業に関する規程
【資料 4-1-11】学位審査体制等の確立に関する規程
【資料 4-1-12】他の大学等において修得した単位の認定に関する規程
【資料 4-1-13】編入学の単位認定に関する申合せ
【資料 4-1-14】通信教育部　試験及び成績評価に関する規程
【資料 4-1-15】教務委員会規程
【資料 4-1-16】教授会規程
【資料 4-1-17】通信教育委員会規程
【資料 4-1-f】GPA に関する細則
【資料 4-1-g】授業科目の履修に関する規程
【資料 4-1-h】通信教育部　授業科目の履修に関する規程
【資料 4-1-i】ASU E-Program（図 4-1-1 掲載資料）

4-2. 教育課程及び教授方法
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
④教養教育の実施
⑤教授方法の工夫と効果的な実施

（1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神および大学の使命・目的に基づき、学部・学科・研究科・通信教育部ごとに教育研究上の目的を明確に定めている。その目的を達成するため、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）の三つのポリシー【資料 4-2-a】を整備し、教育課程の体系的編成、教授方法の工夫、学修指導の充実を図っている。

教育課程の編成にあたっては、CP と DP の一貫性を確保し、学生が段階的かつ体系的に学修を進められるよう科目構成を整備している。また、シラバスの適切な整備、履修上限の設定、教養教育の充実、アクティブ・ラーニング等の教授方法の工夫を通じて、教育の質保証と学修成果の向上を図っている。

さらに、授業実施状況や学修成果の把握・評価結果を教育内容・方法に反映し、教育課程の改善を不断に進めることで、社会の要請に応えられる人材育成を推進している。

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部・学科、大学院研究科および通信教育部のカリキュラム・ポリシー（CP）は、評議会【資料4-2-02】およびカリキュラム部会【資料4-2-03】【資料4-2-04】において、建学の精神、本学の使命・目的、大学学則および大学院学則に示された教育目的を踏まえて策定している。策定にあたっては、アドミッション・ポリシー（AP）およびディプロマ・ポリシー（DP）との整合性を確保し、教育課程編成の基本方針を教養・専門性・社会性の三つの観点から一貫性をもって示している。

学部・学科（通信教育部を除く）では平成31（2019）年度より新カリキュラムを運用し、該当入学者に対して新CPを適用している。また、大学院研究科では令和3（2021）年度より新カリキュラムを運用している。さらに、スマートデザイン学科では令和7（2025）年度より新カリキュラムを運用し、新たなCPを策定して教育課程の体系化を図っている。

CPの周知については、大学ホームページ【資料4-2-01】に掲載し、学内外に広く公開している。また、『キャンパスガイド2025』【資料4-2-05】、『学習のしおり2025』（通信教育部）【資料4-2-06】にCPを明記し、学生が教育課程の構造や学修の流れを理解できるようにしている。さらに、新入生オリエンテーションにおいてCPの内容と教育課程との関係を説明し、学生が学修計画を立てる際に参照できるよう周知している。

以上の取り組みにより、本学はカリキュラム・ポリシーを適切に策定し、学生・教職員・利害関係者に対して十分に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-01】愛知産業大学ホームページ（情報公開）
https://www.asu.ac.jp/univ/information/detail/5

【資料 4-2-02】評議会規程

【資料 4-2-03】カリキュラム部会細則

【資料 4-2-04】通信教育部カリキュラム部会細則

【資料 4-2-05】愛知産業大学キャンパスガイド 2025

【資料 4-2-06】愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）

【資料 4-2-a】三つのポリシー

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

教育課程の体系的編成にあたり、ディプロマ・ポリシー（DP）で示された学修到達目標を確実に達成できるよう、カリキュラム・ポリシー（CP）との一貫性を重視している。DPで求める能力・態度・知識を科目群・科目レベルに具体化し、CPに基づく科目編成方針がDPの能力要素と対応するよう体系的に整備している。

〈学部〉

〈教養科目〉

本学の建学の精神、使命・目的及びDPの「幅広い知識・教養を身に付け、豊かな感性を持ち、論理的に物事を考え、他者とのコミュニケーションができる」に基づき、CPの「人文・社会・自然、語学、情報、キャリア等の科目」を体系的に編成し、学生が「主体的に学修に取り組むことができる」を達成するために、以下の6つの科目群で教育課程を編成している。

1) 高大接続を図り、充実した大学生活を送るために必要な知識・技能を教授する科目群
2) 現代社会のあらゆる局面で必要不可欠となっている情報関係の知識・技能を教授する科目群
3) 人間、社会や自然への深い洞察を育むために必要な知識・技能を教授する科目群
4) 人間関係を円滑にするコミュニケーション力を育成するために必要な知識・技能を教授する科目群
5) 大学入学前・大学在学中・大学卒業後のキャリア形成をするために必要な知識・技能を教授する科目群
6) 心身の能力の向上を図るために必要な知識・技能を教授する科目群

これにより、DPで求める教養・感性・論理性・コミュニケーション力が、CPに基づく科目群として体系化されている。

〈共通科目〉

DPに基づいて、CPの「学部・学科を跨いだ実践的な共通専門科目」を実現するため、3学科協力体制の下、より高い専門性の融合によるシナジー効果を発揮する教育体系として、本学の教育上の特色となる「共通科目」を編成している。

DPの能力要素を学科横断的に修得できるよう、CPに基づく共通科目体系を整備している。

〈建築学科〉

DPの「設計・設備・構造・施工・インテリア等の基本的事項を理解している」を達成するため、CPで「住宅と住環境について学び、実践的な設計技能を身に付けさせる住宅設計やインテリア設計を行う」科目を設定し、住宅設計をコアとした建築教育によって日常の「くらしとすまい」に焦点を当てることを目指している。

DPの「住宅建築および住環境について理解し、住宅について必要な知識と能力が使える」を達成するため、CPで「建築空間への興味・関心・疑問の喚起により修学意欲の向

上を図る」科目を設定し、学生の主体的な学びにより知識・技能の修得とその活用を目指している。

DPの「建築の産業や仕事に関わる情報を取得して伝達することができる」を達成するため、CPで「建築を学問ではなく身近なこととして感じさせる生活に密着した体感授業を行う」科目を設定し、設計のみならず施工・営業・管理に関する専門分野も視野に入れた実践教育を行い、社会で役立つ実学の修得を目指している。

これにより、DPの能力要素がCPに基づく科目編成に具体的に反映されている。

〈スマートデザイン学科〉

DPの「産業・地域・生活に存在する課題を発見し、そこに関わる人々に理解できるように説明」する能力を養う教育を達成するため、CPで「課題発見から試作に至るデザイン手法とともに、情報科学の基礎知識や、機械学習、データ分析・評価、プログラミングといった応用技術に至る、さまざまな商品やサービスを創成する現場において必要とされる知識や技術を学ぶ」に従い、科目編成方針を設定している。

DPの「産業・地域・生活に存在する課題について、情報テクノロジーを含めたトータルなデザインの知識を通して解決方法を立案すること」を達成するため、CPの「デザイン基礎、デザイン発想と評価手法、プロダクトデザイン、ビジュアルデザインなどの講義、演習で、デザイン手法に関する知識や技術を身に付ける」に従い、実際の産業・地域･生活にある事例を使った実践的なデザインのための講義､演習科目を開設している。

DPの｢情報技術を含めたトータルなデザインを実践するために必要な知識と技能について理解し、それを修得する」を達成するため、CPの「情報処理基礎、アルゴリズムとプログラミング、人工知能概論、情報デザインなどの講義、演習で、情報処理に関する知識や技術身に付ける」に従い、情報処理、アルゴリズム、プログラミングの基礎から応用、AIプロダクト・情報デザイン等に求められる工学的知識、技能を修得する科目を設定している。

DPの能力要素が、CPに基づくデザイン・情報技術科目として体系的に構成されている。

〈総合経営学科〉

DPの「利益や損失に繋がる仕組みについて理解し、分析できる」を達成するため、CPで「企業の損益の仕組みを理解する方法、即ち、組織内のお金の流れを記述する簿記やそれをシステム上で処理するためのコンピュータ会計、さらには資金管理法について研究する経営財務論、企業が守るべき法律などについて学ぶ科目」を設定し、学生が主体的に学べる教育を行っている。

DPの「会社組織の成功や失敗、スポーツチームの勝ち負けについて、その運営に関わる多角的観点から理解し､活用できる」を達成するため､CPで｢経営管理論を基礎とし、成功するビジネスモデルの策定を目的とする経営戦略論や経営組織論、スポーツチームの運営方法について研究するスポーツ指導論やスポーツチーム経営論、組織を取り巻く社会経済の影響等について学ぶ科目」を設定し、大学卒業後どのような進路に進んでも役に立つ実践的な教育を行っている。

DPの｢人気の商品やショップがどのような企業戦略のもとに生み出されてきたのかを理解し応用できる」を達成するため、CPで「マーケティング論を基礎とし、商品の具体

的流通方法に関する理論や現実の市場動向の分析、さらにはヒット商品が生まれる仕組みや企画方法等について学ぶ科目」を設定し、身近な事例を用いた分かり易い教育を行っている。

DPの能力要素が、CPに基づく経営・戦略・マーケティング科目として体系化されている。

〈大学院研究科〉

〈建築学専攻〉

DPの「高度化した現代社会で活躍できるように、建築に関する基本事項から総合的な専門知識まで幅広い知識・技術を持ち、社会が抱える諸問題に対する観察力と分析力を持ち、強いリーダーシップをもって地域社会に貢献できる実践的職業人となること」を達成するため、CPで「高度職業人の育成を旨として、コースワークを充実した建築基礎力の育成と専門領域に偏らない実学的・実践的な知識と技術を修得できるように編成」し，行うことを定めている。

DPの「設計・設備・構造・施工・インテリア・マネジメントなどに関する事項を理解」「建築とそれを取り巻く環境について深く理解し、社会に必要な創造的かつ革新的な提案」「建設・産業に関する多様な情報について、分析と発信」を達成するため、具体的にCPで「多様な学修背景をもつ学生に対応して、デジタル技術を活用して時間的・空間的に自由度の高い環境で学修」「建築とそれを取り巻く環境について広い関心・問題意識を持たせ、複合的な領域」での学び「建築産業における実践的な専門知識と技術、社会や地域で自身の役割と責任を実感できる実務体験授業」を行うことを定めている。

〈デザイン学専攻〉

DPの「高度化した現代社会で活躍できるように、デザインに関する基本事項から総合的な専門知識まで幅広い知識・技術を持ち、社会や地域の諸問題に対する観察力と分析力の向上を図り、強いリーダーシップをもって地域社会に貢献できる実践的職業人となること」を達成するため、CPで「高度職業人の育成を旨として、コースワークを充実したデザイン提案のための基礎力育成と専門領域に偏らない実学的・実践的な知識と技術を修得できるように編成」し、行うことを定めている。

DPの「情報調査・分析、構想設計、製品設計、マネジメントなどに関する事項の理解」「デザインとそれを取り巻く環境について深く理解し、社会に必要な創造的かつ革新的な提案」「デザインが関係する産業の仕事に対して多種多様な情報を分析し、高度な伝達力と指導力を持つデザイン開発リーダーとしての素養の修得」を達成するため、CPで「多様な学修背景をもつ学生に対応した、時間的・空間的に自由度の高い環境での学修」「拡張するデザイン分野とそれを取り巻く環境について広い関心・問題意識を持たせ、複合的な領域での学び」「デザインが関係する産業における実践的な専門知識と技術、社会や地域で自身の役割と責任を実感できる実務体験授業」を行うことを定めている。

〈通信教育部〉

DPの「自然・社会・文化に関する基本的知識を習得するとともに、それらをより広く、深く修得する向上心・探求心と、知識を適切に活用できる能力を身につけていること」を達成するため、CPで「一般教養の知識を高め、より確かな人間理解と生活感覚を身につけさせる教育」を行うことを定めている。

DPの「建築学における知識・技能・技術を習得し、社会の課題に応じて適切に活用できる力を身につけるとともに、しっかりした職業倫理を持っていること」を達成するため、CPで「学生の自主的な履修計画による学習を通して、建築の専門知識を習得し、職能の社会的役割を理解させる教育」を行うことを定めている。

DPの「社会人としての基本的教養と職業倫理を持ち、主体的に問題に取り組むことができること」を達成するため、CPで「社会事象への幅広く、深い興味・関心を育成し、多様な価値観を共有・尊重できる教育」を行うことを定めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-03】カリキュラム部会細則

【資料4-2-04】通信教育部カリキュラム部会細則

【資料4-2-05】愛知産業大学キャンパスガイド2025

【資料4-2-06】愛知産業大学学習のしおり2025（通信教育部）

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部・学科、大学院研究科及び通信教育部の教育課程は、カリキュラム部会【資料4-2-11】、教務委員会【資料4-2-12】、教養教育部会【資料4-2-15】及び通信教育部教務委員会【資料4-2-13】によってCPに基づいた検討がなされ、体系的な教育課程として編成されている。

〈学部〉

〈教養科目〉

「人文・社会・自然、語学、情報、キャリア等の科目を体系的に編成」をうたったCPに基づいて、以下のような教養科目を全学的に編成している。

1) 高大接続を図り、充実した大学生活を送るために必要な知識・技能を教授する科目：「スタディスキル」
2) 現代社会のあらゆる局面で必要不可欠となっている情報関係の知識・技能を教授する科目群：「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」「プレゼンテーションツール」「デジタルデザイン表現」「IT ベーシック」「情報倫理」
3) 人間、社会や自然への深い洞察を育むために必要な知識・技能を教授する科目群：「哲学」「倫理学」「心理学」「経済学」「法学（日本国憲法)」「社会学」「日本の歴史」「現代文化論」「数学と社会」「地球環境と社会」「データサイエンスのための基礎数学」「情報処理のための基礎数学」
4) 人間関係を円滑にするコミュニケーション力を育成するために必要な知識・技能を教授する科目群：「文章作成法」「英語 A」「英語 B」「英語 C」「中国語 A」「中国語 B」「フランス語」「日本語中級」「日本語上級」
5) 大学入学前・大学在学中・大学卒業後のキャリア形成をするために必要な知識・技能を教授する科目群：「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」
6) 心身の能力の向上を図るために必要な知識・技能を教授する科目群：「健康・運動の科学」「スポーツ A」「スポーツ B」

〈共通科目〉

「主体的に学修に取り組むことが可能な、学部学科を跨いだ実践的な共通専門科目を

設定」することをうたったCPに基づいて、表4-2-1に示す通り、共通科目を全学的に編成した。「地域で活躍できる人材」を育成するために、学部・学科を跨いで主体的に学ぶことが可能な実践的な教育を展開する科目である。

表 4-2-1 人材育成科目

◆共通基礎	「世界の美術」「アート表現演習」「色彩学」「人間工学と感性」 「地域クリエイション基礎」「産業クリエイション基礎」
◆キャリア	「コミュニケーション・スケッチ」「インターンシップ」

学部・学科は、CPに基づいて、それぞれ以下の通りフィールドを設定し、履修モデル、資格取得等に工夫を凝らしている。

〈建築学科〉

建築学科のCPにおいては、「学生の主体的な学びにより知識・技能の修得とその活用を目指し、デザインのみならず施工・営業・管理も視野に入れた実践教育を行い、社会で役立つ実学を修得できるように編成」することをうたっている。この編成方針に基づき、以下のようにカリキュラムを構成している。

1）フィールド編成の特徴

専門科目の編成にあたっては、建築教育のコアとなるのは「住宅設計」であり、「建築は住宅に始まり、住宅に終わる」という言葉もあるように、日常の「くらしとすまい」に焦点を当て、その改善から様々な問題に取り組んでいく。そのために「住宅設計」をコアに据えて、基本から幅広く建築を学んでいけるように基本的かつ主要な授業科目を配置している。「住宅図面を読むことができる」「住宅図面を描くことができる」ことを目標に掲げて科目設定を行っている。

コアの「住宅設計」を理解した上で、その他の専門科目に関しては、更に3つのフィールドへと建築学習の幅を広げていけるように構成している。「建築デザインフィールド」では公共性の高い建築や都市との関わりの学習、「木造デザインフィールド」では日本の伝統的な木造建築に必要な知識と技術の学習、「インテリアデザインフィールド」では住宅や商業建築の室内のデザインの学習を行いながら、社会に出ていくための将来を見据えたカリキュラム構成となっている。

2）住宅設計

建築学科のコアであり、基本から幅広く建築を学んでいけるように、基本的かつ主要な授業科目を配置している。

・主な科目：「建築概論」「基礎製図Ⅰ」「基礎製図Ⅱ」「建築設計演習Ⅰ」「建築設計演習Ⅱ」「住宅のつくり」「住宅プランニング」「建築の歴史」「建築CADⅠ」「建築CADⅡ」「建築法規」「建築設備」「力学入門」「環境デザインⅠ」

① 建築デザインフィールド

建築設計について、公共性の高い建築について建築CADやBIMなどで正確な図面を描くことができ、また、都市と建築の関わりを理解し、それを情報伝達ツール等の利用によって他者に伝えることができる人材を育成する。

・主な科目：「建築設計演習Ⅲ」「建築設計演習Ⅳ」「BIMデザイン」「建築CG」「福

祉住環境」「現代建築論」「エクステリアデザイン」

② 木造デザインフィールド

木造の住宅や建築について必要な基礎知識を踏まえ、木造建築に必要な技術と経験を活用し、それを情報伝達ツール等の利用によって他者に伝えることができる人材を育成する。

・主な科目：「木造設計演習Ⅰ」「木造設計演習Ⅱ」

③ インテリアデザインフィールド

建築インテリアについて、インテリアデザインの知識を高め、建築インテリアなどのソフト等で正確な図面を描くことができ、それを情報伝達ツールなどの利用によって他者に伝えることができる人材を育成する。

・主な科目：「インテリアエレメント」「インテリアデザインⅠ」「インテリアデザインⅡ」「インテリア設計演習Ⅰ」「インテリア設計演習Ⅱ」

3）資格取得の推進

授業とは別に、建築CAD検定2級、建築CAD検定3級、福祉住環境コーディネーター2級、福祉住環境コーディネーター3級、リビングスタイリスト2級、キッチンスペシャリスト、建築積算士補、商業施設士補等の資格取得の指導に力を入れている。

4）主な職種

設計事務所、総合建設会社、工務店、住宅メーカー、インテリア専門会社、高校教員（工業）等があり、専門科目での学びを活かしながら科目に関連した分野に就職している。就職活動については、専任教員が学生に寄り添って指導やアドバイスを行い、毎年ほぼ100％の就職率となっている。

〈スマートデザイン学科〉（令和7(2025)年度以降の入学者が対象）

スマートデザイン学科のCPにおいては、「課題発見から試作に至るデザイン手法とともに、情報科学の基礎知識や、機械学習、データ分析・評価、プログラミングといった応用技術に至るまで、さまざまな商品やサービスを創成する現場において必要とされる知識や技術を学ぶ」ことをうたっている。この編成方針に基づき、以下のようにカリキュラムを構成している。

専門科目においては、学科で養成する人材が将来活躍する分野を「情報デザイン」「プロダクトデザイン」「ビジュアルデザイン」に設定し、それぞれの名前を冠した専門フィールドとして編成している。

具体的には、コアカリキュラムにはスマートデザイン学科で学ぶことを求めている基本的かつ主要な授業科目を配置している。その他の専門科目に関しては、各フィールドの学修を効果的に行うため、「情報デザイン」「プロダクトデザイン」「ビジュアルデザイン」という履修モデルを設定している。

1）年次進行における科目の展開

① 1年次では、導入時の教育として、スマートデザインの概要を理解させる「スマートデザイン概論」と共に学生の履修モデルの確認と各フィールドに共通に対するしてコアとなる知識や技術の基礎的理解を深めるコア科目と、「さまざまな商品やサービスを創成する現場」との接続の基礎を担う専門共通・デザイン科目を設けている。

・　主な科目：「情報処理基礎Ⅰ、Ⅱ」、「デザイン基礎Ⅰ、Ⅱ」、「プログラミング基礎」「地域共同デザインⅠ」「デザインとアート」「デッサン演習」

② 2年次以降では、各フィールドで共通するコア科目（必修）に加え、3年次以降にフィールドを選択していく準備段階的の分岐として知識と技能を学ぶ、専門共通科目、専門情報技術科目、専門デザイン科目、専門デザイン評価手法科目の選択科目を設定としている。

・　主な科目：「デザイン発想と評価手法Ⅰ、Ⅱ」「人工知能概論Ⅰ、Ⅱ」「アルゴリズムとプログラミングⅠ、Ⅱ」「地域共同デザインⅡ」「情報通信技術総論」「デザイン表現演習Ⅰ、Ⅱ」「デザインCAD演習」「デザインマーケティング」「データサイエンスA」「デザイン表現演習Ⅱ」「コンピュータグラフィックス演習」「生成AIの活用と評価」

③ 3年次以降では、履修モデルに従ってフィールドに別れた実践的な科目（選択必修）を設定している。CPにある「現場において必要とされる知識や技術」を学修に取り入れるため、各フィールドでの専門的知見を導入する等、アクティブ・ラーニングを行っている。これらの科目では、社会に有用な提案を行う能力を実践的に学ぶ授業を展開する。

・　主な科目：「プロダクトデザインⅠ、Ⅱ」「情報デザインⅠ、Ⅱ」「ビジュアルデザインⅠ、Ⅱ」「地域共同デザインⅢ」、「応用プログラミングⅠ、Ⅱ」「メディア情報処理」「センシングデザイン論」「情報セキュリティ」「データサイエンスB」「ユーザーインターフェース演習」「メディアデザイン演習」「デザインマネジメント論」「3Dモデリング演習」「デザイン評価可視化手法」「デザイン自動評価手法」

④ 4年次には、3年次までの学修をもとに「ゼミナール」と「卒業研究」を行う。

・　主な科目：「スマートデザインゼミナールⅠ、Ⅱ」「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」「ロボットデザイン論」「認知科学」

2）専門フィールド

① 情報デザインフィールド

社会や身の回りのさまざまなデータの収集・分析・評価・可視化に関わる手法や機械学習を活用した先進的なシステムについての研究事例などを授業に取り入れる。

・想定される卒業後の職業

ITエンジニア、ITコンサルタント、システムエンジニア、ソフトウェア開発者

・奨励する資格

ITパスポート試験、基本情報技術者試験・応用情報技術者試験、日本ディープラーニング協会G検定・E資格

② プロダクトデザインフィールド

電化製品や家具、モビリティー、公共製品など日常の様々なモノやコトのデザイン手法と研究事例などを授業に取り入れる。

・想定される卒業後の職業

プロダクトデザイナー、商品企画・開発、公務員

・奨励する資格
色彩検定、カラーコーディネーター検定、プロダクトデザイン検定、CGクリエイター検定、Photoshop能力認定試験、Illustrator能力認定試験

③ ビジュアルデザインフィールド
アイデアを形にするデザイン手法を磨き、コンテンツ制作に必要な素養を身に付ける。一般的な造形能力のみならず、コンピュータや最新工学を使った造形の知識や能力を醸成し、情報発信のデザインなど形態以外の価値を創り出す手法と研究事例などを授業に取り入れる。

・想定される卒業後の職業
Webデザイナー、CGクリエイター、映像クリエイター

・奨励する資格
色彩検定、カラーコーディネーター検定、CGクリエイター検定、CGエンジニア検定、Photoshop能力認定検定、Illustrator能力認定検定

〈総合経営学科〉

総合経営学科のCPにおいては、「世の中の身近な事例を用いながら、経営に関する専門知識を修得できる講義や企業の社長の生の声を聞く講座を開講するなど、実践的な経営スキルを身につけられるように編成」することをうたっている。この編成方針に基づき、以下のようにカリキュラムを構成している。

1）フィールド編成の特徴

専門科目は、全ての学生が修得すべき基本的かつ重要なコア科目である「経営の基礎」「専門ゼミナール」と、各学生の興味関心に従って選択する科目群で構成している。そして、後者の科目群は、以下に示すように卒業後の進路に対応した「戦略経営フィールド」「スポーツ&アスリートフィールド」「国際と地域フィールド」の3つのフィールドに分かれている。

① 戦略経営フィールド
起業家・経営者・管理者を目指すと共にマーケティング、会計・経理の専門家を目指す人材を育成する。

・主な科目：「企業とCSR」「IoT社会」「ショップ経営論」「ベンチャー論」「金融リテラシー」「ヒット商品企画論」「企業とダイバーシティ」「コンピュータ会計」「財務会計論」

② スポーツ&アスリートフィールド
スポーツを通して社会に貢献しようとする人材を育成する。

・主な科目：「スポーツ科学概論」「トレーニング演習」「スポーツ経営管理論」「スポーツビジネスとマーケティング」「スポーツ指導論」「スポーツチーム経営論」

③ 国際と地域フィールド
国際社会で活躍できる人材と公務員等として地域社会で活躍できる人材を育成する。

・主な科目：「比較思想論」「企業法」「労働法」「行政法」「行政政策」「国際金融論」「国際経済論」「貿易論」「国際経営と戦略」

2）資格取得の推進

戦略経営フィールドにおいては「簿記検定」「コンピュータ会計能力検定」、スポーツ＆アスリートフィールドにおいては「スポーツリーダー」、国際と地域フィールドにおいては「TOEIC」「ファイナンシャル・プランニング技能士」「情報処理技術者試験」の資格取得の支援を行っている。上記フィールドの資格取得支援とは別に公務員試験対策講座を開講し、公務員志望の学生にも対応している。

3）主な職種

各フィールドに関連する職種の他、一般企業の営業、広報、経理の担当者、警察官、消防官等の公務員等として多くの卒業生が活躍している。

〈大学院研究科〉（令和7(2025)年度以降の入学者が対象）

〈建築学専攻〉

建築学専攻のCPにおいては、DPにおける3つの目標を達成すべく、以下のような教育プログラムを設定している。

・多様な学修背景をもつ学生に対応し、時間的・空間的に自由度の高い環境で学修
・建築とそれを取り巻く環境について広い関心・問題意識を持たせ、複合的な領域で学ばせる
・建築産業における実践的な専門知識と技術、社会や地域で自身の役割と責任を実感できる実務体験授業を行う

上記に基づき、3つの専攻領域と1つの研究科共通領域を設定し、学部で学ぶ履修モデルからの連続性を持った構成として、より専門的な学習を提供すると共に授業時間編成を工夫して社会人入学生の受入れを可能としている。社会人の参加とeラーニングにより、多様な学修背景を持つ学生に対応している点が特徴となっている。

① 2つの専攻領域と1つの研究科共通領域の設定
大きく広がる建築学の領域を、建築デザイン領域，建築技術・文化領域の2つの領域と，造形学研究科の共通領域のマネジメント領域を設定し、造形に関わる広範な学習ニーズに応え、専攻分野での学習を適切に進めて、現代社会の諸問題に関する観察眼や分析力を身に付けられるようにしている。

② 高度な建築職務に従事できる専門職業人の育成
良質な社会ストックとしての建築や都市を創造することのできる人材への要求に応え得るよう設計教育に特に力点を置き、高度な専門職業人の育成を行っている。

③ 社会人入学生の受入れとeラーニングの導入
学習時間が自由に選択できるように長期履修課程やeラーニング科目を設けて社会人を積極的に受け入れて、その参加により活発な討論に繋がり、「実務研究」や「建築学ゼミナール」（「建築学ゼミナールA」から「建築学ゼミナールF」）における実践的な課題選定等を通じたアクティブ・ラーニングが実現でき、学部から大学院に進学した学生にも社会人と共に学ぶ学習環境が提供できている。

〈デザイン学専攻〉

デザイン学専攻のCPにおいては、DPにおける3つの目標を達成すべく、以下のような教育プログラムを設定している。

・多様な学修背景をもつ学生に対応し、時間的・空間的に自由度の高い環境で学修
・拡張するデザイン分野とそれを取り巻く環境について広い関心・問題意識を持たせ、複

合的な領域で学ばせる
・デザインが関係する産業における実践的な専門知識と技術、社会や地域で自身の役割と責任を実感できる実務体験授業を行う

上記に基づき、3つの専攻領域と1つの研究科共通領域を設定し、学部で学ぶ履修モデルからの連続性を持った構成として、より専門的な学習を提供すると共に授業時間編成を工夫して社会人入学生の受入れを可能としている。社会人の参加とeラーニングにより、多様な学修背景を持つ学生に対応している点が特徴となっている。

① 3つの専攻領域と1つの研究科共通領域の設定
大きく広がるデザイン学の領域について、コンテンツデザイン領域，プロダクトデザイン領域，ICTデザイン領域の3つの領域と，造形学研究科の共通領域のマネジメント領域を設定し、造形に関わる広範な学習ニーズに応え、専攻分野での学習を適切に進めて、現代社会の諸問題に関する観察眼や分析力を身に付けられるようにしている。

② 高度なデザイン職務に従事できる専門職業人の育成
単にモノを個別にデザインするのではなく、人間らしく在るとはどういうことかという視点から日常生活を問い直し、社会や生活を調和的にデザインすることができる高度な専門職業人の育成を行っている。

③ 社会人入学生の受入れとeラーニングの導入
学習時間が自由に選択できるように長期履修課程やeラーニング科目を設けて社会人を積極的に受け入れて、その参加により活発な討論に繋がり、「実務研究」や「デザイン学ゼミナール」(「デザイン学ゼミナールA」から「デザイン学ゼミナールF」)における実践的な課題選定等を通じたアクティブ・ラーニングが実現でき、学部から大学院に進学した学生にも社会人と共に学ぶ学習環境が提供できている。

〈通信教育部〉

令和元(2019)年度から「造形・デザイン系」「建築設計系」「建築エンジニア系」の履修モデルをスタートさせた。

① 造形・デザイン系履修モデル
将来の大学が担うべき「生涯学習」の機会提供の一環として、通信教育部建築学科CPの教養及び社会性をより充実させたカリキュラムを持つ履修モデルである。
・主な科目 :「デッサン基礎」「立体造形基礎」「デザイン基礎」「建築造形A」「建築造形B」「プレゼンテーション概論」「建築設計Ⅰ－a」

② 建築設計系履修モデル
建築設計に重点を置いて、建築計画や建築デザイン系科目などを中心に学びたい学生の履修モデルで、一級建築士の受験資格取得に必要なカリキュラムである。
・主な科目 :「建築計画学Ⅰ」「建築計画学Ⅱ」「建築デザイン論」「建築設計Ⅰ－a」「建築設計Ⅱ－a」「CADⅠ」「CADⅡ」

③ 建築エンジニア系履修モデル
エンジニア系に重点を置いて、建築構造や建築マネジメント科目などを中心に学びたい学生の履修モデルで、一級建築士の受験資格取得に必要なカリキュラムである。
・主な科目 :「建築構造学Ⅰ」「建築構造学Ⅱ」「構造力学Ⅰ」「構造力学Ⅰ演習」

「リサーチ演習」「建築マネジメント概論A」「建築マネジメント概論B」

〈学部・大学院研究科共通〉

本学では、最終的な成果と学習過程での成果を評価すること、主体的・自立的な学習能力を育成すること、知識・技術の蓄積とその運用能力を高めること、の3つの事項を基本方針としている。そこで授業システムとしてアクティブ・ラーニングを推進し、同時にラーニング・アウトカムを担保するための「ASU E-Program」【資料4-2-b】を平成30(2018)年度に定め実践している。

上記においては、①学習の積み重ね：毎週の授業で、着実かつ確実に知識と技術の積み重ねができるようにする、②振り返り：4つの振り返り（授業内での定期的な振り返り、第16週目での科目の振り返り、学期ごとの学習成果の振り返り、最終学年末での学修成果の振り返り）を行う、③知識・技術の運用・活用：特定の授業でアクティブ・ラーニングの要素を取り入れ、学生自身がPDCAサイクルを回せる運営方法としている。

カリキュラムにおいては「カリキュラム・マップ」【資料4-2-07】を定め、履修モデルに沿った科目が系統的に履修し易いようにしている。

大学院研究科のカリキュラムにおいては「ナンバリング」【資料4-2-08】を定めている。各科目のナンバリング番号はシラバスに記載している。その意味付けは、共通（M）、各専門分野（A、D）に整理して記号1とし、本学の教育の柱である「知識の理解・獲得」「運用力の修得・向上」の2つを記号2、修士基礎（4000）・修士発展（5000）の2つの2×2のマトリックスとしている。

シラバス【資料4-2-i】には、学習内容（予習・復習等を含む）の概要・必要な時間、授業における学修の到達目標、成績評価の方法・基準、卒業認定・学位授与の方針との関連性、当該授業科目と学科の学習・教育目標との関連性、定期試験、最終回に行う振り返り・フィードバックについて明記している。これらは、全科目において学期の最初の授業で学生へ説明しており、学生の円滑かつ計画的な履修を支援する体制を整えている。専任教員にシラバス登録依頼と同時にシラバス作成要領【資料4-2-14】を配布すると共に非常勤講師が担当する科目のシラバスを執筆する支援教員（各非常勤講師に対して支援する専任教員）にも同様に依頼・確認している。シラバスは、学生がいつでも確認できるよう愛産UNIPAで公開している。

また、インターネット等を利用する「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を実施するための細則【資料4-2-d】及びガイドライン【資料4-2-e】を定め，大学院は令和3(2021)年度、学部は令和6(2024)年度より一部の科目でオンデマンド授業、リアルタイム授業を実施している。

〈学部〉

1 年次の導入教育を経て 2 年次から選択する履修モデルを表 4-2-3 に示す通り明示し、3 年次になって自己の適性や志望がより明確になった段階で変更できる緩やかな設定としている。

表4-2-3　学科の履修モデル

学部・学科	履修モデル
造形学部　建築学科	建築デザイン インテリアデザイン 木造デザイン
造形学部　スマートデザイン学科	情報デザイン プロダクトデザイン ビジュアルデザイン
経営学部　総合経営学科	戦略経営 スポーツ＆アスリート 国際と地域

「授業科目の履修に関する規程」【資料 4-2-09】に則り、GPA3.0 以上の学生には興味・関心のある他の学部・学科の専門科目を受講可能とし、5 科目 10 単位までを専門科目として卒業要件に組み込める「開放科目制度」を設けている。また、「開放科目制度」の教育目的を一層発展させた「共通科目」も開講している。通信教育部は、「通信教育部　授業科目の履修に関する規程」【資料 4-2-10】に則り、学生はシラバス等により開講科目を確認した上で所定の履修登録を行うこととし、登録科目は在学期間中有効とするなど、体系的な履修管理体制を整備している。さらに、通信授業科目と面接授業科目それぞれについて履修方法や受講手続きを明確化し、多様な学修形態の円滑な履修を可能としている。

4 年間の学修の集大成であり、教育課程の締めくくりとなる卒業研究は、少人数教育による論文作成・作品制作及び発表に関わる一連の学習行動を通じて、ロジカルシンキング、クリティカルシンキング、プレゼンテーション能力、産業に関わる創造力・実践力の総合的な育成を目指し、学士課程の最終的な位置付けとしている。

大学学則第26条2項において、学期毎に履修登録単位数の上限を定めることを規定し、具体的な単位数の上限は「授業科目の履修登録単位数の上限に関する細則」【資料4-2-h】において、令和元(2019)年度以降の入学者は20単位、成績優秀者（直前の学期において、卒業要件科目を16単位以上修得かつ学期GPA3.0以上）に限り26単位と規定している。履修登録単位数の上限、GPA制度については、『キャンパスガイド』に記載し、前期・後期のガイダンス時に学生に履修指導を行っている。

〈大学院研究科〉（令和7(2025)年度以降の入学者が対象）

履修モデルを表4-2-4に示す通り設定し，明示している。

表4-2-4　学科の履修モデル

学部・学科	履修モデル
造形学研究科　建築学専攻	建築デザイン 建築技術・文化
造形学研究科　デザイン学専攻	コンテンツデザイン プロダクトデザイン ICTシステムデザイン
造形学研究科　共通領域	マネジメント

〈教職課程〉

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく教育職員免許状を取得できる教職課程を設け、「教職課程履修規程」【資料 4-2-c】に従い、教職専任教員及び教務課職員が中心となり、表 4-2-5 の通り、教育職員免許状の取得を支援している。

表 4-2-5　取得できる教員免許状

学部／研究科	学科／専攻	取得できる免許状
造形学部	建築学科	・高等学校教諭一種免許状（工業）
経営学部	総合経営学科	・高等学校教諭一種免許状（公民） ・高等学校教諭一種免許状（商業）

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-07】愛知産業大学カリキュラム・マップ
【資料 4-2-08】愛知産業大学大学院ナンバリング体系
【資料 4-2-09】授業科目の履修に関する規程
【資料 4-2-10】通信教育部　授業科目の履修に関する規程
【資料 4-2-11】カリキュラム部会細則
【資料 4-2-12】教務委員会規程
【資料 4-2-13】通信教育部教務委員会規程
【資料 4-2-14】シラバス記入要領
【資料 4-2-15】教養教育部会細則
【資料 4-2-b】Aichi Sangyo University Education Program
【資料 4-2-c】教職課程履修規程
【資料 4-2-d】多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する細則
【資料 4-2-e】多様なメディアを高度に利用して行う授業（メディア授業）の実施等に関するガイドライン
【資料 4-2-h】 授業科目の履修登録単位数の上限に関する細則
【資料 4-2-i】 シラバス：建築学ゼミナール A～F、デザイン学ゼミナール A～F

④教養教育の実施

教養教育の全学的な企画・運営及び研究のため、学科の枠に囚われることなく、3学科及び職員から選出された委員で組織する教養教育部会が会議を開催し、本学が目指すべき教養教育のあり方について検討している。更に、実務的な企画・運営を円滑に行うために、教養科目を担当している主たる教員と職員からなる教養教育センター【資料4-2-16】を設置し、教養教育部会【資料4-2-15】と連携を取りつつ、教養教育センター長（教養教育部会を兼務）を中心に組織的に教養教育の運営にあたっている。

教養教育では、建学の精神、使命・目的及びDPの「幅広い知識・教養を身に付け、豊かな感性を持ち、論理的に物事を考え、他者とのコミュニケーションができる」に基づき、CPの「人文・社会・自然、語学、情報、キャリア等の科目」を体系的に編成し、学

生が「主体的に学修に取り組むことができる」科目群で教育課程を編成している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料4-2-15】教養教育部会規程
【資料4-2-16】教養教育センター規程

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

〈学部・大学院研究科共通〉

教授方法の工夫･開発については､UD 部会【資料 4-2-f】が行う FD（Faculty Development）活動を通じて、適切に取り組んでいる。

令和 7(2025)年度は、SD 研修会を表 4-2-6 の通り開催した。

表 4-2-6　SD 研修会

回	開催日	テーマ	講師
1	令和 7 年 7 月 30 日（水） ～8 月 31 日 （日）	第 1 回 SD 研修会 『我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ （答申）』の視聴	永田恭介、吉岡知哉 大森昭生、両角亜希子 中村和彦、伊藤公平 小林浩、堀有喜衣
2	令和 7 年 7 月 30 日（水） ～8 月 31 日 （日）	第 2 回 SD 研修会 「日本高等教育評価機構と公益財団法人大学基準協会　認証評価の解説動画」の視聴	日本高等教育評価機構 公益財団法人大学基準協会

また、FD 活動として、参観授業においては授業担当者と参観者の意見交換を行うことで、教授方法の改善を図っている。

教育効果を高めるために大型ディスプレイ、プロジェクター、パソコン、Wi-Fi（一部教室）等のマルチメディアを活用して、コミュニケーションのための言語・情報操作能力の育成を行っている。

講義で得た知識を実践的に習得できるよう地域を実践の場として提供し、表 3-2-2 に示す通り､アクティブ･ラーニングを行う本学の特徴的な地域創生科目を実施している。

「ASU E-Program」【資料 4-2-b】では、学習到達目標を学生が達成できるように、科目担当者が授業内容や授業方法等を創意・工夫することを基本としている。

具体的な教育方法（運用方法）は、表 4-2-7 に示す通り①～⑯を学期ごとに行い、最終学年の最終学期に⑰を行うことにしている。

表 4-2-7　教育方法（運用方法）

	授業開始前			第 1 週			第 2～14 週				定期試験		第 16 週	授業終了後			
NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
方法	シラバスの開示	学修計画指導・履修相談の実施	履修登録	授業内容・評価基準の説明	履修取消	追加履修登録	第1振り返り	学習のフォロー	欠席者のフォロー	公欠	定期試験	課題提出締切	第2振り返り	再試験（再提出・追加課題）	第3振り返り	成績評価	第4振り返り

① シラバスの開示
愛産 UNIPA でシラバス（到達目標・授業内容・評価基準等）を開示し、履修計画を指導する。

② 学修計画指導・履修相談の実施
学科ガイダンス時に学科が科目概要の説明を、担任が GPA を活用して学修計画指導・履修相談を行う。

③ 履修登録
学修計画や履修モデルに沿った履修登録を指導し、登録された愛産 UNIPA の履修登録内容を担任が確認する。

④ 授業内容・評価基準の説明
初回授業時にシラバスを配布し、受講生に授業の目的、学習到達目標、学習内容および試験・評価方法等を説明する。

⑤ 履修取消
教務課にて所定の手続きを経て、第 1 週目での履修取消を行うことができる。

⑥ 追加履修登録
教務課にて所定の手続きを経て、第 1 週目での追加登録を行うことができる。

⑦ 第 1 振り返り
複数回の課題（授業時間内で行う課題や授業時間外に行う課題）を課し、定期的に授業内容の振り返りを行う。授業時間内課題や授業時間外課題が未提出の場合は提出を促し、提出された課題は次週までに添削し、返却する。必要な水準に達しない場合は再提出を求める。

⑧ 学習のフォロー
全ての授業資料や課題（予習・復習・演習問題・授業の振り返り等）を愛産 UNIPA で配信し、学習のフォローを行う。

⑨ 欠席者（公欠を含む）のフォロー
授業欠席者に対して補完学習（補完課題や補完指導等）を行い、授業に追いつくようにする。定期的に学生の出欠状況を確認し、必要に応じて学科長・担任が指導を

行う。

⑩ 公欠

「公欠・忌引等の取扱い」【資料 4-2-g】で対象となる欠席は『公欠』とする。事前連絡があり、やむを得ない事由（公共交通機関の遅延、本人の責に帰さない事故や入院等）で、事後にそれを証明するものが提出された場合、公欠に准ずる欠席として『公欠』とみなす。

⑪ 定期試験

シラバスに記した通り、定期試験（筆記試験、レポート試験、実技試験、作品提出等）を第 15 週目に実施する。

⑫ 課題提出締め切り

課題の提出（再提出を含む）は第 15 週目の定期試験までとする。

⑬ 第 2 振り返り

定期試験・課題を含めた授業全体を振り返る。

⑭ 再試験

総合得点が 60 点未満の学生に対して再試験を行うことができる。

⑮ 第 3 振り返り

学生は、学期末に担任と共に学修ポートフォリオ（時間割シート・学修到達度ルーブリック）、各授業の授業評価を用いて、学期中の学習の振り返りを行う。

⑯ 成績評価

欠席が講義回数の 1/3 を超える場合は、必要な学習時間を満たしていないとして評価対象外（欠席過多：E）とする。

S（秀）：90 点以上

A（優）：80 点以上 90 点未満

B（良）：70 点以上 80 点未満

C（可）：60 点以上 70 点未満

D（不可）：60 点未満

※F（未）は令和 5 年度以降廃止

⑰ 第 4 振り返り

最終学年・最終学期末にディプロマサプリメントなどを用いて、学修（含、課外活動）の振り返りを行う。

授業を行う学生数については、カリキュラム部会【資料4-2-11】、教務委員会【資料4-2-12】及び教養教育部会【資料4-2-15】が協力し、時間割作成、クラス分けにより、教育効果を十分に上げられる受講者数となるよう適切に管理している。これにより、令和7(2025)年度の全開講科目の内、受講者が100名を超す科目は前期230科目中2科目（0.87%）【資料4-2-o】、後期203科目中8科目（3.94%）【資料4-2-p】である。

〈大学院研究科〉

各専攻のCPを教育課程に反映すべく、令和7(2025)年度にカリキュラム改訂を実施した。大学院研究科の教育課程表においては、授業科目を共通科目と専門科目に2分し、専門科目では領域の科目と専攻共通科目を設定している。

春秋両学期入学制及び小規模の定員により各科目の受講者は少人数となるため、アクティブ・ラーニングが実践し易く、これを積極的に取り入れている。学部同様の授業時間外課題、授業時間内課題、まとめ・振り返り（第16週）等を活用した講義内容、講義方法もまた､学生意見のフィードバックによる継続的振り返り･改善を可能としている。また、各研究領域において自ら研究テーマを設定し、問題発見・課題設定・資料収集・調査分析から研究成果としての修士論文もしくは修士設計、修士制作の取りまとめ、そして発表までの一連の研究作業を進める「建築学ゼミナールA」から「建築学ゼミナールF」､「デザイン学ゼミナールA」から「デザインゼミナールF」でも、個別指導をする中で学生の意見が把握でき､それにより関連科目と連携しながら授業方法の継続的改善･対応を行っている。

「ティーチング・アシスタント規程」【資料4-2-j】に基づき、大学院研究科学生を活用して学修支援を実施している。この制度は、学部の専門実習科目等での学部生への技術・技能の指導を実施するものであるが、大学院研究科学生は、この機会を通じて自らの知識・技能等を再確認することができ、修士研究に活かされている。

「補完教育プログラム」【資料 4-2-k】において､「学内聴講に関する内規」【資料 4-2-l】に則って、各専門科目を履修する際に最低限必要な知識を得るために大学院研究科委員会が指定した学部の関連科目の学内聴講を認めている。

共同研究の制度【資料 4-2-m】は、同じ領域に所属する学生とその指導教員が共同で実施するものであり、調査や実験を通じて修士研究を中心とする学生の学修の幅を広げ、深度を深めることに役立っている。

また、主として社会人の院生確保を主眼として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（長期履修）に関する規程【資料 4-2-n】を定め、令和 3(2021)年度より運用している。

〈通信教育部〉

通信教育の特質を活かして、通信授業でのテキスト学習の補完と面接授業の事前理解を高めるため、通教オンラインでのデジタル教材や参考資料の提供、レポートの提出、科目終末試験を実施している。【資料4-2-10】 科目毎にeラーニング化の最適な適用方法を検討し､より深く学び易い学習環境を構築するため､積極的にeラーニングを導入している。

土曜日、日曜日に開講する面接授業（スクーリング）に加え、建築関連業界やサービス業界等の定休日に合わせた水曜日には水曜スクーリングを実施し、受講生の利便性を高めている。

テキスト学習や面接授業の理解を促進すると共に些細な理由から学修を継続できなくなることを防ぐため、毎月1回、名古屋・東京のスクーリング会場を利用した自由参加型のオープン教室を開催している。オープン教室では、校友会主催で卒業生（アドバイザー）による支援を行っている。

通信科目の担当教員によるプチ講義を実施し､レポート課題の作成補助を行っている。さらに、当該講義の録画データを蓄積・公開することで、学生がいつでも、何度でも繰り返し視聴し、復習に活用できる体制を整えている。

年数回、大阪や福岡等の都市で学習ガイダンスを開催し、専任教員によるテキストや通常授業の理解支援、学修計画等へのアドバイスを実施している。

入学機会を増やすために、平成26(2014)年度から4月期入学に加えて10月期入学も実施し、学びたい時に学べる体制を構築している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-2-10】通信教育部　授業科目の履修に関する規程
【資料 4-2-11】カリキュラム部会細則
【資料 4-2-12】教務委員会規程
【資料 4-2-15】教養教育部会細則
【資料 4-2-b】Aichi Sangyo University Education Program
【資料 4-2-f】 UD 部会細則
【資料 4-2-g】公欠・忌引等の取扱い
【資料 4-2-j】 ティーチング・アシスタント規程
【資料 4-2-k】大学院造形学研究科補完教育プログラム
【資料 4-2-l】 学内聴講に関する内規
【資料 4-2-m】共同研究規程
【資料 4-2-n】長期履修学生規程
【資料 4-2-o】令和 7(2025)年度（前期）授業科目別受講人数
【資料 4-2-p】令和 7(2025)年度（後期）授業科目別受講人数

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

アドミッション・ポリシー（AP)、カリキュラム・ポリシー（CP)、ディプロマ・ポリシー（DP）の三つのポリシーに基づき、教育課程の編成と学修成果の把握・評価を体系的に行っている。学修成果の評価は、教育の質保証と改善に不可欠なプロセスであり、アセスメント・ポリシーに基づいて、学部・大学院研究科・通信教育部の各組織が連携し、恒常的な自己点検・評価の仕組みを整備している。

学修成果の把握・評価は、①三つのポリシーを踏まえた評価方法の確立と運用、②教育内容・教授方法および学修指導への評価結果のフィードバックという二つの観点から実施しており、これらの取り組みにより、教育課程の改善、学修指導の充実、学修成果の可視化を推進している。

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

〈学部・大学院研究科共通〉

本学の教育課程や学修成果等の恒常的自己点検・評価方法とその運用は、「愛知産業大

学アセスメント・ポリシー」【資料 4-3-04】において明確に規定されており、令和 3(2021)年度までは将来計画委員会において、令和 4(2022)年度以降は、「総合戦略会議」【資料 4-3-a】の指導の下、各委員会、学部・学科・専攻等の各組織において、点検・評価対象を明確に定め、各指標に従い、自己点検・評価を行う恒常的方法が確立している。

中央教育審議会から平成 30(2018)年に答申された「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を契機に、この三つのポリシー【資料 4-3-01】を踏まえた組織的点検評価の仕組み及び運用も、適宜改善を行っている。例えば、かつては各々実施されていた各種アンケートに関して、大学全体の将来計画を検討する将来計画委員会・総合戦略会議にて年度指針を指示し、IR 委員会【資料 4-3-05】でデータの収集・分析管理を行い、関係する各委員会等で実施・検討するという組織的な動きに改善してきている。

学修成果に関しては、DP【資料 4-3-01, 4-3-02】に基づき、評価指標を「取得単位数」「学位修得率」等と明示し、学生には『キャンパスガイド』【資料 4-3-03】で説明している。

学修成果の評価に関しては、学部・学科、専攻、また教員及び学生個々において、組織的に自己点検・評価する方法として確立している。具体的には、教務委員会は、学修・生活アンケート【資料 4-3-b, 資料 4-3-c】を実施し、学生の授業外学習時間及び学習状況の把握を行っている。

「学生による授業評価に関する規程」【資料4-3-d】に則り、「授業評価アンケート」【資料4-3-e, 資料4-3-f】を、全開講科目について前期（大学院研究科は春学期）及び後期（同秋学期）に実施しており、その結果はUD部会【資料4-3-06】を通じて科目担当教員に伝達し、改善すべき点はティーチングポートフォリオへ記載している。

IR委員会及び総合戦略会議にて各種調査結果（学修・生活アンケート等）を教育課程の編成や全学的な方針の策定に活用している。

アセスメント・ポリシーを用いて、三つのポリシーを点検・評価すると共に、客観的評価指標に基づき、入学者受入・教育課程・学修成果に関する点検・評価を行っている。

また、学生の学修状況のうち成績状況については、担任が学期末毎に担当学生の単位取得状況、GPA を愛産 UNIPA で確認し、学修指導に活用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-01】三つのポリシー
・ディプロマ・ポリシー
・大学院造形学研究科・専攻のディプロマ・ポリシー
【資料 4-3-02】ディプロマ・ルーブリック
【資料 4-3-03】愛知産業大学キャンパスガイド 2025
【資料 4-3-04】愛知産業大学アセスメント・ポリシー
【資料 4-3-05】ＩＲ委員会規程
【資料 4-3-06】UD 部会細則
【資料 4-3-a】総合的な戦略に関する指針
【資料 4-3-b】令和 7 年度学修・生活アンケート結果
【資料 4-3-c】令和 7 年度学修・生活アンケートの集計および分析報告書
【資料 4-3-d】学生による授業評価に関する規程

【資料 4-3-e】 令和 7 年度前期 授業評価アンケート
【資料 4-3-f】 令和 7 年度後期 授業評価アンケート

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

〈学部・大学院研究科共通〉

本学の学修成果の点検・評価結果のフィードバックについて、教育組織の視点及び教育を受ける学生の視点の２つの視点から説明する。

１）教育組織の視点から

「愛知産業大学アセスメント・ポリシー」【資料4-3-04】において明確に規定されている通り、総合戦略会議【資料4-3-a】の指導の下、各委員会、学部・学科、専攻等の各組織において点検・評価対象を明確に定め、各指標に従い自己点検・評価を行い、その結果は、将来計画委員会・総合戦略会議【資料4-3-a】及び自己点検・評価委員会【資料4-3-j】を通じて、各委員会、学部・学科、専攻等の各組織にフィードバックされ、自己点検・評価活動に活用されている。具体的には、学長は、UD部会【資料4-3-06，資料4-3-08】が行った「授業評価アンケート」【資料4-3-d,資料4-3-e，資料4-3-f】の結果をとりまとめ、「学生による授業評価に基づく授業担当教員の表彰に関する細則」【資料4-3-g】に基づき、非常勤講師も含んだ評価の高い教員を全体会において顕彰することで授業改善を促進している。また、「授業評価アンケート」の結果は、学生及び教職員に開示すると共に大学ホームページで公開している。

学生による「授業評価アンケート」、「修得単位状況」、「学習・生活アンケート」、「卒業生の進路先状況」、「学位取得・就職・進路状況」「令和4年度資格取得者一覧」、「日本語能力試験受験者・認定者推移表」等については、大学ホームページでデータ・分析結果を公表【資料4-3-h】し、全学的に情報共有を図ると共に、自己点検・評価活動に活用されている。

２）教育を受ける学生の視点から

学部においては、学期ごとのガイダンスにおいて、学生は「時間割シート」【資料4-3-k】に「目標取得単位数」「目標学期GPA」を記入し、担任教員と目標を共有し、学修計画を立てている。令和6（2024）年度からは、全学生の履修データを基に、学科ごとに平均学修到達度【資料4-3-i】をグラフ化して、ルーブリックの点検に活用している。

平成31(2019)年4月、スマートデザイン学科の設置を機に、三つのポリシーの見直し、各授業科目の学修到達目標の制定、成績評価基準の設定と数値化、履修モデルとカリキュラム・マップの作成、ディプロマ・ルーブリックの制定等を行った。その成果を受け、学修の主体である学生の立場から、直感的に理解できる、より見やすい説明方法をカリキュラム部会（将来計画委員会の専門部会）で検討し、令和4(2022)年度末から「新・ASU学修到達度グラフ」【資料4-3-07】を学生に配付できるよう整えた。

このような「学修成果の可視化」の方法が、大学の各部門レベル、教員レベルから、個々の学生レベルまで可視化されることによって、お互いが意見交換でき、大学と学生が共に自己点検・評価することにより、自己点検・評価はより一層充実すると考える。

愛産UNIPAは、令和2(2020)年4月に大幅なバージョンアップを行い、GPAの学期ごとの推移等が表記されるようになった。また、成績証明書においても、GPAの学年内順位等が

表記されるようなり、学生個々が自己の学修成果を振り返ることがより容易になった。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-3-04】愛知産業大学アセスメント・ポリシー
【資料 4-3-06】UD 部会細則
【資料 4-3-07】新・ASU 学修到達度グラフ（サンプル）
【資料 4-3-08】令和 7 年度 UD 部会議事録
【資料 4-3-a】総合的な戦略に関する指針
【資料 4-3-d】学生による授業評価に関する規程
【資料 4-3-e】令和 7 年度前期 授業評価アンケート
【資料 4-3-f】 令和 7 年度後期 授業評価アンケート
【資料 4-3-g】学生による授業評価に基づく授業担当教員の表彰に関する細則
【資料 4-3-h】愛知産業大学ホームページ（情報公開）
https://www.asu.ac.jp/univ/information/
【資料 4-3-i】 平均学習到達度（学科別）
【資料 4-3-j】 自己点検・評価委員会規程
【資料 4-3-k】時間割シート

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

三つのポリシーを包括する「ASU E-Program」により、科目の学習到達目標、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し周知している。

単位認定は、学習過程評価、学習成果評価により、適切に実施しており、卒業判定及び修了判定については、「学位規程」「学位規程（大学院)」「卒業に関する規程」「学位審査体制等の確立に関する規程」に従い厳正に実施している。

教授方法の工夫・開発について、FD活動等を通じて、適切に取り組んでいる。

三つのポリシーを踏まえた本学の教育課程や学修成果等の恒常的自己点検・評価方法とその運用は､「愛知産業大学アセスメント･ポリシー」において明確に規定されている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向け、学修成果の可視化を一層推進するために「新・ASU学修到達度グラフ」を導入し、学生と教員が共有しながら改善に活用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

多様なメディアを高度に利用して行う授業の効果的活用が十分でない。

参観授業に関する授業担当者と参観者との意見交換の機会が十分に活用されていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

DP は、学生への周知をより一層行うと共に、外部団体の評価を取り入れる等、教育関係者以外にも理解しやすい表現に改めるよう改善を検討する。成績評価については、基準の徹底や、課題・小テスト等のエビデンスの保存を適切に行うことにより、厳格な

評価を行う方策を検討する。また、成績評価における再試験は一定の役割を果たしてきているが、その教育的効果を改めて検証し、再試験の運用について検討する。

CPに沿った教育課程編成の中で、DPとの一貫性の確保・体系的な教育課程の編成を学生の状況に合わせ、継続的に改善を検討する。

学期毎に実施している授業評価アンケートや授業科目の成績分布状況等から、授業実施内容を振り返り、次の授業の改善に繋げていく。

公開授業により優れた授業の工夫や取組みを共有し、授業に活かしていく。

本学卒業生に対する社会的評価、特に就職企業からの評価を把握することは、学生に求められている能力や資質等を明確に志向した教育改善に大きく貢献すると考えられるため、「企業アンケート」を実施・活用していく。

学生の学修支援及び教員の教育改善に資するよう多面的な活用の方策として、個々の学生の年間 GPA のみならず、教員毎の GPA、学科毎の GPA 等のデータの分析・評価を行うと共に卒業判定や退学勧告への活用の是非を検討する。

「ASU E-Program」に基づき授業運営を行うと共に、継続的な振り返りを行うことにより、教育改革への取組みを継続する。

学部においても将来のインターネット等を活用したメディア授業を実施しやすくするため、2026年度から導入するBYODへの対応を含めた環境整備を行う。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

（1）5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

（2）5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準 5-1 では、教育研究活動を支える管理運営体制が、学長のリーダーシップのもとで適切に機能し、権限と責任が明確に整理されているか、さらに教員・職員が役割に応じて配置されているかが求められる。本学では、学長を中心とした意思決定体制を整備し、教授会等の教学組織や事務組織が規程に基づき役割を果たすことで、教職協働による大学運営を推進している。これらの体制により、教育研究活動を支える管理運営の機能性を確保している。

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定及び業務執行においては、学長が議長を務める会議体を中心として、学長のリーダーシップが適切に発揮されている【資料5-1-02】【資料5-1-a】。また、学長を補佐する体制として副学長を配置し、学長の方針に基づく教学運営及び大学運営の円滑な推進を図っている。

学内の各種会議体は、教育研究マネジメント部、学生アメニティ部及び財務施設マネジメント部の3部門のいずれかに属し、それぞれ統括責任者が取りまとめを行っている。学長の教学運営に関する方針や大学運営上の重要事項については、副学長及び各統括を通じて各会議体へ伝達されるとともに、各会議体における審議結果や決定事項等については、副学長及び統括を通じて学長へ報告される体制となっている。このような組織体制により、学長は大学全体の方向性及び目標を示しながら、適切にリーダーシップを発揮している。

また、学長は、大学運営に関する方針や重要事項について、必要に応じて開催される全体会において全教職員へ直接説明を行っている【資料5-1-b】。全体会では、大学評議会における協議事項及び決定事項等を共有するとともに、教職員からの質疑にも対応し、大学運営方針の周知及び意識共有を図っている。

さらに、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、「学校法人愛知産業大学組織規程」第38条【資料5-1-c】に基づき企画・評価室を設置するとともに、学長特命補佐として専門職員を委嘱し、次に掲げる事項を所掌している。

① 大学の将来構想及び企画戦略に関すること。
② 教学マネジメント及びガバナンスに関すること。
③ 中期計画及び年度事業計画に関すること。
④ 学部、学科及び大学院の設置等に関すること。

⑤　自己点検・評価及び機関別認証評価に関すること。
⑥　経常費補助金及び競争的資金に係る申請に関すること。
⑦　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
⑧　所管する委員会等及び諸規程に関すること。

このように、副学長、統括責任者及び企画・評価室等による補佐・支援体制を整備することにより、学長の意思決定及びリーダーシップが全学的に適切かつ効果的に機能する体制を構築している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-1-02】評議会規程
【資料 5-1-a】人事委員会規程
【資料 5-1-b】4 月全体会開催通知
【資料 5-1-c】学校法人愛知産業大学組織規程

②権限の適切な分散と責任の明確化

教育研究の運営組織体制は、図5-1-1に示す通りである。

図 5-1-1　教育研究の運営組織体制

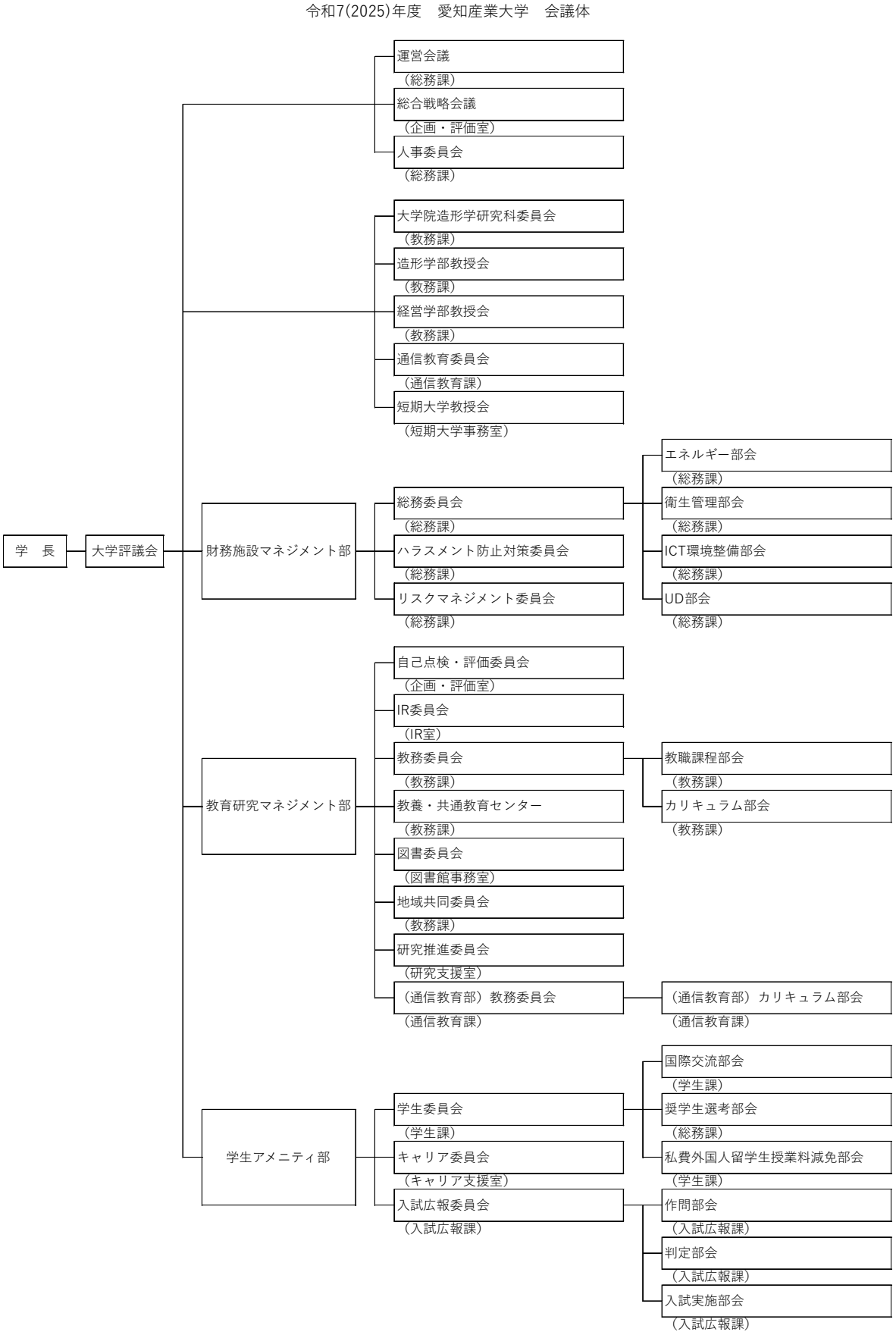

学校教育法の改正を踏まえ、教授会、大学院研究科委員会及び通信教育委員会の役割については、大学学則【資料 5-1-d】、大学院学則【資料 5-1-e】及び通信教育部規程【資料 5-1-f】において明確に定めており、学長のリーダーシップのもと、副学長による補佐・調整機能を含め、学長と教授会等との意思疎通を図りながら円滑な大学運営を行っている。

さらに、学生の退学、停学及び訓告の処分手続きについては、学長が定める「学生懲戒規程」【資料 5-1-07】を整備し、懲戒に関する権限と責任を学長に明確に付与している。この規程により、学生に対する懲戒処分が学長の責任のもとで一貫した基準に基づき適切に運用される体制を確立している。

最終意思決定機関として大学評議会を設置しており【資料 5-1-02】、教授会、大学院研究科委員会及び通信教育委員会における審議事項の確認に加え、学長の諮問に基づき、大学学則、大学院学則その他重要事項について審議を行っている【資料 5-1-05】【資料 5-1-06】【資料 5-1-g】。

教授会、大学院研究科委員会及び通信教育委員会は、学長の諮問に応じ、大学学則【資料 5-1-d】、大学院学則【資料 5-1-e】等に定める事項について審議し意見を述べるほか、教育研究に関する重要事項について審議し、必要に応じて学長へ意見を述べている。また、副学長は、学長を補佐し、各会議体との連携・調整を担うことで、教学運営における意思決定の円滑化を図っている。

さらに、学部、大学院研究科及び通信教育部に関する横断的な意思決定及び全学的な課題共有を行うため、学長の諮問機関として各種委員会を設置している。これらの委員会は、それぞれの委員会規程【資料 5-1-h】に基づき選出された教職員により構成されており、教育上の課題への対応や教育を支援する事務業務上の課題への対応を含め、全学的な観点から教学運営に関する審議・協議を行っている【資料 5-1-i】。

また、学長が議長を務める重要な会議体として、総合戦略会議及び人事委員会を設置している。これらの会議では、副学長及び各委員との連携のもと、各委員会の協議結果や教授会等の審議結果を調整しながら、大学運営に関する重要事項について、より高次な観点から審議を行っている【資料 5-1-h】。

特に総合戦略会議は、学長、副学長、3 人の統括及び大学事務局長を構成員として組織し、大学及び短期大学の教学運営に関する基本方針及び具体的方策について協議している。

さらに、運営会議は、学長、副学長、3 人の統括及び大学事務局長に加え、理事長及び法人事務局長を構成員としており、大学・短期大学の教学面及び経営面の双方から意見交換及び意思疎通を図ることで、法人と教学組織との連携を強化し、円滑な大学運営を推進する体制としている【資料 5-1-j】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-01】教育研究の運営組織体制（図 5-1-1）
【資料 5-1-02】評議会規程
【資料 5-1-05】教授会規程
【資料 5-1-06】教授会開催日時・議題一覧
【資料 5-1-d】 愛知産業大学学則
【資料 5-1-e】 愛知産業大学大学院学則
【資料 5-1-f】 愛知産業大学通信教育部規程

【資料 5-1-g】 通信教育委員会規程
【資料 5-1-h】 委員会規程
【資料 5-1-i】 令和 7 年度各種委員会等委員一覧
【資料 5-1-j】 運営会議規程

③職員の配置と役割の明確化

大学の使命・目的を達成するため、図 5-1-2 に示す事務組織体制【資料 5-1-08】を構築し、「学校法人愛知産業大学組織規程」【資料 5-1-9】に定められた業務を適切に遂行している。事務遂行に必要な職員として、正職員（嘱託を含む）34 名を配置しているほか、必要に応じてパート職員及び派遣職員を配置し、円滑な事務運営体制を整備している。

法人事務局及び大学事務局にはそれぞれ事務局長を置き、各事務局の業務全般を統括している。また、各部には部長職を配置し、所管業務に係る運営方針の策定、部内調整及び所属職員の管理監督を行っている。さらに、各課及び室には課長又は室長を配置し、担当業務の実務運営、業務改善、所属職員への指導・助言及び関係部署との連携・調整を担っている。このように、事務局長、部長、課長及び室長による段階的な管理運営体制を整備することで、組織的かつ効率的な事務執行を行っている。

また、各種委員会には事務職員も委員として参画しており、教員と職員がそれぞれの専門性を活かしながら教職協働により大学運営を行う体制を確立している。特に、教学運営に係る委員会においては、事務部門が教育研究活動を支援する立場から積極的に参画し、全学的な課題への対応及び円滑な組織運営に寄与している。

なお、職員の採用については「学校法人愛知産業大学就業規則」【資料 5-1-10】に基づき実施し、昇任については「学校法人愛知産業大学事務職員の昇任に関する内規」【資料 5-1-11】に基づき適切に運用している。

図 5-1-2　事務組織体制

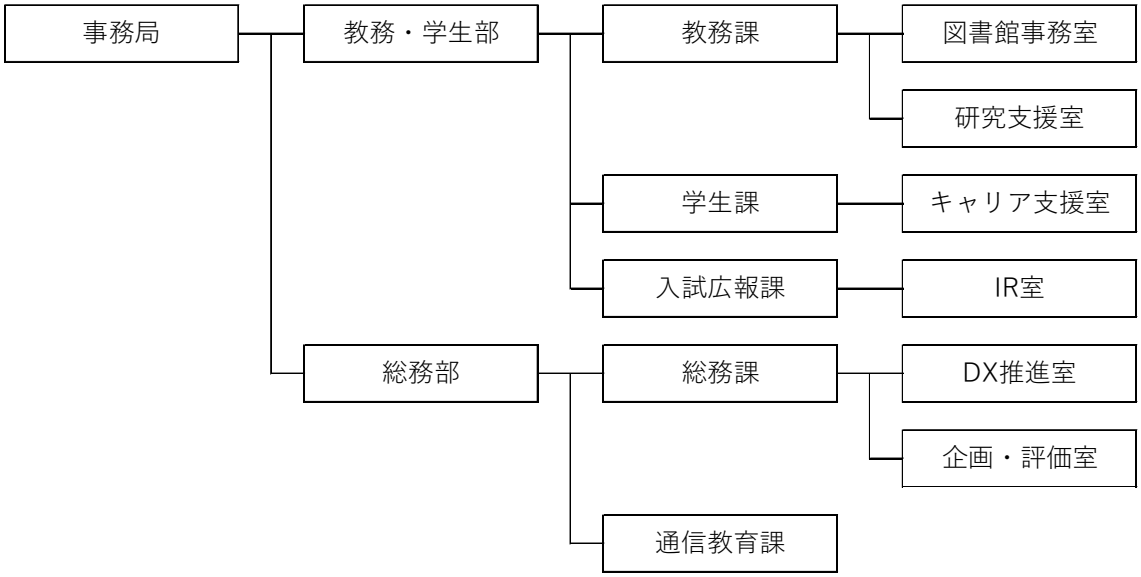

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-1-07】学生懲戒規程
【資料 5-1-08】事務組織体制（図 5-1-2）
【資料 5-1-09】学校法人愛知産業大学組織規程
【資料 5-1-10】学校法人愛知産業大学就業規則
【資料 5-1-11】学校法人愛知産業大学事務職員の昇任に関する内規

本学の管理運営体制は、規程や組織図を整備するだけでなく、各会議体が規程に基づき定期的に開催され、審議内容が学長の意思決定に確実に反映される仕組みとして運用されている。教授会・大学院研究科委員会・通信教育委員会は、学則に定められた役割に沿って審議を行い、その結果は大学評議会に適切に連携されている。また、事務組織についても、部長・課長・室長が所掌業務を責任をもって遂行し、教育研究活動を支える事務運営が円滑に機能している。さらに、学生懲戒規程を含む各種規程類は、必要な場面において適切に運用されており、学長の権限と責任が実質的に機能する体制が維持されている。これらの取組により、基準 5-1 が求める管理運営の機能性が実効的に確保されている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準 5-2 では、教育研究上の目的及び教育課程に即して必要な教員を確保し、適切に配置しているか、また教員の採用・昇任に関する方針や規程が整備され、適切に運用されているかが求められる。本学では、設置基準に基づく必要教員数を確保するとともに、教育課程の内容や学部・学科の教育上の目的に応じた教員配置を行い、教員採用及び昇任の手続についても規程に基づき厳格に運用している。

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用及び昇任については、学長のガバナンスの下、教育課程の責任者である学部長・学科長、大学院研究科長・専攻長、通信教育部長・通信教育部学科主任からの意見や要望を汲み取りつつ、大学全体の教員の職種構成、年齢構成、専門分野等を勘案して、人事委員会での意見をもって学長が総合的に判断し、理事長に稟議する手順になっている【資料 5-2-01】。教員の採用及び昇任は「愛知産業大学教員採用及び昇任規程」【資料 5-2-02】に基づいて厳格に実施しており、採用にあたっては原則として公募制を採用している。第 1 次審査は書類選考であり、第 2 次審査では採用候補者に模擬授業を課す他に面接審査を実施している。面接審査は、「教員資格審査委員会の運営に係る内規」【資料 5-2-a】に基づき、教員資格審査委員会が候補者の教育研究能力・意欲、人柄等について面談を実施し、教員資格審査委員会はこれらを総合的に判断した資格審査の結果を、学部にあって

は教授会、大学院研究科にあっては大学院研究科委員会、通信教育部にあっては通信教育委員会に報告している。教授会等の意見を聴取し、大学評議会で承認が得られた場合には、学長から理事長に稟議し、理事長が決裁・採用している。教員の採用形態は任期制としており、3 年ないしは 5 年の任期で採用を行っており、任期付き採用教員は、「任期教員の再雇用の手順に関する内規」【資料 5-2-b】に則って再雇用を申し出ることができ、所定の審査を行って再雇用を認めている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-2-01】人事委員会規程
【資料 5-2-02】愛知産業大学教員採用及び昇任規程
【資料 5-2-a】教員資格審査委員会の運営に係る内規
【資料 5-2-b】任期教員の再雇用の手順に係る内規

5-3. 教員・職員の研修・職能開発
①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準 5-3 では、教員による教育内容・方法の改善を図る FD 活動と、職員の大学運営能力向上を目的とする SD 活動が、組織的・計画的に実施され、継続的に見直されているかが求められる。また、今日的な大学運営において重要性が高まる教職協働の観点から、教員と職員がともに研修に参加し、教育改善や大学運営の質向上に寄与しているかも重要な評価要素となる。本学では、FD・SD の双方を全学的に推進し、教職協働による研修体制を整備することで、教育の質向上と大学運営の改善に取り組んでいる。

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
開発と効果的な実施

教員の資質向上と組織的教育の能力向上のため、学部及び大学院研究科において FD 活動を進めている。ただし、本学においては、学生の教育は授業内外において教員と職員が共に連携して行うべきものであるとの認識から、教員の FD 活動と教職員の SD 活動を個別に実施するのではなく、共に教職員の参加を推進している【資料 5-3-01】【資料 5-3-02】【資料 5-3-03】。これらの活動を効果的に行うため、教務委員会に常設の UD 部会を設置し、教員と職員が同等の立場で委員として参画している【資料 5-3-a】。教職員が参加する FD 研修会は、ハラスメント防止のための研修を実施しており、教員の教育資質の向上、問題意識の共有等に有効に機能している【資料 5-3-04】。また、他教員の授業参観や授業改善に係わるアンケートの実施により、教育方法の改善や工夫による改善提案などを個々の教員に課している。教員の教育活動の評価は、学園全体での「学校法人愛知産業大学教職員評価規程」【資料 5-3-b】に基づいて実施している。その方法は、教職員評価シートによって評価

し、評価結果は年度当初に各教員にフィードバックしている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-3-01】令和 7 年度 FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動の実施計画について
【資料 5-3-02】愛知産業大学 FD・SD に関する基本方針及び実施計画令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録
【資料 5-3-03】令和 7 年度 UD 部会議事録　SD 講演会・FD 講演会について
【資料 5-3-04】令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録第 1 回 FD 研修会 実施報告書
【資料 5-3-a】UD 部会規程
【資料 5-3-b】学校法人愛知産業大学教職員評価規程

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

教職員の資質向上と業務改善を目的とした SD 活動を大学全体で進めている。「三つのポリシーに基づく大学の取組みの自己点検評価と内部質保証に関するもの」「教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関するもの」「学生の厚生補導に関するもの」等のテーマを設定し、外部講師による講演会、内部講師、もしくは動画の視聴による研修会を行っている【資料 5-3-05】【資料 5-3-06】【資料 5-3-07】【資料 5-3-08】。今年度は、第 1 回は文部科学省が実施した我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ （答申）」の講演会等を視聴した。第 2 回は認証評価にあたり、全教職員が正しく理解する目的で「認証評価制度と日本高等教育評価機構の概要(第 4 期　評価基準等)」を視聴した。第 3 回は「改正障害者差別解消法」について視聴した【資料 5-3-09】【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-3-05】令和 7 年度 FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動の実施計画について
【資料 5-3-06】愛知産業大学 FD・SD に関する基本方針及び実施計画令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録
【資料 5-3-07】令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録　SD 講演会・FD 講演会について
【資料 5-3-08】令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録　第 3 回 SD 研修会障害者差別解消法
【資料 5-3-09】令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録　第 1 回 SD 研修会 実施報告書
【資料 5-3-10】令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録　第 2 回 SD 研修会 実施報告書
【資料 5-3-11】令和 8 年度 UD 部会第 1 回議事録　第 3 回 SD 研修会 実施報告書

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準 5-4 では、教員の研究活動を適切に支援するため、研究環境の整備と管理運営、研究倫理の確立と厳正な運用、さらに研究活動への資源配分が体系的に行われているかが求められる。研究は大学の重要な使命の一つであり、研究環境の充実、倫理遵守の徹底、外部資金獲得を含む資源配分の仕組みが整備され、実効的に運用されていることが不可欠である。本学では、施設・設備整備、ICT 環境の改善、研究倫理教育の実施、研究費規程に基づく資源配分などを通じて、研究活動を支える体制を整備している。

①研究環境の整備と適切な管理運営

大学の施設設備事業実績・計画に基づき、教育研究活動等に必要な校地・校舎、研究室等の充実・維持管理に努めている。図書館においては、電子図書、学術雑誌(電子ジャーナル)の来年度導入に向けて、書籍の選定を行なっている。

また、情報通信技術（ICT）の整備、ネットワーク機器等の充実および情報倫理の確立には ICT 環境整備部会【資料 5-4-a】が取り組んでいる。令和 7 年度は、ICT 環境の整備状況把握および改善計画の実施、次年度改善方針の検討を行っている【資料 5-4-01】【資料 5-4-02】【資料 5-4-03】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-01】ICT 環境整備状況調査結果(20251016 作成)
【資料 5-4-02】ICT 環境整備部会 議事録(20251029 作成)
【資料 5-4-03】ICT 環境整備部会 議事録(20260309 作成)
【資料 5-4-a】ICT 環境整備部会細則

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学で学術研究に従事する全ての者が遵守すべき倫理基準修得を定めた「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」【資料 5-4-b】を制定し、厳正に運用すると共に各学期の開始時に学生に対して行うガイダンスで研究倫理に関する講話を行い、研究を行う者のあるべき姿勢について確認を行っている【資料 5-4-04】【資料 5-4-b】【資料 5-4-c】。

日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを積極的に取り入れ実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-04】人を対象とする研究倫理規程
【資料 5-4-b】コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画
【資料 5-4-c】研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

③研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、規定等【資料 5-4-05】【資料 5-4-06】【資料 5-4-07】【資料 5-4-08】【資料 5-4-09】に従い適切に管理配分している。

科学研究費等に応募した場合には、基礎研究費に加え本学独自の研究奨励費を支給し

ている。この制度により、外部資金導入への努力と研究活動への資源配分を適切に行っている【資料 5-4-10】。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 5-4-05】個人研究費取扱要領
【資料 5-4-06】教員研究費規程
【資料 5-4-07】共同研究規程
【資料 5-4-08】受託研究取扱規程
【資料 5-4-09】公的研究費等の管理・監査に関する規程
【資料 5-4-10】令和 8 年度　科学研究費助成事業の公募について

［基準 5 の自己評価］
(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは、学長が議長となる会議体の審議において適切に発揮されている。また、その他の委員会においては、教学運営の学長の方針等は、副学長及び統括を通して伝達され、委員会の決定事項は、副学長及び統括を通じて学長に報告される。以上のようにして、学長はリーダーシップを発揮している。これらの委員会等は、教員、職員が同等の立場で参画し、全学的観点から適切に審議を行っている。
学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制である企画･評価室を設置し、また、大学学則で定めた教授会の役割により、円滑で機能的な大学運営を行っている。学長は、大学運営方針及び委員会等での決定事項を、必要に応じて開催される全体会において全教職員に直接伝え、意思の疎通を図っている。
教員の採用及び昇任は「愛知産業大学教員採用及び昇任規程」に基づいて厳格に実施し、学部長等の意見を聴取した上で学長が総合的に判断している。
教職員が協働で参加する FD 研修会及び SD 研修会を開催し、教職員の教育資質の向上、問題意識の共有等に努めている。
教職員の教育研究活動等に必要な施設・設備は、大学の施設・設備の整備計画に基づき充実するよう努めており、教員の教育研究活動の評価は、学園全体での「教職員評価制度」により実施している。
本学で学術研究に従事する全ての者が遵守すべき倫理基準修得を定めた「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を制定し、厳正に運用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
複数の委員会が連携すべき協議事項や全学的に判断､対応すべき事項が増加しており、これまでの会議体体制では対応できない場合がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し、運営を適切に行っているが、委員会を横断的に連携すべき協議事項が増加しつつあることか

ら、統括の在り方等を検討する予定である。

各種会議体は、自己点検評価に基づき適切な運営を心掛けると共に常に改善を意識したPDCAサイクルを確立する。

中長期的な大学教育のあり方に沿った人事計画を策定し、職位・年齢・専門分野に配慮した採用・昇任を行っていく。

UD部会を中心とした協議・審議、FD研修会の活動をより活発化し、教員の資質向上への継続的な努力を行っていく。

UD 部会は、教職協働を実現するため、FD 活動には職員の参加を、SD 活動には教員の参加を推進しており、今後も積極的な参加を促していく。不参加者に対してはデジタル化より後日でも参加可能な環境を整備し、改めて参加を促すようにする。

コンプライアンス及び研究倫理については継続的かつ効果的な啓発活動を行い、研究活動のための外部資金獲得に一層努力する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

（2）6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人がその使命・目的を着実に達成するためには、法令遵守を基盤とした誠実な業務運営、透明性の高い情報公開、そして内部統制の確立が不可欠である。また、大学を取り巻く社会的要請の変化に対応しつつ、環境保全や人権尊重、安全確保などの観点から、健全で信頼性の高い法人運営を行うことが求められている。本学園では、これらの要請に応えるべく、組織倫理の確立、内部統制システムの整備、危機管理体制の構築など、経営の規律と誠実性を維持するための取組を継続的に進めている。

①経営の規律と誠実性の維持

法人の目的は、「001 寄附行為【資料F-01】」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実にして礼儀正しく、豊かな人間性と創造性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。

建学の精神は、「豊かな知性と誠実な心を持ち 社会に貢献できる人材を育成する」と定め、これに基づいた大学の使命・目的及び教育目的等も「101 学則【資料F-3-01】」に明確に定め、大学内外の理解の浸透に努めている。

法人の目的及び建学の精神は、いずれも「誠実である」ことを理念としており、経営の規律もこの理念に基づいて誠実性を維持することを明確に表明している。また、建学の精神は、全ての教室、研究室、事務室等に掲額しており、日々の業務のなかで繰り返し目にすることによって、建学の精神に基づいた大学の使命・目的を実現するための継続的努力への意識を維持・向上させている。

組織の倫理・規律は、「401 就業規則【資料6-1-01】」の前文において「学園も職員もともに信義を重んじ、誠意をもってこの規則を守り、各々品格を重んじ、その責任を果たし、建学の精神を謳う教育理念のもとに、その使命達成に最善をつくし、もって私学教育事業の発展に、寄与しなければならない。」と明確に定めている。また、学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とし、「908 コンプライアンス規程【資料6-1-02】」を規定し、適正かつ公正に学園の業務を遂行する体制を整備している。

公益通報については、「821 公益通報者保護に関する規程【資料6-1-a】」を定め、法令及び法人の諸規則等違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見と是正、自浄作用の向上と風評リスクの管理等により、学園の社会的信用を確保することと、そのため通報支援窓口を設置し、その運営の方法等を明確にしている。

情報の公表について、本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に

資することを目的とし、「121 情報公開規程【資料6-1-03】」を規定し、本法人が保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定めている。なお、学校教育法施行規則第 172 条の2で規定されている教育研究活動等の状況に関する情報及び教育職員免許法施行規則第22条の6で規定されている教員養成の状況については「愛知産業大学ホームページ【資料6-1-04】」で公表し、私立学校法第103条及び第107条で指定されている事項は適正に作成の上、同第151条において指定されている「001 寄附行為【資料F-1】」、計算書類、財産目録等は、「学校法人愛知産業大学ホームページ【資料6-1-05】」において公開している。また、「001 寄附行為【F-1】」を始めとする「学校法人愛知産業大学規程集【資料F-10-1】」は、グループウェア「Microsoft 365」に掲載し、「101 学則【資料F-3-1】」を始めとする「愛知産業大学規程集【資料F-10-2】」は、グループウェア「学内電子掲示板サイボウズ」に掲載し、全ての教職員で情報共有している。

内部統制システムについて、理事の職務執行が法令「001 寄附行為【資料F-1】」に適合すること及び業務の適正を確保するため、「901 内部統制システム整備の基本方針【資料6-1-06】」において、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）などを定め、「内部統制に関する組織体制図【資料6-1-07】」により体制を整備している。

内部統制に関する規則として、「902 理事会運営規則【資料6-1-08】」「903 評議員会運営規則【資料6-1-09】」「904 監事監査等職務規則【資料6-1-10】」を定め、理事会及び評議員会の役割や権限を明確にし、監事による監査が適正かつ有効に行われるよう、内部統制システムを整備している。なお、理事会、評議員会の議事録は、「001 寄附行為【資料F-1】」に則り適切に作成しており、議事録の閲覧請求についても適切に対応している。

適切なガバナンスの下、時代の変化に対応した学校法人運営及び大学づくりを進めるため、令和4(2022)年度に「愛知産業大学・愛知産業大学短期大学ガバナンス・コード」を制定し、点検基準日(5月1日)時点のガバナンス・コード遵守状況報告書を作成した。令和7(2025)年度より、ガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用した「私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞」に従い、遵守状況を点検のうえ、「ガバナンス・コード点検結果報告書【資料6-1-b】」を「愛知産業大学ホームページ【資料6-1-04】」で公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-01】401　学校法人愛知産業大学 就業規則
【資料 6-1-02】908　学校法人愛知産業大学 コンプライアンス規程
【資料 6-1-03】121　学校法人愛知産業大学 情報公開規程
【資料 6-1-04】愛知産業大学ホームページ　HOME＞大学案内＞情報公開
https://www.asu.ac.jp/univ/information
【資料6-1-05】学校法人愛知産業大学ホームページ　HOME＞情報公開＞財務情報
https://asu-g.jp/index.php/zaimu
【資料6-1-06】901　学校法人愛知産業大学 内部統制システム整備の基本方針
【資料6-1-07】内部統制に関する組織体制図

【資料6-1-08】902　学校法人愛知産業大学 理事会運営規則
【資料6-1-09】903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営規則
【資料6-1-10】904　学校法人愛知産業大学監事監査等職務規則
【資料6-1-a】 821　学校法人愛知産業大学　公益通報者保護に関する規程
【資料6-1-b】 ガバナンス・コード点検結果報告書

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、省エネルギーの推進、施設・設備の適切な維持管理、廃棄物の適正処理等を通じて、教育研究環境の維持と環境負荷の低減に努めている。

人権問題のうち、学生や教職員にとって最も懸念される問題である種々のハラスメントについては、「804 ハラスメントの防止及び対策等に関する規程【資料6-1-11】」により適切に対応している。本学では、当該規程第6条に従い、「322 ハラスメント防止・対策委員会規程【資料6-1-c】」を定め、常設委員会として設置し、「322-3 ハラスメントの防止及び対策等に関する規程【資料6-1-12】」 により、キャンパス・ハラスメントの防止のための普及啓発活動を実施している。また、ハラスメントの事案が生じた場合の対策として「322-1 ハラスメント相談員規程【資料6-1-d】」「322-2 ハラスメント調査委員会規程【資料6-1-e】」により適切な対応を行うこととしている。学生に対しては、新入生ガイダンスにおいて、ハラスメント防止・対策委員長より大学におけるハラスメントの相談体制を説明すると共に、ハラスメントの相談に関する事項は「愛知産業大学ホームページ【資料6-1-04】」の大学生活ページに詳しく記載し学生や保護者へ周知している。

プライバシー及び個人情報に関する人権擁護については、「811 個人情報の保護に関する規程【資料6-1-13】」を定め、個人情報の有用性を配慮しつつ個人の権利利益を保護することに努め、情報を管理する者としての社会的責務等を明確に示している。

「マイナンバー」の取り扱いについては、「812 特定個人情報の取扱に関する規程【資料6-1-14】」を定め、個人番号及び特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう体制を整備している。

危機管理について、学園において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、リスク管理体制、対処方法等を明らかにし、学生、職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とした「909 リスク管理規程【資料 6-1-15】」を制定している。

この規程に従い、本学における危機発生時に備え、「504 危機管理マニュアル【資料 6-1-16】」を策定し、学生、施設利用者及び教職員の安全確保を図るとともに、平常時においても施設の点検等安全に努めるため、全ての教室・研究室等に管理責任者を定め、日常の点検・管理を行っている。

防火、防災に関する対応として、消防法の規定に則り本学独自の「506 消防計画【資料6-1-f】」を策定している。この計画は、火災等が発生した場合に全教職員が相互に協力し、一体的に行動することで人命の安全を確保し、被害を最小限に食い止めることを目的とし、防火・防災についての基本方針を定めている。

大規模地震の発生時の対処法については、「802 大規模地震防災に関する行動指針【資料6-1-17】」を策定し、学園の安全対策の基本方針及び法人事務局から学園設置校への連絡・

指示事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図るための具体的な対処・対策を示している。本学においては、「504-1 大規模地震等の対策に係るマニュアル【資料6-1-18】」を策定し、学生の安全対策を講じている。また、大規模地震注意情報や予知情報の発表、特別警報や暴風警報の発令及び公共交通機関の運休時に対応した「401-18 緊急時の授業等の取扱に関する細則【資料6-1-g】」など、学生の安全を最優先した規程等を定めている。

急病等に備え、看護師資格をもつ者を職員として常駐させている。また、学内にAED6台を設置しており、「愛知産業大学AED設置図【資料6-1-h】」を作成し、愛産UNIPAにて学生へ周知している。なお、AEDの使用方法については、教職員を対象に実施する防災講習会において岡崎市東消防署の指導により講習を行っている。

新入学生を迎える毎年 4 月または 5 月にはキャンパス内の全ての学生・教職員を対象とする防災訓練を実施し、教職員や学生の防災意識の向上を図っている。また、大規模災害に備えて、全学生数分の食糧、飲料水及び生活用品などの防災備蓄品を備えている。

防犯対策として、警備会社に委託しキャンパス内の巡回を行い、不審者の立ち入りや事故防止に努めている。また、校舎の防犯対策について、事務局が集中する2号館が無人となる時間帯は、警備会社による機械警備を行っている。なお、防犯カメラは正門の他、学内の要所に設置し24時間録画を行っている。

教職員の健康維持について、労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定に基づき、学園は「803 ストレスチェック制度実施規程【資料 6-1-i】」を定め、本学の教職員を対象にストレスチェックを実施している。また、同法に基づき、教職員の健康を確保すると共に快適な職場環境の形成を促進するため、「513 教職員衛生管理規程【資料 6-1-j】」において必要な事項を定めている。本学では、当該規程による「308-2 衛生管理部会細則【資料 6-1-k】」を制定のうえ、衛生管理部会を設置し、衛生管理者、産業医、衛生に関し経験を有する者及び教職員の過半数代表者等で組織し、原則月 1 回の部会開催により、校舎の巡回点検、教職員の衛生管理やストレスチェックの実施管理を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-11】804　学校法人愛知産業大学 ハラスメントの防止及び対策等に関する規程
【資料 6-1-12】322-3　ハラスメントの防止及び対策等に関する規程
【資料 6-1-13】811　学校法人愛知産業大学 個人情報の保護に関する規程
【資料 6-1-14】812　学校法人愛知産業大学 特定個人情報の取扱に関する規程
【資料 6-1-15】909　学校法人愛知産業大学 リスク管理規程
【資料 6-1-16】504　危機管理マニュアル
【資料 6-1-17】802　大規模地震防災に関する行動指針
【資料 6-1-18】504-1　大規模地震等の対策に係るマニュアル
【資料 6-1-c】322 ハラスメント防止・対策委員会規程
【資料 6-1-d】322-1　ハラスメント相談員規程
【資料 6-1-e】322-2　ハラスメント調査委員会規程
【資料 6-1-f】 506　愛知産業大学 消防計画

【資料 6-1-g】401-18　緊急時の授業等の取扱に関する細則
【資料 6-1-h】愛知産業大学 AED 設置図
【資料 6-1-i】 803　学校法人愛知産業大学ストレスチェック制度実施規程
【資料 6-1-j】 513　教職員衛生管理規程
【資料 6-1-k】308-2　衛生管理部会細則

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
②使命・目的の達成への継続的努力

（1）6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的を確実に達成するためには、法人全体の意思決定機能が適切に整備され、理事会がその役割を十分に果たすことが不可欠である。理事会は、学校法人の中核的な意思決定機関として、重要事項の審議・決定、業務執行の監督、そして中期的な計画の策定・進捗管理を担う。本学園では、寄附行為に基づく組織体制の整備、理事会運営の適正化、役員選任の透明性確保などを通じて、理事会が使命・目的の達成に向けて機能的に運営されるよう継続的に取り組んでいる

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「001 寄附行為【資料F-01】」に則り、重要事項を審議・決定及び業務執行を監督する理事会を設置しており、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する者として規定し、法人全体の運営管理を行っている。

理事長は、「002 組織規程【資料6-2-a】」第49条に基づき、設置校の長を構成員とする「組織の長の会」を招集し、法人及び設置校の課題となる事項を示し、必要に応じて教職員による作業部会、委員会、プロジェクト会議等を設置することにより、教職員の意見や提案を法人運営にくみ上げる仕組みを整備している。法人事務局長は、「002 組織規程【資料6-2-a】」第50条に基づき、設置校の事務責任者を構成員とする「事務長会」を招集し、理事長からの諮問､法人内の事務運営に関する重要事項の連絡や設置校間の調整を行い、審議内容及び結果を理事長へ報告しており、使命・目的の達成に向け､「意思決定に関する組織図【資料6-2-01】」を整備している。

役員は、理事7名、監事2名で構成し、現在欠員はなく、法人の運営に客観的・複眼的な意見を取り入れ、経営機能の強化を図ることを目的に外部理事を2名任用している。

令和7(2025)年度は、理事会を9回開催し、全ての回に役員全員が出席している。令和7(2025)年度の予算は、令和6年度第7回理事会（令和7年3月28日開催)【資料6-2-02】で審議のうえ承認され、令和7(2025)年度の決算は、令和8年度第1回理事会（令和8年5月22日開催)【資料6-2-03】において審議のうえ承認している。なお、理事会の招集は、「001寄附行為【資料F-01】」に則り適切に行っている。

理事選任機関は、「001寄附行為【資料F-1】」第6条において評議員会とするとともに、「903

評議員会運営規則【資料6-2-04】」において理事の選任は評議員会の審議決定事項として、令和7年度第1回評議員会（令和7年5月29日開催）【資料6-2-05】」で理事を選任している。なお、役員の選任方法、定数及び現員は表6-2-1に示す通りである。また、理事会において、評議員会を招集するための議案などの必要事項を定め、適切に招集している。

表6-2-1　役員の選任方法、定数及び現員

	選任方法	定数	現員
理事 7人	この法人の設置する学校の学長、校長及び園長のうちから評議員会において選任した者	2人	2人
	前号に掲げる者のほか、評議員会において選任した者	5～8人	5人
監事 2人	監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者	2人	2人

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-01】学校法人愛知産業大学寄附行為
【資料 6-2-01】学校法人愛知産業大学の意思決定に関する組織図
【資料 6-2-02】予算を承認した議事録
令和 6 年度第 7 回理事会議事録（令和 7 年 3 月 28 日開催）
【資料 6-2-03】決算を承認した議事録
令和 8 年度第 1 回理事会議事録（令和 8 年 5 月 22 日開催）
【資料 6-2-04】903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営規則
【資料 6-2-05】令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）
【資料 6-2-a】002　学校法人愛知産業大学 組織規程

②使命・目的の達成への継続的努力

大学の使命・目的を達成するため、「第三次中期計画[令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度]【資料 F-09】」において「ASU ビジョン 2027」を定め、中期的な方向性に基づく継続的な大学運営を行っている。

第三次中期計画では、設置校の特徴と資源を有機的・統合的に活用し、「地域とともに歩み　ユニークで力強く成長・進化する学園を創造する」ことを目指している。大学においても、この計画に基づき、入学者数、収支差額、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率等を戦略的指標（KPI）として設定し、教育研究活動の充実と財務基盤の安定化を一体的に進めている。

年度ごとの事業計画【資料 F-07】は、中期計画及び予算編成方針を踏まえて策定し、理事会において審議・承認している。令和 7(2025)年度においても、前年度の実績及び課題を踏まえた事業計画と予算を編成し、計画の実現に向けて各部門で取組みを進めている。

なお、令和4年度第7回理事会議事録（令和5年3月24日開催）【資料6-2-06】において、法人の第三次中期計画を審議のうえ承認している。学園のビジョン、中期計画、事業計画等は「理事会便り」等を通じて教職員へ周知し、法人と大学が方向性を共有しながら業務

を遂行している。

また、理事の職務状況について、理事会へ報告する義務があるのは理事長のみとなるが、令和7(2025)年度第3回理事会（令和7年7月10日開催）をはじめ、年間4回の理事会【資料6-2-07】において報告を行い、理事会が計画の進捗、経営課題及び必要な改善方策を確認することで、使命・目的の達成に向けた継続的な努力を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-09】中期的な計画　第三次学園中期計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）
【資料F-07】 事業計画書　令和8(2026)年度事業計画
【資料6-2-06】第三次中期計画を承認した議事録
令和4年度第7回理事会議事録（令和5年3月24日開催）
【資料6-2-07】理事長が職務執行状況を報告した議事録
令和7年度第3回理事会議事録（令和7年7月10日開催）
令和7年度第4回理事会議事録（令和7年9月26日開催）
令和7年度第6回理事会議事録（令和7年12月12日開催）
令和7年度第8回理事会議事録（令和8年3月13日開催）

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能
①法人の意思決定の円滑化
②評議員会と監事のチェック機能

（1）6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人の健全な運営を確保するためには、理事会・評議員会・監事がそれぞれの役割を適切に果たし、相互に連携しながらチェック機能を発揮することが不可欠である。また、教職員の意見を適切に把握し、現場の状況を踏まえた意思決定を行うことは、法人運営の円滑化に直結する。本学園では、寄附行為に基づく組織体制の整備、会議運営の適正化、内部監査の実施などを通じて、意思決定の透明性と実効性を高めるとともに、評議員会および監事によるチェック機能が適切に機能する体制を維持している。

①法人の意思決定の円滑化

理事会を法人の重要事項に関する意思決定機関、評議員会を法人運営に関する重要事項について、法令及び001寄附行為【資料F-01】に基づき、意見聴取、報告及び決議等を行う機関として位置付け、適切に運営している。

理事会及び評議員会は、年間の会議日程に基づき定期的に開催しており、予算、決算、事業計画、事業報告、中期的な計画、規程改正、役員・評議員の選任等の重要事項について、必要な説明、審議、報告を行っている。評議員会への報告又は意見聴取等を要する事項については、理事会における意思決定の前後に適切に説明を行い、評議員からの意見や質問を踏まえ、法人運営に反映するよう努めている。

また、会議資料は事前に配付し、審議内容を十分に確認できるよう配慮している。会議においては、理事長及び法人事務局が議案の趣旨や経緯を説明し、理事及び評議員からの質問や意見に丁寧に対応している。これにより、理事会と評議員会の間で法人の現状、課題及び今後の方針について共通理解を形成している。

以上により、理事会と評議員会がそれぞれの役割を踏まえながら、情報共有と意見交換を通じて適切に意思疎通と連携を行っており、法人の意思決定の円滑化が図られている。

令和7(2025)年度は、第三次中期計画【資料F-09】の3年目として、DX推進、通信教育の拡充、教育施設の整備、労働環境の改善、ガバナンス及び内部統制の強化等を重点項目として取組んだ。DX推進については、DX推進室を大学から法人本部に移管し、横断的な支援体制の整備を進めるとともに、各設置校のICTインフラ調査及びDX計画を踏まえ、通信環境、業務システム、校務支援システム等の整備を行った。また、通信教育の拡充、事務組織の見直し、労務管理の適正化、部活動指導のあり方、施設整備、BCPの整備等についても、法人本部及び各設置校の関係教職員が課題を共有し、現場の実情を踏まえた検討を行っている。

さらに、法人本部に設置した内部監査室により、全設置校を対象として労務管理及び金銭管理に関する内部監査を実施【資料6-3-a】し、各校の業務上の課題や改善点を把握する体制を整備した。これらの取組みを通じて、教職員の意見や現場からの提案を把握し、法人全体の改善施策や今後の事業計画に反映する仕組みが機能している。

以上により、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、法人の意思決定及び業務改善に適切に反映している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-01】学校法人愛知産業大学寄附行為

【資料F-09】中期的な計画　第三次学園中期計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

【資料6-3-a】 令和7年度 内部監査 年度監査計画書

②評議員会と監事のチェック機能

評議員は、001寄附行為【資料F-01】第31条により評議員会で選任することと規定しており、現在の評議員は、令和7(2025)年度第1回評議員会（令和7年5月29日開催）【資料6-3-01】において選任している。評議員の選任方法、定数及び現員は、表6-3-1に示すとおりである。

評議員会は評議員8名で構成しており、現在欠員はない。令和7(2025)年度は評議員会を5回開催し、第1回において書面による出席が1名あったものの、評議員の出席状況は概ね良好である。また、理事長及び監事は全ての評議員会に出席している。

令和7(2025)年度の予算は、令和6(2024)年度第4回評議員会（令和7年3月28日開催）【資料6-3-04】で審議のうえ承認され、令和7(2025)年度の決算は、令和8(2026)年度第1回評議員会（令和8年6月4日開催）【資料6-3-05】において報告されている。

会計監査人についても、寄附行為及び評議員会運営規則に基づき評議員会で選任することとしており、現在の会計監査人は、令和7年度第1回評議員会議事録（令和7年5月29日開催）【資料6-3-03】において選任している。

監事は001寄附行為【資料F-01】第22条により評議員会で選任することと規定しており、現在の監事は、令和7(2025)年度第1回評議員会（令和7年5月29日開催）【資料6-3-02】において選任している。

001寄附行為【資料F-01】第5条において、監事2名を置くことを規定している。監事2名は、全ての理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、必要に応じて意見を述べている。

また、「904 監事監査等職務規則【資料6-3-06】に基づき、毎年度、監査計画書【資料6-3-07】を策定し、理事会及び評議員会に報告したうえで、監事監査を実施している。監事監査においては、内部監査と併せて教学監査も実施しており、監査実施後は監査報告書【資料6-3-b】を作成し、理事会及び評議員会に報告している。

表6-3-1　評議員の選任方法、定数及び現員

	選任方法	定数	現員
評議員 8人	この法人の職員のうちから選任した者	2人	2人
	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢２５年以上の者のうちから選任した者	2人	2人
	学識経験者のうちから選任した者	4～7人	4人

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-01】学校法人愛知産業大学寄附行為

【資料6-3-01】評議員を選任した議事録
令和7年度第1回評議員会議事録（令和7年5月29日開催）

【資料6-3-02】監事を選任した議事録
令和7年度第1回評議員会議事録（令和7年5月29日開催）

【資料6-3-03】会計監査人を選任した議事録
令和7年度第1回評議員会議事録（令和7年5月29日開催）

【資料6-3-04】予算を審議した評議員会の議事録
令和6年度第4回評議員会議事録（令和7年3月28日開催）

【資料6-3-05】決算を審議した評議員会の議事録
令和8年度第1回評議員会議事録（令和8年6月4日開催）

【資料6-3-06】904　学校法人愛知産業大学 監事監査等職務規則

【資料6-3-07】監事監査計画書（令和7年度）

【資料6-3-b】 令和7年度 内部監査報告書

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

（1）6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

（2）6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学運営を安定的に継続するためには、健全な財務基盤の確保、収支バランスの維持、そして中期計画に基づく計画的な財務運営が不可欠である。本学園では、財務指標の分析や外部資金の活用、予算編成方針に基づく資源配分を通じて、持続可能な財務運営に取り組んでいる。

①財務基盤の確立

令和 7(2025)年度決算において、本学の基本金組入前当年度収支差額は△300,234 千円となり、令和 6(2024)年度に引き続き支出超過となっている。また、令和 8(2026)年度予算においても、同差額は△365,250 千円となっており、支出超過を見込んでいる。

一方、学園全体の財務状況については、令和元(2019)年度決算から 5 期連続で基本金組入前当年度収支差額が収入超過となっていたが、令和 6(2024)年度決算及び令和 7(2025)年度決算では、同差額がいずれも支出超過となった。ただし、令和 8(2026)年度予算においては、同差額が 156,752 千円となり、収入超過を見込んでいる。

上記の事業活動収支差額や内部留保などを踏まえ、今後、継続して大学運営を行うための財務基盤は十分に確立されている。

②収支バランスの確保

令和 7(2025)年度決算における人件費比率は 61.1%、教育研究経費比率は 34.6%、管理経費比率は 6.8%であり、これらの合計は 102.5%となっている。収支のバランスを示す経常収支差額比率は△2.6%であり、収支均衡点である 0%を下回っているものの、運用資産余裕比率は 2.0 年、流動比率は 362.4%であり、財政基盤は安定している。

また、外部資金の獲得については、従来以上に積極的に取組んでおり、教育に関する競争的資金では一定の成果を上げている【資料 6-4-03】。研究に関する外部資金についても、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を推奨するため、研究者へのインセンティブの見直しや研究支援部門の充実を図っている。

なお、財務の健全性を維持する観点から、資金運用については、「212 資金運用規程【資料 6-4-04】」に基づき、会計年度ごとに理事会で策定する「資金運用に関する基本方針【資料 6-4-a】」に則って行っている。

上記の通り、財務基盤は安定しており、外部資金の獲得にも積極的に取り組み成果を挙げていることから、収支バランスは適切に保たれている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-4-03】令和 7 年度外部資金実績表

【資料 6-4-04】212　学校法人愛知産業大学 資金運用規程

【資料 6-4-a】令和 7 年度資金運用に関する基本方針

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

法人、大学、高校及び専門学校等の設置校を含め、第三次中期計画【資料 F-09】に基づき、毎年度の事業計画【資料 F-07】、予算編成方針【資料 6-4-01】及び予算書を連動させた財務運営を行っており、資金・人材・設備などの経営資源を最適に配分・活用し、法人の経営目標を達成するための財務計画書【資料 6-4-02】を策定・実行している。第三次中期計画では、収支差額、入学者数、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率等を KPI として設定し、教育研究活動の充実と持続可能な財務基盤の確保を両立させることとしている。

令和 7(2025)年度は、第三次中期計画の 3 年目として、各設置校の事業計画を踏まえた予算編成を行い、限られた経営資源を重点施策へ配分している。予算編成にあたっては、教育研究の質を維持・向上させるために必要な支出を確保しつつ、収支改善、外部資金の獲得、管理経費の見直し及び資金運用の適正化に取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-09】中期的な計画　第三次学園中期計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

【資料F-07】 事業計画書　令和8(2026)年度事業計画

【資料 6-4-01】令和 7 年度予算編成方針

【資料 6-4-02】令和 7 年度財務計画書

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人の健全な運営を支えるためには、学校法人会計基準に基づく適正な会計処理と、監事・会計監査人による厳正な監査体制の確立が不可欠である。本学園では、経理規程等に基づく会計処理の適正化と、外部監査・内部監査を組み合わせた監査体制の整備により、会計の透明性と信頼性を確保している。

①会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準並びに「201 経理規程【資料6-5-01】」、「202 経理規程施行細則【資料6-5-02】」、「203 勘定科目一覧表【資料6-5-03】」及び「205 図書の会計処理に関する取扱要領【資料6-5-04】」に基づき、適切に行っている。

予算は、事業計画【資料F-07】及び予算編成方針【資料6-5-a】を踏まえ、各設置校が「206 予算の積算に関する取扱要領【資料6-5-05】」に基づき、予算原案を作成している。作成された予算原案は、法人事務局による査定の後、各設置校との予算折衝を経て当初予算案として取りまとめており、適正かつ精度の高い予算編成となっている。

予算と乖離がある科目等については補正予算を編成している。また、補正予算編成後に、やむを得ず科目間流用又は予備費の使用が必要となった場合は、申請書にその理由

を明らかにしたうえで、理事長の許可を受けることとしている。これにより、安易な予算超過の抑制を図っている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料F-07】 事業計画書　令和8(2026)年度事業計画
【資料6-5-01】201　学校法人愛知産業大学 経理規程
【資料6-5-02】202　学校法人愛知産業大学 経理規程施行細則
【資料6-5-03】203　学校法人愛知産業大学 勘定科目一覧表
【資料6-5-04】205　学校法人愛知産業大学 図書の会計処理に関する取扱要領
【資料6-5-05】206　学校法人愛知産業大学予算の積算に関する取扱要領
【資料6-5-a】 令和7年度予算編成方針

②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、会計監査人及び監事による監査のほか、内部監査を実施している。また、毎年5月には、会計監査人、監事及び法人事務局の経理責任者による決算監査報告会を実施している。

会計監査人による監査は、実地監査及び書類監査を合わせて年間約360時間行われており、本学をはじめとする各設置校及び法人事務局において、元帳と帳票書類等の照合、備品等の確認、計算書類の照合等を行っている。併せて、本学園の管理運営に関する監査も実施している。

監事は、会計監査人より提出された監査報告書【資料6-5-07】に基づき、計算書類及びその附属明細書等の適正性について確認し、会計監査を行っている。

なお、会計監査人は001寄附行為【資料F-01】及び「903 評議員会運営規則【資料6-5-06】」により評議員会で選任することと規定しており、現在の会計監査人は、令和7(2025)年度第1回評議員会（令和7年5月29日開催）【資料6-5-b】において選任している。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 F-01】学校法人愛知産業大学寄附行為
【資料6-5-06】903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営細則
【資料6-5-07】監査報告書
【資料6-5-b】 監事を選任した議事録
令和7年度第1回評議員会議事録（令和7年5月29日開催）

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に対応し、寄附行為及び関連規程を整備した上で、理事会、評議員会、監事及び会計監査人の役割分担を明確化し、執行と監視・監督の相互けん制が働く管理運営体制を整えている。理事会は予算・決算、中期的な計画、役員の職務執行状況等を審議・確認し、使命・目的の達成に向けた意思決定機関として機能している。

第三次中期計画に基づき、設置校の特色と経営資源を踏まえた事業計画を毎年度策定し、予算編成方針及び財務計画と連動させている。中期計画では収支差額、入学者数、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率等を KPI として設定し、教育研究活動の継続的な改善と財務基盤の安定化を一体的に進めている。

内部統制システム整備の基本方針、コンプライアンス規程、リスク管理規程等に基づき、法令遵守、情報公表、個人情報保護、ハラスメント防止、危機管理等に関する規程を整備している。また、「理事会便り」やグループウェア等により規程や理事会決定事項等を共有し、教職員が法人運営の方針や進捗を確認できる環境を整えている。

会計処理及び監査については、学校法人会計基準及び経理関係規程に基づき適正に実施している。監事監査、公認会計士監査及び内部監査を通じて、財務面及び業務面のチェック機能を確保している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

改正私立学校法に対応した体制整備は進んでいるが、理事会、評議員会、監事及び会計監査人の新たな役割分担を実務として定着させるため、会議運営、議事録、職務執行状況報告、監査計画・監査報告等の運用を継続的に点検する必要がある。

中期計画及び財務計画については、KPI を設定しているものの、入学者数、収支差額、経費比率等の目標達成状況をどの会議体でどの時期に検証し、翌年度の事業計画及び予算編成にどのように反映したかを、より明確に示すことが課題である。

財務面では、大学単独及び学園全体の収支改善に向け、学生募集、外部資金獲得、経費管理及び戦略的投資の優先順位付けを一層精緻化する必要がある。特に、中期計画の実効性を高めるためには、財務計画と各施策の進捗管理を連動させ、計画未達時の対応策を早期に検討する仕組みが求められる。

内部統制及び危機管理については、規程・体制の整備に加え、実効性の検証が重要である。リスク管理、コンプライアンス、ハラスメント防止、情報管理等について、研修・点検・改善のサイクルを継続し、教職員にとって実践しやすい運用へ高める必要がある。リスク管理については次年度に課題を残す結果となった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

改正私立学校法に基づく寄附行為及び関連規程の運用状況を継続的に確認し、理事会、評議員会、監事及び会計監査人の職務が適切に遂行されるよう、会議運営、議事録作成、職務執行状況報告、監査計画・監査報告等の記録を整備する。

第三次中期計画に基づき、毎年度の事業計画、予算編成方針及び財務計画を連動させ、KPI の進捗状況を定期的に確認する。確認結果は、次年度の事業計画、予算編成、教育研究環境の整備及び経費配分に反映し、PDCA サイクルの実効性を高める。

財務基盤の安定化に向けて、学生募集力の強化、外部資金の獲得、資金運用の適正化、管理経費の見直しを継続する。教育研究の質を維持・向上させるため、限られた経営資源を中期計画上の重点施策へ配分し、収支改善と戦略的投資の両立を図る。

内部統制については、内部統制システム整備の基本方針に基づき、コンプライアンス、リスク管理、情報管理、人権・ハラスメント防止等の取組みを継続する。内部監査や各種委員会の点検結果を改善につなげ、法人及び大学の管理運営の透明性と信頼性を高める。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域社会との連携に関する指針及び組織

①大学の使命目的を踏まえた地域社会との連携に関する指針の明確化

②地域社会との連携に関する組織の整備

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学が地域社会とともに発展していくためには、使命・目的を踏まえた明確な連携方針と、それを実行するための組織体制の整備が不可欠である。本学では、建学の精神に基づき地域社会への貢献を重要な使命として位置付け、教育課程や組織体制を通じて地域連携を体系的かつ継続的に推進している。

①大学の使命目的を踏まえた地域社会との連携に関する指針の明確化

本学の建学の精神【資料 A-1-01】に、「豊かな知性と誠実な心を持ち 社会に貢献できる人材を育成する」と明記されているように、「社会に貢献できる人材の育成」は、本学の使命であり教育の基本理念である。本学は、「社会に貢献できる人材」の育成を教育の目標として明確化しており、本学の専門分野の特性を考慮して、特に地域社会に着目し、その実現に向け「地域社会との連携」を積極的に推進している。

令和 7 年 4 月のカリキュラム改定において、表 A-1-1 及び表 A-1-2 に示す通り、「地域で活躍できる人材」を育成するために、学部・学科を跨いで主体的に学ぶことが可能な実践的な教育を展開する科目として全学的に編成した。学部・学科の枠を超えて学修できる人材育成に係わる 6 科目（表 A-1-1）及び、各学科の専門科目として、地域、産業、市場等社会やビジネスに発展可能な地域創生に係わる 8 科目（表 A-1-2）である【資料 A-1-02】。なお、令和 6 年度以前の入学生においては表 A-1-1 及び表 A-1-3 に示す通り、全 15 科目を共通科目として編成している。

表 A-1-1 人材育成科目【共通科目】

◆共通基礎	「世界の美術」「アート表現演習」「色彩学」「人間工学と感性」
◆キャリア	「コミュニケーション・スケッチ」「インターンシップ」

表 A-1-2 地域創生科目【各学科専門科目】（令和 7 年度入学生）

学科	■建築学科	■スマートデザイン学科	■総合経営学科
◆知る	「三河のまちとモノづくり」	「地域共同デザインⅠ」	「マーケティングと広告」
◆考える	「福祉社会のクリエイション」	「地域共同デザインⅡ」	
	「技術・産業論」		
◆提案	「地域クリエイションワーク」	「地域共同デザインⅢ」	

表 A-1-3 地域創生科目【共通科目】（平成 31 年度～令和 6 年度入学生）

分野と活動	■地域クリエイション	■産業クリエイション	■市場クリエイション
◆知る	「三河のまちづくりと観光」	「三河のものづくり」	「マーケティングと広告」
◆考える	「福祉社会のクリエイション」	「日本の産業」	「都市と移動手段のデザイン」
◆提案	「地域クリエイションワーク」	「未来産業ワーク」	「市場創成ワーク」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-01】建学の精神

【資料 A-1-02】愛知産業大学学則

②地域社会との連携に関する組織の整備

地域社会との連携を一層充実させ、地域社会の教育・産業・文化の発展に寄与するため、本学では、平成 9(1997)年 4 月に地域共同教育研究センター（大学学則第 52 条の 3)【資料 A-1-02】【資料 A-1-03】を開設して、本学と地域社会との連携強化に努めている。

「地域共同教育研究センター規程」第 2 条に、センター設立の目的として「地域社会の教育・産業・文化の発展に寄与するための事業の開発・実施」を明記し、具体的活動内容としては、①地域社会の教育・産業・文化の発展に寄与するための研究・開発、②公開講座、③その他第 2 条の目的に沿う業務と記載している。学内においても地域共同教育研究センターが中心となり、地域社会との連携は組織的かつ積極的に推進している。

平成 9(1997)年に、本学を含めた岡崎市内の 7 大学・短期大学（愛知学泉大学・同短期大学、愛知産業大学・同短期大学、岡崎女子大学・同短期大学、人間環境大学）と岡崎市、岡崎商工会議所、更に、NPO 法人 21 世紀を創る会・みかわを中心に、産業界、行政、民間団体が集まって「岡崎大学懇話会」【資料 A-1-04】を結成し、地域社会との協働が組織的にできるようになり、現在も多くの活動を実施している。岡崎大学懇話会の理事には本学学長が、幹事には地域共同教育研究センター長が就任し、地域社会との連携に関して積極的に関与するための組織的体制が整っている。令和元(2019)年度、令和 5(2023)年度には幹事校として岡崎大学懇話会の事務局を担当し、取りまとめを行った。

平成 27(2015)年 9 月に岡崎市と包括協定を締結【資料 A-1-05】し、行政と連携した地域貢献を促進することとなった。

包括協定提携先組織・機関等（令和 3(2021)年 9 月 1 日現在）

岡崎市
藤川まちづくり協議会
岡崎市能見北町内会
一般社団法人岡崎パブリックサービス
株式会社ツツイエンターテイメント
JA あいち三河

なお、岡崎商工会議所とは、個々の教育活動では連携活動を行っているが、包括協定に関しては、締結に向けて協議中である。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 A-1-02】愛知産業大学学則
【資料 A-1-03】地域共同教育研究センター規程
【資料 A-1-04】岡崎大学懇話会ホームページ　https://okazaki-dk.com/
【資料 A-1-05】岡崎市と愛知産業大学との連携協定に関する包括協定書

A-2. 地域社会との連携活動
①大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供
②地域社会の企業や公共機関、大学等との連携

(1) A-2 の自己判定
「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
地域社会との連携を実質的に推進するためには、大学が保有する物的・人的資源を積極的に地域へ開放し、企業・行政・大学等との協働を通じて地域課題の解決に寄与することが重要である。本学では、公開講座、施設開放、地域連携事業、学生ボランティア活動など、多様な取組を通じて地域社会との協働を継続的に展開している。

①大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供
本学では、以下の通り、公開講座や施設の開放あるいは研究会等を通して幅広く地域貢献を行っている。

〈公開講座等〉

1) 総合経営学科では、主に地域企業の経営者等を招いて行う「現代マネジメント講義Ⅰ（旧経営哲学特講Ⅰ）」及び「現代マネジメント講義Ⅱ（旧経営哲学特講Ⅱ）」（年間 12 回、3 年生必修科目）【資料 A-2-1】を地域住民が自由に聴講できる公開講義として開催している。新型コロナウィルス感染拡大以降は公開を自粛していたが、再開に向けて検討している。
2) 「地域活性化フォーラム」（主催：岡崎大学懇話会、共催：NPO 法人 21 世紀を創る会・みかわ、岡崎商工会議所）【資料 A-2-2】では、毎年本学はじめ岡崎大学懇話会の大学教員が参加し、地元岡崎の一層の振興を目指した研究成果の報告を行っている。令和 3(2021)年度については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催となった。令和 4(2022)年度については、感染対策を行った上で対面開催となった。令和 5(2023)年度は本学、令和 6（2024）年度は岡崎市図書館交流プラザ「りぶら」、令和 7（2025）年度は岡崎女子大学にて対面開催となり、多くの聴講者とともに活発な質疑応答が行われた。
3) 岡崎大学懇話会学生部会が企画運営する「学生フォーラム」（主催：同上）【資料 A-2-3】には、毎年本学はじめ岡崎大学懇話会の大学の学生が参加し、学生の視点に立った地域活性化のための研究発表を行っている。令和 3(2021)年度については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催となった。令和 4(2022)年度については、感染対策を行った上で対面開催となった。令和 5(2023)年度は本学にて、令和 6

（2024）年度は人間環境大学にて、令和 7（2025）年度は岡崎女子大学にて対面開催となり、学生部会の学生が主体となり運営が行われた。

〈大学施設の開放〉

1) 図書館は、平成 17(2005)年度より「学外者利用内規」【資料 A-2-4】及び「同利用証取扱内規」【資料 A-2-5】を施行し、「利用証」を発行して一般市民への開放を行っている。【資料 A-2-6】

2) 「コミュニティ・ホール」は、1 階のコンビニエンスストア、ブックストア、2 階の学生食堂、3 階の多目的ホール共に学外者にも開放している。また、学園が設置する姉妹高校の生徒も多数利用している。

3) 「言語・情報共育センター」【資料 A-2-7】は、本学の開学 20 周年を記念して平成 25(2013)年 1 月にキャンパスの中心にオープンした施設で、「PLASU」の愛称で親しまれている。内と外の境界を融合させることをコンセプトに、学生、教職員が共に育む場となっている。この施設は学生や教職員が主体となり、セミナー、コンサート、展覧会等の様々なイベントに加え、地域交流の場としても積極的に利用されている。本学を訪れた地域の方々にとって、本学の教育施設の全体を概観しながら本学学生や教職員と交流する場ともなっている。

4) 平成 20(2008)年度に完成した「硬式野球場」では、愛知大学野球連盟のリーグ戦が開催され、社会人野球チームの練習にも利用されている。

5) アーチェリー場は、岡崎市文化部スポーツ振興課を通してモンゴル共和国のアーチェリー競技団体が利用しており、選手の強化、アーチェリー競技の普及活動等、活発な活動を行っている。また、ASU アスリートアカデミーアーチェリークラブを設立し、地域の小中学生を中心にアーチェリーの普及活動を開始している。令和 7（2025）年度においては、ASU アスリートアカデミーアーチェリークラブが継続して運営され、本学アーチェリー部の学生とともに参加者が活発に活動している。

6) 毎年 10 月に開催する本学の大学祭「原山祭」においては、大学祭実行委員会の学生が地元自治会や地域の小学校へ招待状を出し、多くの市民が訪れている。また、岡崎市教育委員会の後援を得て、幼稚園児や小学生が造形作品を制作する「わいわい村」を開催し、多数の子ども達を迎えて、地域住民と良好な関係を築いている。令和 3(2021)年度については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、一般の来場者の入場を制限し、学内のみで内容を変更しての実施となった。令和 4(2022)年度については、前年度より継続して感染対策を行いつつ、一般の来場者の入場制限を緩和し実施した。令和 5(2023)年度以降については、新型コロナウィルス感染拡大防止には引き続き留意しつつ、規制を緩和し、より学生主体の企画内容にて実施した。近隣地域からも多くの来場者が見られた。

〈地域社会の各種委員会への専任教員の参加〉

岡崎市を中心に、愛知県及び市町村の行政において学識経験者という立場で本学教員の委員就任要請は多数あり、積極的に参加している。主として教員の専門分野における知識が求められるものであり、都市計画・景観・デザイン等や行政改革推進・国際交流、食育教育推進、その他の様々な行政分野の委員会に参加し、地域社会の振興に貢献している。令和 5(2023)年度においては、岡崎大学懇話会幹事校であることから、岡崎市に

関わる行政分野の各種委員会等に積極的に参加した。

〈各種研究会等〉

1) 藤川まちづくり協議【資料 A-2-8】【資料 A-2-9】
会会員数９１名、団体数６藤川まちづくり協議会会則に従い、旧東海道藤川宿の文化的遺産、及び藤川の将来を展望した、まちづくりの推進を目的としたものです。目的遂行に必要な役員８名の役員と６部会の構成によって成り立っています。毎年、連絡協議会に参加し、意見交換を行っている。

2) アカデミック・トーク
大学と地域とのつながりを継続して持つことを目的に、岡崎市内の大学・短大の教員の研究等を動画として配信する事業に参加。配信はエフエム EGAO 公式ユーチューブチャンネルより行い、毎年、専任教員が担当し、研究内容を発信している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-01】令和 7(2025)年度現代マネジメント講義Ⅰ及び現代マネジメント講義Ⅱ
【資料 A-2-02】令和 7(2025)年度第 25 回地域活性化フォーラム
【資料 A-2-03】令和 7(2025)年度第 25 回学生フォーラム
【資料 A-2-04】図書館学外者利用内規
【資料 A-2-05】図書館学外者利用証取扱内規
【資料 A-2-06】図書館利用案内
【資料 A-2-07】言語・情報共育センター「PLASU」
【資料 A-2-08】藤川まちづくり協議会　https://okazaki.genki365.net/G0000627/
【資料 A-2-09】藤川まちづくり協議会
https://www.youtube.com/playlist?list=PL4mC0x6W6Ad8XFFwbeqk2lRtyr6lXRlBN

②地域社会の企業や公共機関、大学等との連携

前述の「岡崎大学懇話会」【資料 A-2-10】が産業・行政・大学の三者を仲立ちして地域社会の振興を図る役割を果たしており、「地域活性化フォーラム」や「学生フォーラム」の企画と実施を通じて行政や産業界のみならず岡崎市内の７大学の関係が密接になり、地域社会の企業や公共機関・大学等との連携に関して好循環を産んでいる。また、岡崎大学懇話会は、岡崎市および岡崎商工会議所と共同で産学官共同研究助成をしており、企業や他大学との連携の機会となっている。

各学科の学生が関わった地域連携事業の主なものについて、以下にその概要を紹介する。これらの事業のどれもが地域社会の活性化に貢献すると同時に、地域の課題発見・課題解決型授業として、学生の積極性や主体性、社会性の育成に大いに役立っている。

〈建築学科〉

藤川まちづくり協議会との連携協定に基づき、地域の歴史の掘り起こし、まちづくりに協力している。旧東海道の面影を残す江戸時代の町家「米屋」の改修事業は、藤川宿の活性化に貢献すると共に建築学科学生の学習の場としても大いに役立った。この活動は、「第 2 回おかざき景観活動賞」を受賞した。

本学の多数の学生が利用している名鉄名古屋本線藤川駅周辺に開設された「地域交流

センターむらさきかん」や「道の駅」については、平成 18(2006)年以降継続的にこれらの施設の設置構想を検討する研究会・懇話会に、地元自治会・一般市民・行政と共に本学教員や学生が参加し、計画の立案・調整に関わってきた。令和 7 年度には「道の駅」ショップ内に「木びと（kobito)の建築」というタイトルで本学で木工に取り組む学生に見立てた「木びと」たちが木造の小屋を建てていく様子を展示している。

〈スマートデザイン学科〉

岡崎市内の中心市街地に立地する店舗経営者が中心となって結成している「岡崎未来城下町連合」の依頼を受け、商店街活性化のための「街灯フラッグデザイン」を行い、学生のデザインした街灯フラッグが商店街に掲げられている。

岡崎市観光協会の依頼を受け、「さくらピンバッジ」のデザインや「岡崎市男女共同参画推進ロゴマーク」の作成、観光 PR 時に使用するテント・机カバーのデザインなどを行った。

本学がある宿場町「藤川」地区の地域活性化を目的として、藤川まちづくり協議会の依頼により、名鉄名古屋本線「藤川駅」のエレベーター棟壁面に藤川地区特産の「むらさき麦」をモチーフにした大型のグラフィックデザインを行った。

藤川宿との連携は、デザイン学科の PBL（Project-Based Learning）である「デザインプロジェクト」にて取り組んでいる。

JA あいち三河との連携協力では、これまで「法性寺ねぎ」、「岡崎市ブランド化なす」、「岡崎市ブランド化いちご」の PR チラシ等を作成してきたが、令和 4(2022)年度は「自然薯」の PR チラシの作成を行った。令和 5(2023)年度については、「ぶどう」の PR チラシの作成、令和 6（2024）年度については岡崎市初のワイナリー「ドメーヌ・イトウ」で醸造したワインのラベルデザインを担当した。

〈総合経営学科〉

2 年次の専門ゼミナール入門の授業の一環として、岡崎青年会議所との共同企画「え？！これも憲法なんだ！！」を開催した。岡崎青年会議所のメンバーによる憲法の意義の解説の後、少人数のグループに分かれて身近なテーマに関するディスカッションを行い、憲法に対する理解を深めた。引き続き、岡崎青年会議所と連携・協力した活動を行っていく予定である。

〈全学科共通 学生ボランティア〉

「ボランティア活動」は、学生にとって学内の授業では得られない地域社会の人々との貴重な交流の場であり、地域社会から要請のある各種の行事・企画に対する学生ボランティアについて、地域共同教育研究センターがその内容を検討し、大学として参加するべきもの、個人として参加するもの等の分類をして積極的に学生に紹介している。

以下は、地域社会の活性化の目的のため、本学の学生ボランティアが多数参加している主な行事・企画である。毎年発行している本学の広報誌『学報』【資料 A-2-11】に活動内容を掲載し、学生へ積極的に紹介している。

① 岡崎市「ご当地ナンバープレート」のデザイン
岡崎市制 100 周年記念事業の一環として行われた「ご当地ナンバープレート」のデザインに、本学デザイン学科の学生が授業の課題として取り組み、2 年生の作品が採用された。

② 「岡崎ぶどうパイ」のパッケージデザイン
新しい岡崎みやげとして発売された「岡崎ぶどうパイ」のパッケージデザインを本学デザイン学科の学生が手掛け、道の駅「藤川宿」等で販売された。

③ 「家康行列」の武将隊列へ参加
桜の季節に行われる岡崎の春の風物詩「家康行列」は、勇猛な三河武士団の出陣式や行進等による絢爛豪華な時代絵巻である。公募で選ばれた家康公をはじめとする武士団、姫列等 800 余名が、市の中心部を練り歩く、岡崎の観光行事である。本学学生は、その主要な武将の隊列に参加し、家康行列の活性化に大いに貢献している。

④ 「岡崎城下家康公夏まつり」にてシンボル作品を制作
観光花火大会を中心に、岡崎城がある岡崎公園や岡崎市内の各地でみこしや行列、盆踊り、各種イベント等、様々な催し物が開催される岡崎の夏の風物詩である岡崎城下家康公夏まつりにおいて、本学学生は中心会場のシンボル的作品を制作し、地域社会の活性化に大いに貢献している。

⑤ 岡崎市制 100 周年イベント「岡崎若者会議」を開催
本学学生が中心となり、岡崎市施 100 周年の記念イベント「岡崎若者会議」を開催した。地元内外から経営者をお招きし、地元の活性化について若者ならではの議論を展開した。

⑥ 家康公四百年祭「田んぼアート」に参加
本学の最寄りで、道の駅「藤川宿」にも近い国道一号沿いで行われた田んぼアートに本学学生がボランティアで参加した。

⑦ 「岡崎市政だより」の表紙デザイン
平成 27(2015)年に包括協定を締結した岡崎市の依頼で、毎月市民向けに発行される「岡崎市政だより」の表紙デザインを本学学生が担当した。

⑧ 道の駅「藤川宿」のバナーをデザイン
道の駅「藤川宿」の入口に飾られる、藤川宿をイメージした格子戸やむらさき麦をモチーフにしたバナーを、本学学生がデザインした。

⑨ 豊川市発行「マンガで分かる！公共施設適正配置」の制作
岡崎市に隣接する豊川市が、平成 28(2016)年度に策定した「豊川市中長期保全計画」「小坂井地区公共施設再編整備基本計画」の対象地である小坂井地区を舞台に、主人公の恋物語を絡めながら市の公共施設マネジメントの取組みについてわかりやすく説明した「マンガで分かる！公共施設適正配置」を本学学生が制作した。

⑩ 「十王堂」の復元イベントに参加
藤川宿にある歴史的建造物「十王堂」の復元を、建築学科の宇野勇治教授と中村武司招聘教授が行い、本学学生はボランティアで餅投げイベントや藤川小学校の児童と共に瓦を載せるイベントに参加した。

⑪ 名鉄藤川駅の「エレベーター棟壁面」のデザイン
本学の最寄り駅である名鉄藤川駅の跨線橋の「エレベーター棟壁面」には、本学学生によるむらさき麦をモチーフにしたデザインが飾られている。

⑫ 「法性寺ねぎ」PR チラシのデザイン

岡崎市の特産品「法性寺（ほっしょうじ）ねぎ」を PR するチラシのデザインを、本学学生が制作した。

⑬ 岡崎市議会議員との意見交換会「おかざき未来“夢”プロジェクト」
岡崎市議会議員と本学は、岡崎市の施策に関する情報交換のための「おかざき未来“夢”プロジェクト」を開催した。議員による岡崎市の現状を将来プランの説明の後、本学学生との意見交換会が行われた。

⑭ 幸田町「三ヶ根駅エリア未来工房」へ参加
岡崎市の南側に接している幸田町の三ヶ根駅および周辺エリアのこれからのまちづくりを考えるための空間づくりを「三ヶ根駅前コミュニティーホーム 2 階」にて行い、県産材を用いたラウンドテーブルや事務用デスクの作成などを本学学生と協働して制作し、地域の活性化に大いに貢献している。

⑮ 「松應寺版築土塀」の復原に参加
徳川家康の父、広忠公の廟所を囲む版築土塀が崩壊の危機に瀕しており、これを復原するための工事に本学学生がボランティアとして協力した。「版築」とは、型枠の中に土を少し入れては鉄の棒などで突いて固める作業を繰り返す、地道で古い歴史のある工法である。平成 30(2018)年度には試験的な制作を学生らが行い、令和元(2019)年度は本格工事が行われ、学生もボランティアとして積極的に協力した。

⑯ 足踏み式消毒用ポンプの寄贈
市民の新型コロナウイルスへの感染防止に役立てるため、建築学科の学生が中心となり、森本技術指導員の指導のもと、足踏み式アルコール消毒用ポンプを制作し、岡崎市に寄贈した。寄贈したポンプは、岡崎市役所を始め、リブラやイオン岡崎など、市内数カ所に設置されている。

⑰ さくらピンバッジをデザイン
岡崎市観光協会が毎年制作・販売している「さくらピンバッジ」のデザインをデザイン学科の学生数名がデザイン案を制作し、その中から 1 点のデザイン案が採用された。制作されたデザインのピンバッジは、岡崎市内各所にて販売され、すべて完売となった。

⑱ 『岡崎市ブランド化なす』PR チラシ制作
JA あいち三河とスマートデザイン学科が協力し、「岡崎市ブランド化なす」PR チラシのデザインを制作した。制作されたチラシは、道の駅「藤川宿」を含め、岡崎市内の公共施設にて配布されている。

⑲ 『岡崎市ブランド化自然薯』PR チラシ制作
JA あいち三河とスマートデザイン学科が協力し、「岡崎市ブランド化自然薯」PR チラシのデザインを制作した。制作されたチラシは、道の駅「藤川宿」を含め、岡崎市内の公共施設にて配布されている。

⑳ 『岡崎市ブランド化ぶどう』PR チラシ制作
JA あいち三河とスマートデザイン学科が協力し、「岡崎市ブランド化ぶどう」PR チラシのデザインを制作した。制作されたチラシは、道の駅「藤川宿」を含め、岡崎市内の公共施設にて配布されている。

21 『岡崎探検隊！！』への学生参加
岡崎市内の大学に在籍する学生による、大河ドラマ「どうする家康」をきっかけとした岡崎の魅力を発信するプロジェクトに参加し、取材活動やSNSによる様々な分野の情報発信を行っている。令和 5(2023)年度には、大河ドラマの終了後においても継続して情報発信活動を継続しており、本学からも学生が参加している。

22 純岡崎産ワイン「葵の雫」ラベルをデザイン
市内で収穫したぶどうを岡崎市初のワイナリー「ドメーヌ・イトウ」で醸造したワインのラベルデザインを担当。教員のサポートのもと提出した学生たちの複数案から、果樹振興会等での審議の結果、選定された。

23 「おかふくフェス」のチラシをデザイン
岡崎市の 3 つの障がい者支援施設が合同で手掛けるイベント「おかふくフェス」のチラシをデザイン。

24 おかざき世界子ども美術博物館創立 40 周年を記念する事業の一環として、岡崎地域文化広場ふれあい広場・野外ステージの壁画デザインおよび塗替え作業を岡崎市より受託し、プロジェクトを進めた。大屋根と野外ステージが完成した 2025 年 11 月 9 日にオープニングイベント開催。

25 岡崎市の救急車のカラーラッピングデザインを実施。藤の花をモチーフに EMS エンブレムを配置し、亀甲紋で魔除け・長寿・勝利を表現。消防士の献身的な活動と市民への想いを藤の花で表現されている。令和 8 年 1 月 11 日開催の岡崎市消防出初・閲覧式ではカラーラッピング車に学生が乗車しお披露目され、後日感謝状が贈呈された。

26 2025 年度私立大学図書館協会西地区部会研究会は、東海地区協議会研究会と合同で、本学を会場としてオンラインにて開催。対象は加盟館に勤務する図書館職員とし、テーマは「前を向いて進む図書館 ～図書館の可能性を示す新たな試み～」。

27 愛知万博 20 周年記念事業である「地球を愛する学園祭」に 3 学科合同で 25 名の学生メンバーが集い参加。子供様向けのワークショップ（コマづくり）や、展示、物販などを行った。3 日間で約 150 組が来場。第 4 ターム出展大学の中で来場者投票により最も印象に残るブースに与えられる「MIT 賞」を受賞。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 A-2-10】岡崎大学懇話会ホームページ　https://okazaki-dk.com/
【資料 A-2-11】愛知産業大学『学報』2018（VOL.15）～2026（VOL.23）

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の使命・目的を踏まえた地域社会との連携に関する指針は、建学の精神を始めとして本学の教育理念として明確化している。

学内的には地域共同教育研究センターを組織的に整備し、また、学外的にも岡崎大学懇話会等にメンバーとして参画し、地域社会との連携・協働を組織的に行っている。

地域から依頼のある行事・事業・協働等への人的資源の提供については、地域共同教

育研究センターが窓口となり、大学を挙げて積極的に対応している。

本学学生が関わった地域との協働やデザイン提案等の地域連携事業が多くあり、これらの事業のどれもが地域社会の活性化に貢献すると同時に、地域の課題発見・課題解決型授業として学生の積極性や主体性、社会性の育成に役立っている。

教員は継続して地域への積極的な教育研究公開に努めており、学生も研究発表やボランティア参加の機会を捉えることができる体制が整っている。

本学の施設は、地域住民を始め、可能な限り一般に開放している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

地域の企業や団体からの依頼案件を一元的に管理し、ウィンウィンな取引ができる仕組みづくりに課題がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域社会の活性化に向けて、各自治体がスピード感を持って多様な企画を展開する中で、地域共同教育研究センターと岡崎大学懇話会、岡崎市及び岡崎商工会議所等との情報共有・連携がスムーズに行えるよう改善に努める。

近年、地域社会との連携活動の多様性が大きく展開し、地域社会の範囲が拡大したことで、愛知県はもとより東海 4 県を超えた圏域を視野に入れた地域連携について検討する。なお、これまで継続してきた地域連携事業は、新型コロナウィルス感染拡大以降、活動を自粛していたが、感染回避に関連した規制の緩和により、徐々に連携活動を再開している。

地域社会の情報やニーズに対し、地域共同教育研究センターが一元的に集約し、適切に対応できるよう改善に努め、その活動の範囲や規模を更に拡充していく。

岡崎市との包括協定や藤川まちづくり協議会等との連携協定を締結し様々な取組みを行っているが、岡崎市内の企業との関係が深い岡崎商工会議所からの連携事業に関する要望は多く、地域社会や地元企業とのより良い相互利益~~連携~~を求めるため、~~、~~案件ごとの費用負担などのルール作りを行い、責任ある協同および委託作業ができる環境を構築する予定である。

教員と地域社会との関係は良好であるが、学生の出身地、活動エリア、就職先の状況からみると、これまでの地域連携における「地域」が主に岡崎市とその周辺に限定される傾向があるため、「地域」の広がりについてはなお検討する。そのため、地域貢献や地域社会とのより積極的な連携に向けて、今後は岡崎市のみならず愛知県等の広域、それらに所在する企業等も含め、他の地方自治体と包括協定を積極的に締結し、より効果的な地域交流・貢献の実現を目指す。

企業や他大学との教育研究上の連携は、多くの場合「岡崎大学懇話会」を通じて行っており、岡崎市内の他大学や岡崎商工会議所を仲立ちとした企業との協力も極めて友好的で良好な関係にある。今後は本学単体と企業や他大学との協力・連携を視野に入れ検討していく。

Ⅴ．特記事項

1. 高校との連携協定締結について

愛知県内の高校を中心に、以下の 4 項目を柱とした高大連携協定を締結し、連携事業を展開している。

- 高校からの「科目履修生等」の大学受け入れ
- 大学教員による出張講義の実施
- 教育に関する情報交換
- DX ハイスクールへの授業・教員支援
- その他、双方が協議・合意した事項

令和 5（2023）年度に 11 校、令和 6（2024）年度に 9 校と協定を締結。令和 7 年度には新たに 5 校と締結し、協定校は計 25 校となった。

このうち 11 校は DX ハイスクールに選定されており、DX に関連する授業の実施や教員への支援を展開した。協定校からは科目履修生 39 名を受け入れ、出張講義は遠隔授業を含め、延べ 1,000 名を超える高校生が受講した。

2. 外部有識者との連携

本学では、岡崎市、岡崎商工会議所をはじめとする多数の外部有識者の参画を得て、「諮問会議」を設置し、大学の内部改革に向けた意見交換および課題共有を進めている。

本会議では、本学の就職・進路状況や入学状況について報告するとともに、地域における学生募集の動向や大学を取り巻く環境について意見交換を実施した。また、令和 9 年度開設予定の情報学部をはじめとする大学改組の進捗状況について説明を行い、新学部開設に向けた取組について認識を共有した。

さらに、DXH シンポジウムや高大連携の取組、入学生確保に向けた施策、新学部開設に伴う施設・ネットワーク整備、新センターの設置、金融機関との連携など、本学の将来構想や地域連携の推進に関する取組について意見交換を行い、大学を取り巻く課題や今後の方向性について共有を図った。

3. . 教員および学生の受賞等

本学に所属する以下の教員、学生が研究発表等により受賞した。

- 【西村雅史教授】2025 IEEE 14th Global Conference on Consumer Electronics にて”Outstanding Prize, Excellent Paper Awards”を受賞
- 【ACC（建築競技部）山本愛唯・岡本寿郎】第 63 回技能五輪全国大会「建築大工」職種に出場
- 【スマートデザイン学科　神尾若葉】第 8 回東海地区音声関連研究室卒業論文（中間）発表会（日本音響学会東海支部後援）において研究発表を行い，優秀発表賞を受賞
- 【宇野 勇治教授ら】2025 年 日本建築学会 教育賞(教育貢献）を受賞，『左官ものづくり教育プログラムの開発と実践』
- 【アーチャリー部】2026 年 6 月に静岡で開催されたた大学王者を決めるアーチェリー大会（UNIVAS CUP STAGE02）全国優勝
- 【通信教育部建築学科　松永彩歌】第 1 回 想像都市デザインコンペティション「Visional City Design Competition」において「COZUCHI 賞」を受賞

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コ-ド	タイトル	
	該当する資料名及び該当ペ-ジ	備考
【資料 F-01】	寄附行為	
	学校法人愛知産業大学寄附行為	
【資料 F-02】	大学案内	
	愛知産業大学大学案内 2026 愛知産業大学大学院案内 2026 愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026	【資料 F-02-01】 【資料 F-02-02】 【資料 F-02-03】
【資料 F-03】	大学学則、大学院学則	
	愛知産業大学学則 愛知産業大学大学院学則 愛知産業大学通信教育部規程	【資料 F-03-01】 【資料 F-03-02】 【資料 F-03-03】
【資料 F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	愛知産業大学入学試験要項 2026 愛知産業大学大学院案内 2026 愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026	【資料 F-04-01】 【資料 F-04-02】 【資料 F-04-03】
【資料 F-05】	学生便覧	
	愛知産業大学キャンパスガイド 2025 愛知産業大学大学院学生便覧 2025 愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）	【資料 F-05-01】 【資料 F-05-02】 【資料 F-05-03】
【資料 F-06】	大学組織図	
	教育研究組織	
【資料 F-07】	事業計画書	
	令和 8(2026)年度事業計画	
【資料 F-08】	事業報告書	
	令和 7(2025)年度学園事業報告書	
【資料 F-09】	中期的な計画	
	第三次学園中期計画（令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人愛知産業大学規程集（目次） 愛知産業大学規程集（目次）	【資料 F-10-01】 【資料 F-10-02】
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	令和７年度学校法人愛知産業大学役員名簿 令和７年度理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11-01】 【資料 F-11-02】
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	財務計算に関する書類（令和２年度～令和６年度） 監査報告書（令和２年度～令和６年度）	【資料 F-12-01】 【資料 F-12-02】
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシ-一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	愛知産業大学造形学部スマートデザイン学科設置に係る設置計画履行状況報告書（令和 4 年 5 月 1 日）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コ-ド	該当する資料名及び該当ペ-ジ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-01】	愛知産業大学ホームページ（理念・使命） https://www.asu.ac.jp/univ/mission/	
【1-1-02】	愛知産業大学大学案内 2026	
【1-1-03】	愛知産業大学入学試験要項 2026	
【1-1-04】	令和 7 年度愛知産業大学大学院案内・学生募集要項	
【1-1-05】	愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026	
【1-1-06】	令和 7(2025)年度新入生保護者の皆様へ	
【1-1-07】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025	
【1-1-08】	愛知産業大学大学院学生便覧 2025	
【1-1-09】	愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）	
【1-1-10】	教務マニュアル 2025 年度版	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-11】	自己点検・評価委員会規程（令和 6 年 4 月 1 日施行）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	第一次学園中長期計画（平成 23 年度～28 年度）	
【1-1-b】	第二次学園中長期計画（平成 30 年度～33 年度）	
【1-1-c】	将来計画委員会議事録（平成 29 年度第 4 回、平成 31 年度第 1 回）	
【1-1-d】	第三次学園中期計画（令和 5 年度～9 年度）	
【1-1-e】	三つのポリシー	
【1-1-f】	学校法人愛知産業大学組織規程	
【1-1-g】	教養教育センター規程	
【1-1-h】	地域共同教育研究センター規程	
【1-1-i】	経営研究所規程	
【1-1-j】	造形学研究所規程	
【1-1-k】	愛知産業大学・短期大学図書館規程	
【1-1-l】	理事会便り Vol.2（新「建学の精神」公募について）	
【1-1-m】	理事会便り Vol.4（新しい「建学の精神」の誕生）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コ-ド	該当する資料名及び該当ペ-ジ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-01】		
内部質保証のための組織図		
【2-1-02】	愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-03】	評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	愛知産業大学学則	

【2-1-b】	自己点検・評価委員会規程	
【2-1-c】	自己点検評価書本編担当者	
【2-1-d】	愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果） https://www.asu.ac.jp/univ/jihee/	
【2-1-e】	学校法人愛知産業大学組織規程	
【2-1-f】	IR 委員会規程	
【2-1-g】	愛知産業大学アセスメント・ポリシー	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-01】	愛知産業大学学則	
【2-2-02】	自己点検・評価委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-03】	令和 7 年度自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-04】	自己点検・評価委員会議事録（令和 7 年度）	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-05】	令和 7 年度自己点検評価書の学内周知文書	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-06】	IR 委員会規程	
【2-2-07】	愛知産業大学ホームページ（情報公開） https://www.asu.ac.jp/univ/information/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果） https://www.asu.ac.jp/univ/jihee_application	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-01】	愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-02】	学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-01】	愛知産業大学の内部質保証の全体システム（図 2-3-1）	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-03】	諮問会議に関する指針	
三つのポリシ-を起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-04】	令和 7 年度カリキュラム部会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-04】	令和 7 年度カリキュラム部会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-05】	愛知産業大学ホームページ（大学機関別認証評価結果） https://www.asu.ac.jp/univ/jihee/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	令和 7 年度学修・生活アンケート	
【2-3-b】	令和 7 年度前期 授業評価アンケート	
【2-3-c】	令和 7 年度後期 授業評価アンケート	
【2-3-d】	担任規程	
【2-3-e】	文部科学省認可　通信教育補助教材　愛産 PAL	
【2-3-f】	愛知産業大学ホームページ（学生相談室のご案内） https://www.asu.ac.jp/students/counselling	
【2-3-g】	修学上の特別な配慮に関する申合せ	

【2-3-h】	学生の声	
【2-3-i】	ひとことカード	
【2-3-j】	令和 7 年度保護者会実施要項	
【2-3-k】	卒業時アンケート	
【2-3-l】	令和 7 年度卒業時アンケートについて	
【2-3-m】	卒業時アンケート（経年比較）	
【2-3-n】	愛知産業大学の教育と卒業生についてのアンケート調査結果	
【2-3-o】	令和 7(2024)年度第 1 回諮問会議開催案内	
【2-3-p】	愛知産業大学アセスメント・ポリシー	
【2-3-q】	自己点検・評価委員会規程	

基準 3. 学生

基準項目		
コ-ド	該当する資料名及び該当ペ-ジ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシ-を示す部分の URL		
【3-1-01】	愛知産業大学公式ホームページ（大学案内＞教育方針） https://www.asu.ac.jp/univ/educational_policy	
アドミッション・ポリシ-を策定する会議体の規則		
【3-1-02】	評議会規程	
【3-1-03】	カリキュラム部会細則	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-04】	入試広報委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	三つのポリシー	
【3-1-b】	愛知産業大学大学案内 2026	
【3-1-c】	愛知産業大学入学試験要項 2026	
【3-1-d】	愛知産業大学大学院案内 2026	
【3-1-e】	愛知産業大学通信教育部入学案内／学生募集要項 2026	
【3-1-f】	作問部会細則	
【3-1-g】	入試実施部会細則	
【3-1-h】	判定部会細則	
【3-1-i】	アドミッション・オフィス部会細則	
【3-1-j】	入学者選抜規程	
【3-1-k】	通信教育部 入学に関する規程	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-01】	Aichi Sangyo University Education Program	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-02】	教務委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-03】	ティーチング・アシスタント規程	
【3-2-04】	スチューデント・アシスタント（SA）に関する規程	
オフィスアワ-を学生に周知したこと示す文書		
【3-2-05】	2025 年度前期オフィスアワー一覧表 2025 年度春学期オフィスアワー一覧表	
【3-2-06】	2025 年度後期オフィスアワー一覧表 2025 年度秋学期オフィスアワー一覧表	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		

【3-2-07】	修学上の特別な配慮に関する申合せ	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-09】	学生委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	担任規程	
【3-2-b】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025	
【3-2-c】	愛知産業大学ホームページ（学生生活サポート） https://www.asu.ac.jp/students/support	
【3-2-d】	令和 7(2025)年度前期・春学期ガイダンス実施要項	
【3-2-e】	令和 7(2025)年度後期・秋学期ガイダンス実施要項	
【3-2-f】	通信教育委員会規程	
【3-2-g】	通教オンライン（トップページ） https://online.asu.ac.jp/uprx/	
【3-2-h】	文部科学省認可　通信教育補助教材　愛産 PAL	サンプルとして PAL133 号
【3-2-i】	愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）	
【3-2-j】	R7 前期ガイダンス等日程案内＜履修登録の注意事項＞	
【3-2-k】	R7 後期ガイダンス日程と履修登録のご案内 ■履修登録（教務課）	
【3-2-l】	R7 前期ガイダンス教養科目の履修における注意事項	
【3-2-m】	R7 後期教養・共通科目の履修における注意事項	
【3-2-n】	令和 7(2025)年度第 12 回教務委員会議事録	
【3-2-o】	令和 7 年度第 15 回研究科委員会議事録	
【3-2-p】	令和 7(2025)年度第 1 回教務委員会議事録	
【3-2-q】	令和 7(2025)年度第 1 回造形学部教授会議事録	
【3-2-r】	令和 7 年度第 1 回経営学部教授会議事録	
【3-2-s】	令和 7(2025)年度第 7 回教務委員会議事録	
【3-2-t】	令和 7 年度第 16 回造形学部教授会議事録	
【3-2-u】	令和 7 年度第 10 回経営学部教授会議事録	
【3-2-v】	令和 6(2024)年度第 11 回教務委員会議事録	
【3-2-w】	令和 7(2025)年度第 4 回教務委員会議事録	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
・		
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
・		
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-01】	キャリア委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-02】	2025 年度インターンシップ企業研究会実施要項	
【3-3-03】	2025 年度セミナー一覧	
3-4. 学生サ-ビス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-01】	学生生活支援に関する方針・計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-02】	学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-03】	スポーツ強化指定団体に関する規程	
【3-4-04】	スポーツ団体強化費細則	
【3-4-05】	課外活動団体援助費細則	

奨学金に関する規則		
【3-4-06】	学校法人愛知産業大学　大学の奨学金規程	
【3-4-07】	学内ワークスタディ奨学金規程	
【3-4-08】	学校法人愛知産業大学　私費外国人留学生授業料減免に関する規程	
【3-4-09】	高等教育の修学支援制度に関する規程	
【3-4-10】	愛知産業大学校友会　奨学金規程	
【3-4-11】	大学の奨学金規程取扱細則	
【3-4-12】	学園設置校出身者の入学者に対する奨学金規程取扱細則	
【3-4-13】	私費外国人留学生授業料減免に関する規程の取扱細則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	奨学金実績（前年度実績）	
【3-4-b】	学生委員会議事録＜第 4 回、第 9 回＞	
【3-4-c】	R7 学生相談室の利用状況	
【3-4-d】	機器の更新	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-01】	教育研究活動に係る大学施設使用規程	
【3-5-02】	恒誠館使用規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-03】	BYOD の実施について	
図書館に関する規則		
【3-5-04】	愛知産業大学・短期大学図書館利用規程	
図書館利用案内		
【3-5-05】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025 pp.61-62 図書館	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-06】	愛知産業大学　建物の耐震化率	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	恒誠館使用の心得	
【3-5-b】	恒誠館トレーニングルーム使用上の注意	
【3-5-c】	大学施設使用に関する申合せ	
【3-5-d】	言語・情報共有センター利用の心得	
【3-5-e】	令和 7 年度 愛知産業大学防災訓練実施要項	
【3-5-f】	学校法人愛知産業大学エネルギー使用の合理化に関する規程	
【3-5-g】	エネルギー部会細則	
【3-5-h】	ICT 環境整備部会細則	
【3-5-i】	ICT 環境整備状況	
【3-5-j】	ICT 環境整備部会第 2 回議事録	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-01】	愛知産業大学ホームページ（情報公開） https://www.asu.ac.jp/univ/information/detail/6	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-02】	評議会規程	

【4-1-03】	カリキュラム部会細則	
【4-1-04】	通信教育部カリキュラム部会細則	
学生にディプロマ・ポリシ-の内容を説明する文書など		
【4-1-05】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025	
【4-1-06】	愛知産業大学大学院学生便覧 2025	
【4-1-07】	愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-08】	学位規程	
【4-1-09】	学位規程（大学院）	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-10】	卒業に関する規程	
【4-1-11】	学位審査体制等の確立に関する規程	
【4-1-12】	他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	
【4-1-13】	編入学の単位認定に関する申合せ	
【4-1-14】	通信教育部　試験及び成績評価に関する規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-15】	教務委員会規程	
【4-1-16】	教授会規程	
【4-1-17】	通信教育委員会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	教務マニュアル 2025 年度版	
【4-1-b】	試験及び成績評価に関する細則	
【4-1-c】	愛知産業大学シラバス 2025 https://unipa.asu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml https://online.asu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml	通信教育部
【4-1-d】	成績異議申立に関する内規	
【4-1-e】	資格取得に対する科目の単位認定に関する細則	
【4-1-f】	GPA に関する細則	
【4-1-g】	授業科目の履修に関する規程	
【4-1-h】	通信教育部　授業科目の履修に関する規程	
【4-1-i】	Aichi Sangyo University Education Program	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシ-を示す部分の URL		
【4-2-01】	愛知産業大学ホームページ（情報公開） https://www.asu.ac.jp/univ/information/detail/5	
カリキュラム・ポリシ-を策定する会議体の規則		
【4-2-02】	評議会規程	
【4-2-03】	カリキュラム部会細則	
【4-2-04】	通信教育部カリキュラム部会細則	
学生にカリキュラム・ポリシ-の内容を説明する文書など		
【4-2-05】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025	
【4-2-06】	愛知産業大学学習のしおり 2025（通信教育部）	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリ-など		
【4-2-07】	愛知産業大学カリキュラム・マップ	
【4-2-08】	愛知産業大学大学院ナンバリング体系	
履修に関する規則		
【4-2-09】	授業科目の履修に関する規程	

【4-2-10】	通信教育部　授業科目の履修に関する規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-11】	カリキュラム部会細則	
【4-2-12】	教務委員会規程	
【4-2-13】	通信教育部教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-14】	シラバス記入要領	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-15】	教養教育部会細則	
【4-2-16】	教養教育センター規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	三つのポリシー	
【4-2-b】	Aichi Sangyo University Education Program	
【4-2-c】	教職課程履修規程	
【4-2-d】	多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する細則	
【4-2-e】	多様なメディアを高度に利用して行う授業（メディア授業）の実施等に関するガイドライン	
【4-2-f】	UD 部会細則	
【4-2-g】	公欠・忌引等の取扱い	
【4-2-h】	授業科目の履修登録単位数の上限に関する細則	
【4-2-i】	シラバス：建築学ゼミナール A～F、デザイン学ゼミナール A～F	
【4-2-j】	ティーチング・アシスタント規程	
【4-2-k】	大学院造形学研究科補完教育プログラム	
【4-2-l】	学内聴講に関する内規	
【4-2-m】	共同研究規程	
【4-2-n】	長期履修学生規程	
【4-2-o】	令和 7(2025)年度（前期）授業科目別受講人数	
【4-2-p】	令和 7(2025)年度（後期）授業科目別受講人数	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-01】	三つのポリシー ・ディプロマ・ポリシー ・大学院造形学研究科・専攻のディプロマ・ポリシー	
【4-3-02】	ディプロマ・ルーブリック	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-03】	愛知産業大学キャンパスガイド 2025	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-04】	愛知産業大学アセスメント・ポリシー	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-05】	ＩＲ委員会規程	
【4-3-06】	UD 部会細則	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-07】	新・ASU 学修到達度グラフ（サンプル）	

学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィ-ドバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-08】	令和 7 年度 UD 部会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	総合的な戦略に関する指針	
【4-3-b】	令和 7 年度学修・生活アンケート結果	
【4-3-c】	令和 7 年度学修・生活アンケートの集計および分析報告書	
【4-3-d】	学生による授業評価に関する規程	
【4-3-e】	令和 7 年度前期 授業評価アンケート	
【4-3-f】	令和 7 年度後期 授業評価アンケート	
【4-3-g】	学生による授業評価に基づく授業担当教員の表彰に関する細則	
【4-3-h】	愛知産業大学ホームページ（情報公開） https://www.asu.ac.jp/univ/information/	
【4-3-i】	平均学習到達度（学科別）	
【4-3-j】	自己点検・評価委員会規程	
【4-3-k】	**時間割シート**	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コ-ド	該当する資料名及び該当ペ-ジ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-01】	教育研究の運営組織体制（図 5-1-1）	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-02】	評議会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-03】	学校法人愛知産業大学組織規程	
【5-1-04】	愛知産業大学学則 愛知産業大学大学院学則 愛知産業大学通信教育部規程	【資料 F-03-01】 【資料 F-03-02】 【資料 F-03-03】
教授会に関する規則		
【5-1-05】	教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-06】	教授会開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-07】	学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-08】	事務組織体制（図 5-1-2）	
事務分掌に関する規則		
【5-1-09】	学校法人愛知産業大学組織規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-10】	学校法人愛知産業大学就業規則	
【5-1-11】	学校法人愛知産業大学事務職員の昇任に関する内規	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	人事委員会規程	

【5-1-b】	4 月全体会開催通知	
【5-1-c】	学校法人愛知産業大学組織規程	
【5-1-d】	愛知産業大学学則	
【5-1-e】	愛知産業大学大学院学則	
【5-1-f】	愛知産業大学通信教育部規程	
【5-1-g】	通信教育委員会規程	
【5-1-h】	委員会規程	
【5-1-i】	令和 7 年度各種委員会等委員一覧	
【5-1-j】	運営会議規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-02】	愛知産業大学教員採用及び昇任規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-01】	人事委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教員資格審査委員会の運営に係る内規	
【5-2-b】	任期教員の再雇用の手順に係る内規	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針･計画		
【5-3-01】	令和 7 年度 FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動の実施計画について	
【5-3-02】	愛知産業大学 FD･SD に関する基本方針及び実施計画令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録	
【5-3-03】	令和 7 年度 UD 部会議事録　SD 講演会・FD 講演会について	
FD の実施報告書		
【5-3-04】	令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録第 1 回 FD 研修会 実施報告書	
SD の方針･計画		
【5-3-05】	令和 7 年度 FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動の実施計画について	
【5-3-06】	愛知産業大学 FD･SD に関する基本方針及び実施計画令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録	
【5-3-07】	令和 7 年度 UD 部会第 2 回議事録　SD 講演会・FD 講演会について	
【5-3-08】	令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録　第 3 回 SD 研修会障害者差別解消法	
SD の実施報告書		
【5-3-09】	令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録第 1 回 SD 研修会 実施報告書	
【5-3-10】	令和 7 年度 UD 部会第 5 回議事録第 2 回 SD 研修会 実施報告書	
【5-3-11】	令和 8 年度 UD 部会第 1 回議事録第 3 回 SD 研修会 実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	UD 部会規程	
【5-3-b】	学校法人愛知産業大学教職員評価規程	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-01】	ICT 環境整備状況調査結果(20251016 作成)	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-02】	ICT 環境整備部会 議事録(20251029 作成)	
【5-4-03】	ICT 環境整備部会 議事録(20260309 作成)	

研究倫理に関する規則		
【5-4-04】	人を対象とする研究倫理規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-05】	個人研究費取扱要領	
【5-4-06】	教員研究費規程	
【5-4-07】	共同研究規程	
【5-4-08】	受託研究取扱規程	
【5-4-09】	公的研究費等の管理・監査に関する規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-○】		
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-10】	令和 8 年度　科学研究費助成事業の公募について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-11】	研究関係データ（20260525 更新）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	ICT 環境整備部会細則	
【5-4-b】	コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画	
【5-4-c】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-01】	401　学校法人愛知産業大学 就業規則	
【6-1-02】	908　学校法人愛知産業大学 コンプライアンス規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-03】	121　学校法人愛知産業大学 情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-04】	愛知産業大学ホームページ HOME＞大学案内＞情報公開 https://www.asu.ac.jp/univ/information	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-05】	学校法人愛知産業大学ホームページ HOME＞情報公開＞財務情報 https://asu-g.jp/index.php/zaimu	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-06】	901　学校法人愛知産業大学 内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-07】	内部統制に関する組織体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-08】	902　学校法人愛知産業大学 理事会運営規則	
【6-1-09】	903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営規則	
【6-1-10】	904　学校法人愛知産業大学監事監査等職務規則	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-11】	804　学校法人愛知産業大学 ハラスメントの防止及び対策等に関する規程	

【6-1-12】	322-3　ハラスメントの防止及び対策等に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-13】	811　学校法人愛知産業大学 個人情報の保護に関する規程	
【6-1-14】	812　学校法人愛知産業大学 特定個人情報の取扱に関する規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-15】	909　学校法人愛知産業大学 リスク管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-16】	504　危機管理マニュアル	
【6-1-17】	802　大規模地震防災に関する行動指針	
【6-1-18】	504-1　大規模地震等の対策に係るマニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	821　学校法人愛知産業大学　公益通報者保護に関する規程	
【6-1-b】	ガバナンス・コード点検結果報告書	
【6-1-c】	322 ハラスメント防止・対策委員会規程	
【6-1-d】	322-1　ハラスメント相談員規程	
【6-1-e】	322-2　ハラスメント調査委員会規程	
【6-1-f】	506　愛知産業大学 消防計画	
【6-1-g】	401-18　緊急時の授業等の取扱に関する細則	
【6-1-h】	愛知産業大学 AED 設置図	
【6-1-i】	803　学校法人愛知産業大学ストレスチェック制度実施規程	
【6-1-j】	513　教職員衛生管理規程	
【6-1-k】	308-2　衛生管理部会細則	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-01】	学校法人愛知産業大学の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-02】	予算を承認した議事録 令和 6 年度第 7 回理事会議事録（令和 7 年 3 月 28 日開催）	
【6-2-03】	決算を承認した議事録 令和 8 年度第 1 回理事会議事録（令和 8 年 5 月 22 日開催）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-04】	903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営規則	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-05】	理事を選任した議事録 令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-06】	第三次中期計画を承認した議事録 令和 4 年度第 7 回理事会議事録（令和 5 年 3 月 24 日開催）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-07】	理事長が職務執行状況を報告した議事録 令和 7 年度第 3 回理事会議事録（令和 7 年 7 月 10 日開催） 令和 7 年度第 4 回理事会議事録（令和 7 年 9 月 26 日開催） 令和 7 年度第 6 回理事会議事録（令和 7 年 12 月 12 日開催） 令和 7 年度第 8 回理事会議事録（令和 8 年 3 月 13 日開催）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	002　学校法人愛知産業大学 組織規程	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-01】	評議員を選任した議事録 令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）	

監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-02】	監事を選任した議事録 令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）	
【6-3-03】	会計監査人を選任した議事録 令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-04】	予算を審議した評議員会の議事録 令和 6 年度第 4 回評議員会議事録（令和 7 年 3 月 28 日開催）	
【6-3-05】	決算を審議した評議員会の議事録 令和 8 年度第 1 回評議員会議事録（令和 8 年 6 月 4 日開催）	
監事監査に関する規則		
【6-3-06】	904　学校法人愛知産業大学 監事監査等職務規則	
監事監査計画書		
【6-3-07】	監事監査計画書（令和 7 年度）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	令和 7 年度 内部監査 年度監査計画書	
【6-3-b】	令和 7 年度 内部監査報告書	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-01】	令和 7 年度予算編成方針	
財務計画書		
【6-4-02】	令和 7 年度財務計画書	
外部資金導入の実績		
【6-4-03】	令和 7 年度外部資金実績表	
資産運用に関する規則		
【6-4-04】	212　学校法人愛知産業大学 資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和 7 年度資金運用に関する基本方針	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-01】	201　学校法人愛知産業大学 経理規程	
【6-5-02】	202　学校法人愛知産業大学 経理規程施行細則	
【6-5-03】	203　学校法人愛知産業大学 勘定科目一覧表	
【6-5-04】	205　学校法人愛知産業大学 図書の会計処理に関する取扱要領	
【6-5-05】	206　学校法人愛知産業大学予算の積算に関する取扱要領	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-06】	903　学校法人愛知産業大学 評議員会運営細則	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-07】	監査報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	令和 7 年度予算編成方針	
【6-5-b】	監事を選任した議事録 令和 7 年度第 1 回評議員会議事録（令和 7 年 5 月 29 日開催）	

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携に関する指針及び組織		
【A-1-01】	建学の精神	
【A-1-02】	愛知産業大学学則	
【A-1-03】	地域共同教育研究センター規程	
【A-1-04】	岡崎大学懇話会ホームページ https://okazaki-dk.com/	
【A-1-05】	岡崎市と愛知産業大学との連携協定に関する包括協定書	
A-2. 地域社会との連携活動		
【A-2-01】	令和 7(2025)年度現代マネジメント講義Ⅰ及び現代マネジメント講義Ⅱ	
【A-2-02】	令和 7(2025)年度第 25 回地域活性化フォーラム	
【A-2-03】	令和 7(2025)年度第 25 回学生フォーラム	
【A-2-04】	図書館学外者利用内規	
【A-2-05】	図書館学外者利用証取扱内規	
【A-2-06】	図書館利用案内	
【A-2-07】	言語・情報共育センター「PLASU」	
【A-2-08】	藤川まちづくり協議会 https://okazaki.genki365.net/G0000627/	
【A-2-09】	藤川まちづくり協議会 https://www.youtube.com/playlist?list= PL4mC0x6W6Ad8XFFwbeqk2lRtyr6lXRlBN	
【A-2-10】	岡崎大学懇話会ホームページ https://okazaki-dk.com/	
【A-2-11】	愛知産業大学『学報』2018（VOL.15）～2026（VOL.23）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。